

法 科 大 学 院

シ ラ バ ス

平 成 21 年 度
(2009 年度)

東北大学法学研究科
法 科 大 学 院

目

次

- ・ カリキュラム改革に伴う科目履修について
- ・ 東北大学法科大学院履修案内
- ・ 平成21(2009)年度法科大学院開講科目一覧
- ・ 平成21(2009)年度法科大学院授業日程
- ・ 平成21年度法科大学院前期・後期時間割表

カリキュラム改革に伴う

科目履修について

カリキュラム改革に伴う科目履修について

平成19年度、平成20年度及び平成21年度に、それぞれカリキュラムが一部変更になっています。カリキュラム変更前の入学生（以下、旧カリ学生と称する）についても、カリキュラム変更後の入学生（以下、新カリ学生と称する）と同様に、新カリキュラムの科目（以下、新カリ科目と称する）を履修することができ、旧カリ学生が履修・単位修得した新カリ科目は成績表にも新カリ科目名によって記載されます。

旧カリキュラムの科目（以下、旧カリ科目と称する）は、旧カリ科目としてはもはや開講されませんが、新カリ科目は、旧カリ科目の内容を確保するものです。したがって新カリ科目は旧カリ科目と重複する内容を含んでいるので、旧カリ学生がすでに単位修得した科目について、その学生が新たに単位修得できない新カリ科目が一部に存在します。

以下の新旧対応表は、新カリ科目の変更があった部分の一覧表です。表の左側に記載された旧カリ科目をすでに旧カリ学生が単位修得していた場合は、それに対応する右側の新カリ科目を新たに単位修得することができません。

なお、以下の表のうち、左側に旧カリ科目が記載されていない新カリ科目、すなわち旧カリ科目に内容が重複するものがない新カリ科目については、旧カリ学生も履修して単位修得することができます。

新 旧 科 目 対 応 表

群	平成18年度以前 授業科目	平成19年度 授業科目	平成20年度 授業科目	平成21年度 授業科目
基礎法・ 隣接科目	実務外国法Ⅰ	同左	実務外国法	同左
	実務外国法Ⅱ	同左	ヨーロッパ法(EU法)	同左
			現代アメリカの法と社会	同左
		外国法文献研究Ⅰ	同左	同左
		外国法文献研究Ⅱ	同左	同左
		外国法文献研究Ⅲ	同左	同左
展開・ 先端科目	現代家族法	消費者・家族と法	同左	同左
	消費者法			
		民事特別法	同左	同左
	民法発展演習	民法発展演習	同左	同左
	環境法	環境法Ⅰ	同左	同左
	証券取引法	金融商品取引法	同左	同左
	経済法理論	同左	同左	経済法Ⅰ
	経済法実務	同左	同左	経済法Ⅱ
	国際民事訴訟法	国際民事訴訟法発展	同左	同左
	国際知的財産法	同左	知的財産法発展	同左
	企業課税論	租税法基礎	同左	同左
	国際私法	実務国際私法Ⅰ 実務国際私法Ⅱ	同左	同左
	国際取引関係法			
	国際家族法演習			
		比較憲法発展	同左	同左
		リサーチペーパー	同左	同左

法 科 大 学 院

履 修 案 内

東北大学法科大学院履修案内

第1章 総則

第1条 総則

東北大学法科大学院（以下「法科大学院」という。）の課程の教育については、東北大学大学院通則（昭和28年11月26日制定。以下「通則」という。）、東北大学学位規程（昭和30年1月1日制定）、東北大学大学院法学研究科規程（昭和30年1月1日制定。以下「法学研究科規程」という。）、東北大学法科大学院規程（平成16年4月1日制定）及び法科大学院履修内規（平成18年1月1日制定）に定めるところのほか、この履修案内による。

第2条 修業年限及び在学年限

- 1 法科大学院の修業年限は3年とする。ただし、総合運営調整教授会（以下「教授会」という。）が法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）は、第2年次より履修を開始する。
- 2 同一年次の履修は、休学の場合を除き、2年を限度とする。
- 3 同一年次の在学年限は、次年次に進級できない者については、休学の場合を除き、2年とする。
- 4 前項に規定する在学年限を経て、なお所定の課程を修了し、又は各年次に必要な単位数を修得できない者は、除籍する。
- 5 通則第22条3項の休学期間については、原則として、各年次につき1年を超えることができない。

第2章 授業科目の履修

第3条 授業科目等

- 1 法科大学院の授業科目群、授業科目、単位数及び年次配当については、法科大学院規程別表による。
- 2 同一名称の授業科目は重複して履修することはできない。Ⅰ、Ⅱ、Ⅲが付されている授業科目は、同一名称の授業科目とはみなさない。

第4条 クラス指定及び履修制限

- 1 第1年次科目、基幹科目及び実務基礎科目のうちの必修科目、並びに、必要があると認められる授業科目の履修にあたっては、クラス指定を行うものとする。
- 2 演習の授業形態をとる授業科目等、その他その授業科目の特性に応じて必要があると認められるときは、カリキュラム等委員会の承認を得て、履修制限をすることがある。

第5条 履修登録

- 1 法科大学院の各年次の授業科目を履修する者は、各年度当初における所定の手続きにより、履修登録をしなければならない。
- 2 履修登録をするには、法科大学院生教育研究賠償責任保険に加入しなければならない。
- 3 第4条第2項に規定する履修制限または履修選抜のため当該授業科目を履修することができなくなった者は、カリキュラム等委員会の承認を得て、当該授業科目の単位にあたる授業科目につき履修登録の訂正を行うことができる。
- 4 前期・後期授業の開始後一定の期間内は、履修登録単位の上限を超えない限度で、学生から申し出のあった履修登録の変更を認めることができる（一定の期間については、別途これを学生に通知する。）。なお、履修登録の変更については、カリキュラム等委員長が、当該学生につき事情の説明を求めることがある。
- 5 前期の授業科目についての履修登録の変更については、後期の授業科目（通年の授業科目は除く。）に変更することもできる。なお、不合格となった前期授業科目も、履修登録単位の上限については、すでに履修済みの授業科目として計算する。
- 6 履修登録は、履修登録の変更を経た場合を除き、これを取り消すことができない。試験を棄権あるいは放棄したときであっても、履修登録は取り消されない。
- 7 履修登録の期限、その他具体的な手続については、別途これを定め、学生に通知する。

第6条 試験

- 1 試験を受けることのできる授業科目は、授業を受けたものに限る。
- 2 授業科目の授業回数の3割を超えて欠席をした者については、当該授業科目について定期試験等の受験を認めないことがある。正当な理由なく又は無断で、授業科目の授業回数の2割を超えて欠席をした者についても同様とする。
- 3 試験は、原則として、前期、後期の定期試験期間における筆記試験、口述試験、またはレポート試験により、これを行う。ただし、夏季授業期間の集中講義等は、この限りでない。
- 4 授業科目により、融合問題など、格別に試験（再度の試験を含む。）の必要のあるときは、定期試験期間外で試験日を定めて、これを行うことがある。
- 5 やむをえない事由（忌引き、病気その他これに匹敵する事由に限る。）により試験（再度の試験を除く。）を受けられなかった者については、別途に試験を行う。
- 6 試験に合格しなかった者（不合格者）のうち、当該授業科目の担当教員が特に認めたものについては、再度の試験を行うことがある。ただし、第1年次科目のうち前期配当の授業科目については、すべての不合格者に対し、後期において再度の試験を行うものとする。

第7条 成績

- 1 試験の成績は、AA、A、B、C、Dの5段階評価とし、AAないしCを合格、Dを不合格とする。その成績は、公表しない。
- 2 成績評価の客観的基準については、別途これを定め、学生に周知する。

第8条 進級及び再履修

- 1 第1年次科目の授業科目を1科目でも不合格になった者は、第2年次に進級することはできない。ただし、合格した授業科目の単位に影響することはない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第1年次科目の授業科目30単位をすべて修得できなかった者のうち、第1年次科目群として開講される科目のうち、不合格科目数が2科目以下かつ不合格科目単位数が4単位以下の者であって、第1年次科目群の不合格科目を除いた単位加重平均値が70点を超え、かつ、第1年次科目群の不合格科目を含む単位加重平均値が60点を超える者については進級を認め、第2年次に配当される授業科目の履修を認める。
- 3 前項により進級を認められた者が翌年度に第1年次科目群の不合格科目をすべて合格できなかった場合は、在学年限が満了するものとする。
- 4 基幹科目の授業科目を1科目でも不合格になった者は、第3年次に進級することはできない。ただし、合格した授業科目の単位に影響することはない。
- 5 各年次における再履修については、法科大学院運営委員会（以下「運営委員会」という。）が定める方法による。

第3章 課程修了及び学位授与

第9条 課程修了

- 1 法科大学院の課程を修了するためには、3年以上在学し、法科大学院規程の定めるところにより、第1年次科目30単位、基幹科目28単位、実務基礎科目のうち必修科目10単位及び選択必修科目2単位以上、基礎法・隣接科目4単位以上、並びに、展開・先端科目22単位以上を修得し、かつ、96単位以上を修得しなければならない。（平成19年度既修入学者にあつては附則2に注意）
- 2 前項の規定において、法学既修者は、第1年次に在学して第1年次科目30単位を修得したものとみなす。

第10条 学位授与

東北大学法科大学院の課程を修了したものには、法務博士（専門職）の学位を授与する。

第4章 その他

第11条 アドバイザー制度

- 1 法科大学院は、学生の教育支援として、アドバイザー制度を実施する。
- 2 アドバイザー制度の実施については、別途これを定め、学生に周知する。

第12条 入学前の既修得単位認定

- 1 法科大学院規程第3条2項にかかわらず、当分の間、規程第3条による既修得単位として認定できる単位数は10単位までとする。
- 2 既修得単位として認定できる科目は法科大学院規程別表による展開・先端科目に属す

る科目のみとする。

第13条 エクスターンシップ

エクスターンシップの授業を履修する学生は、研修先から報酬を受け取ってはならない。

第14条 守秘義務

学生は、授業等で知った個人の秘密及び個人情報について、在学中および在学を終えた後も、これを漏らしてはならない。

附 則

- 1 この履修案内は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前に入学した者及び平成19年度に法学既修者として入学する者については、改正後の第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。（実務基礎科目は必修科目8単位と選択必修2単位以上、展開・先端科目は24単位以上選択必修）
- 3 平成18年度以前に入学した者で平成19年度に引き続き第1年次学生として在学する者にあつては、改正後の第8条第2項は適用されない。

法 科 大 学 院

開 講 科 目 一 覽

平成21(2009)年度法科大学院開講科目一覧

授業科目	単位	担当教員	配当学年及び学期 (毎週授業時間数)						備考	頁
			L1年		L2年		L3年			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期		
第 1 年次科目										
憲法	4	辻村教授	④						必修	1
行政法	2	中原教授		②					必修	3
民法Ⅰ	4	水野教授 久保野准教授	②	②					必修	5
民法Ⅱ	4	渡辺教授	④						必修	7
民法Ⅲ	4	水野教授 早川講師		④					必修	9
刑法	4	成瀬教授	②	②					必修	11
商法	4	吉原教授		④					必修	13
民事訴訟法	2	菱田准教授		②					必修	15
刑事訴訟法	2	佐藤(隆)准教授		②					必修	16
基幹科目										
実務民事法	14				⑥	⑧			必修 2クラス	17
民法分野		水野教授 石井教授 渡辺教授 久保野准教授								
商法分野		吉原教授 森田准教授								
民事訴訟分野		坂田教授								
実務刑事法	8	岡本教授 宮田教授 成瀬教授 佐藤(隆)准教授			④	④			必修 2クラス	21
実務公法	6	稲葉教授 中林准教授			④	②			必修 2クラス	23
実務基礎科目										
法曹倫理	2	官澤教授 谷村教授 宮田教授				②		②	必修 2クラス	26
民事・行政裁判演習	3	石井教授 藤田(紀)教授 三輪講師						② ①	必修 2クラス	27
刑事裁判演習	3	宮田教授 奥村講師 丹羽講師 伊藤講師 翠川講師						③	必修 2クラス	28
民事要件事実基礎	2	谷村教授				②		②	必修 2クラス 通年隔週	29
刑事事実認定論	2	宮田教授				②		②		30
リーガル・リサーチ	2	芹澤教授 樺島教授 金谷准教授	②		②					31
リーガル・クリニック	2	藤田(紀)教授 坂田教授 官澤教授			②			②	各月	33
ローヤリング	2	佐藤(裕)教授			②			②	2クラス	34

授業科目	単位	担当教員	配当学年及び学期 (毎週授業時間数)						備考	頁	
			L1年		L2年		L3年				
			前期	後期	前期	後期	前期	後期			
エクスターンシップ	2				②		②		集中講義 10クラス	36	
官澤教授・ 坂田教授クラス(2)		官澤教授 坂田教授									
官澤教授・ 藤田教授クラス(2)		官澤教授 藤田(紀)教授									
官澤教授・ 佐藤(裕)教授クラス(2)		官澤教授 佐藤(裕)教授									
官澤教授・ 内田講師クラス(1)		官澤教授 内田講師									
官澤教授・ 佐々木講師クラス(1)		官澤教授 佐々木(洋)講師									
官澤教授・ 河井講師・藤田講師 クラス(1)		官澤教授 河井講師 藤田(浩)講師									
官澤教授・ 黒田講師クラス(1)		官澤教授 黒田講師									
模擬裁判	2	宮田教授 廣瀬講師 翠川講師						②		38	
基礎法・隣接科目											
日本法曹史演習	2	吉田(正)教授				②		②		39	
西洋法曹史	2	大内教授				②		②	隔年	40	
実務法理学Ⅰ	2	樺島教授				②		②		41	
実務法理学Ⅱ	2	樺島教授					②		②	42	
実務外国法	2	芹澤教授				②		②		43	
ヨーロッパ法（EU法）	2	中村講師				②		②	集中講義	45	
現代アメリカの法と社会	2	芹澤教授					②		②	46	
法と経済学	2	森田准教授				②		②		47	
外国法文献研究Ⅰ（英米法）	2	芹澤教授				②		②		48	
外国法文献研究Ⅱ（ドイツ法）	2	樺島教授 シェーファー准教授				②		②		49	
外国法文献研究Ⅲ（フランス法）	2	嵩准教授				②		②		50	
展開・先端科目											
消費者・家族と法	2	水野教授 藤田(紀)教授				②		②		51	
民事特別法	2	石井教授 小粥教授					②		②	52	
民事法発展演習	2								3クラス	53	
石井教授・ 谷村教授クラス		石井教授 谷村教授				②		②			
佐藤(裕)教授クラス		佐藤(裕)教授					②				②
藤田(紀)教授・ 内田講師クラス		藤田(紀)教授 内田講師					②				②
医事法	2	水野教授 久保野准教授 米村准教授				②		②	隔年	57	
環境法Ⅰ ※	2	苦瀬教授				②		②		58	
環境法Ⅱ ※	2	大塚講師				②		②	集中講義	60	
金融法	2	本多講師				②		②	隔年 集中講義	61	
経済法Ⅰ ※	2	滝澤准教授				②		②	前期を二分し 前半を行う	62	
経済法Ⅱ ※	2	滝澤准教授				②		②	前期を二分し 後半を行う	63	

授業科目	単位	担当教員	配当学年及び学期 (毎週授業時間数)						備考	頁
			L1年		L2年		L3年			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期		
企業法務演習Ⅰ	2	森田准教授			②		②			65
企業法務演習Ⅱ	2	藤田(浩)講師				②		②	隔週	66
商取引法演習	2	清水准教授			②		②			67
民事執行・保全法	2	坂田教授				②		②		68
倒産法 ※	2	河崎准教授			②		②			69
応用倒産法 ※	2	河崎准教授				②		②		70
国際民事訴訟法発展	2	芳賀講師			②		②		集中講義	71
実務労働法Ⅰ ※	2	原講師			②		②		集中講義	72
実務労働法Ⅱ ※	2	桑村准教授 原講師				②		②	隔週	73
社会保障法	2	嵩准教授			②		②			74
知的財産法Ⅰ ※	2	蘆立准教授 杉江准教授			②		②			76
知的財産法Ⅱ ※	2	蘆立准教授			②		②			77
知的財産法発展 ※	2	蘆立准教授 杉江准教授				②		②		78
租税法基礎 ※	2	澁谷教授				②		②		79
刑事実務演習Ⅰ	2	田子講師			②		②			81
刑事実務演習Ⅱ	2								2クラス	83
宮田教授クラス		宮田教授				②		②		
奥村講師クラス		奥村講師				②		②		
刑事実務演習Ⅲ	2	田子講師				②		②		84
少年法・刑事政策	2	廣瀬講師			②		②		集中講義	86
国際法発展 ※	2	植木教授			②		②			88
国際法発展演習 ※	2	植木教授				②		②		89
国際人権・刑事法	2	坂本講師				②		②	隔週	90
トランスナショナル情報法	2	芹澤教授 早川講師				②		②		92
実務国際私法Ⅰ ※	2	竹下准教授			②		②			93
実務国際私法Ⅱ ※	2	竹下准教授				②		②		94
ジェンダーと法演習	2	辻村教授			②		②			95
比較憲法発展	2	佐々木教授			②		②			96
リサーチペーパー	2	各指導教員					②			97

※は新司法試験選択科目対応科目

科目群	第1年次科目				
授業科目	憲 法		単位	4	担当教員 辻村 みよ子
配当年次	L 1	開講学期	前期	週間授業回数	2回

<目 的>

この授業の目的は、憲法の基本原理と運用について十分な理解を得るとともに、法曹実務において必要となる憲法訴訟についての基本的な知識と法技術を習得することである。そこでこの授業では、主要な憲法判例や憲法学説を素材として、日本国憲法の人権原理と統治構造について検討する。これによって、憲法の基本原理に関する知識と憲法訴訟に関する基本的な理解をえて、2年次「実務公法」においてさらに専門的に憲法訴訟・行政訴訟等の諸問題を検討するために必要な論理的思考能力を養成する。

<授業内容・方法>

日本国憲法の基本原理・人権総論・人権各論および統治構造を対象とする。いずれも、最高裁判所・下級裁判所の主要な判例および憲法学説にてらして、日本国憲法の基本原理および各規定の解釈の現状と課題を理解するとともに、人権保障のための諸制度・訴訟手続を扱う。授業では、教科書に沿って基本的知識の習得に努めるとともに、憲法判例や現実の憲法問題のなかから具体的なテーマを選んで憲法上の論点を抽出し、質疑・討論形式で議論を深める方法をとる。また、複数回実施される小テストを通じて論文形式での理解を深め、勉学の成果を検証する。

I 憲法総論・人権総論

- 1 憲法の意味・近代市民憲法の展開
- 2 日本国憲法の基本原理
- 3 人権の観念と主体
- 4 憲法上の権利と適用範囲/公共の福祉
- 5 個人の尊重と幸福追求権
- 6 法の下の平等

II 人権各論

- (1) 精神的自由権
 - 7 思想・良心の自由
 - 8 信教の自由
 - 9 政教分離
 - 10/11 表現の自由
 - 12 学問の自由
- (2) 経済的自由権
 - 13 職業選択の自由
 - 14 財産権
- (3) 人身の自由
 - 15 適正手続の保障
 - 16 被疑者・被告人の権利
- (4) 受益権・手続的権利
 - 17 裁判を受ける権利
 - 18 損害賠償請求権
- (5) 社会権
 - 19 生存権
 - 20 教育を受ける権利
 - 21 労働基本権
- (6) 参政権

Ⅲ 統治原理

- 22 国民主権と天皇制
- 23 権力分立，選挙と代表
- 24 国会
- 25 内閣
- 26 財政
- 27 裁判所
- 28 違憲審査
- 29 地方自治
- 30 憲法保障と平和主義

<教科書・教材>

- ①辻村みよ子『憲法(第3版)』（日本評論社、2008年）
- ②芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第4版）』（岩波書店、2007年）[参考]
- ③高橋和之他編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ（第5版）』（有斐閣、2007年）[参考]
- ④大石眞・石川健治編『憲法の争点』（有斐閣、2008年）[参考]

<成績評価の方法>

各回の質疑・討論等の内容（平常点）、小テスト・中間試験の成績、および学期末に行われる筆記試験の成績によって評価する。

なお、最終成績評価に占める割合は、原則として、
期末試験 50%、中間試験 25%及び小テスト・平常点 25%とする。

<その他>

特になし

科目群	第1年次科目				
授業科目	行政法	単位	2	担当教員	中原 茂樹
配当年次	L 1	開講学期	後期	週間授業回数	1 回

<目 的>

実務公法（行政法）の授業に対応できるだけの実力をつけることを目標に、行政法の基本的な考え方を学ぶ。法科大学院における行政法学習の目標は、具体的な事案に関して、個別法の仕組みのもとで、①行政活動が違法となるのはどのような場合か、②それを訴訟で争うにはどうすればよいか、という二点を判断できるようになることである。この授業では、そのための基本的な着眼点を学ぶ。

<授業内容・方法>

以下の着眼点について順次検討する（⇒ は関連する論点）。

第1回・第2回

- ① **行政活動の目的**に着目する（法律の目的規定、処分要件規定等を手がかりとして）。仮にその行政活動が行われなければ、どのような弊害が生じるか。当該行政活動は、誰のどのような利益を保護するために行われるべきとされているか。

⇒ 行政とは何か、行政法が存在理由、規制行政と給付行政、消極目的と積極目的（憲法との関係を含む）、裁量論（許可と特許、他事考慮）、原告適格論（後出）。

第3回・第4回

- ② **当該行政活動について、誰が（国会・地方議会か行政機関か）どのような形で（法律・条例、法規命令、行政規則、等）決定しているか**に着目する。

⇒ 法規範のピラミッド、法律による行政の原理、法律の留保論（根拠規範・規制規範・組織規範の区別）、法律と条例との関係、行政立法（法規命令と行政規則との区別）、法規命令における裁量（委任の範囲内か）、行政活動の一般法原則

第5回

- ③ **処分の要件（基準）・効果がどのように定められているか**に着目する。どの程度具体的に定められているか、どのレベル（法律、法規命令、行政規則）で定められているか。

⇒ 裁量論（要件裁量と効果裁量、許可と特許、政策的・専門技術的裁量。着眼点①とも関連）、法規命令による基準の具体化と裁量基準（審査基準・処分基準）との違い、裁量基準に従うべき要請と個別事情考慮義務との関係、原告適格論（後出）。

第6回

- ④ **行政の働きかけに相手方私人が従わない場合**、どのような措置が予定されているか（罰則規定、勧告・公表、何も規定がない場合、等）に着目する。

⇒ 行政処分と行政指導との区別（規律の有無）、行政上の義務履行確保・行政の実効性確保の手法

第7回

- ⑤ **「申請」の仕組みがとられているか**に着目する。

⇒ 私人に申請権が保障されている場合は、行政側に審査・応答義務があり、当該応答（不作為を含む）に不服のある者は、訴訟（行政訴訟または民事訴訟）で争える。給付行政における契約と処分の区別。

「申請に対する処分」と「不利益処分」の区別（行政手続法）。義務付け訴訟における「申請（満足型）」と「非申請型（直接型）」（後出）。

第8回

- ⑥ **行政手続法が適用されるか**（適用除外規定の有無）、必要とされている手続が踏まれたかに着目する。行政手続法は、手続保障のスタンダード（いわば初期設定）を定めるものであり、適用除外規定がない限り、処分については、行政手続法の処分手続が適用される。

⇒ 手続の瑕疵が（常に）処分の取消事由になるか。憲法によって直接、行政手続が保障される場合はあるか。

第9回・第10回

- ⑦ 訴訟類型を考える：一連の行政過程の中で、**処分が（どこに）あるか**に着目する。**取消訴訟の排他的管轄・出訴期間制度**との関係。処分が行われる前後の違い。

⇒ 抗告訴訟と当事者訴訟（または民事訴訟）との分かれ目。「時機に後れた取消訴訟」としての無効確認訴訟。処分後に行われる取消訴訟と、処分前に行われる義務付け訴訟・差止訴訟。紛争原因行為である処分を直接攻撃する取消訴訟と、現在の法律関係を争う当事者訴訟・民事訴訟（争点訴訟）。実効的な権利救済と処分性拡張論。処分性承認による遮断効と違法性の承継。

第11回

- ⑧ 主観訴訟であることに由来する（広義の）**訴えの利益問題**

⇒ 処分性（争訟の成熟性）、原告適格と行訴法10条1項との関係、狭義の訴えの利益。当事者訴訟（確認訴訟）における訴えの利益（確認の利益）の問題。実効的な権利救済との関係。着眼点④とも関連。

第12回

- ⑨ 救済に緊急性を要するか：**仮の救済**

⇒ 執行停止、仮の義務付け、仮の差止め。

第13回・第14回

- ⑩ 行政活動の是正そのものではなく、**金銭等（賠償または補償）による解決**を求める場合

⇒ （原因行為が違法か適法かに応じて）国家賠償または損失補償

<教科書・教材>

教員が作成したレジュメを配布する。特定の教科書を指定することはないが、行政法を学んだことがない人は、開講までに、稲葉馨『行政法と市民』（放送大学教育振興会、2006年）または宇賀克也編『ブリッジブック行政法』（信山社、2007年）を（できれば2回以上）通読することが望ましい。

行政法の体系書・参考書については、開講時に紹介する。

<成績評価の方法>

定期（期末）試験の成績のほか、小テストおよび質疑応答等による平常点を加味して評価する。定期試験の割合は、8割を予定。

科目群	第1年次科目				
授業科目	民法Ⅰ		単位	4	担当教員 水野 紀子 久保野 恵美子
配当年次	L 1	開講学期	通年	週間授業回数	1回

<目 的>

民法のうち講学上「民法総則」といわれる部分（前期）及び「事務管理・不当利得・不法行為」の部分（後期）を学習する。次年度以降の授業に参加するためにも、当該領域の基礎知識を理解し、これを使って簡単な講壇事例を解決する応用力を身につけることを目標とする。

<授業内容・方法>

毎回の講義は、あらかじめ教員から指示された範囲について文献を読了した上で受講することが前提とされる。授業は、重要な事項についての教員からの説明を中心として、補助的に質疑応答を交える形で行われる。基本用語や細かい条文知識などの習得については、受講者の自習（教科書の熟読や短答式問題演習）に委ねられる。

○ 進行予定

本授業の内容は、「民法総則」と「事務管理・不当利得・不法行為」とに分けられる。

〔民法総則（前期、水野担当）〕

- 1 序論 民法の歴史・機能、基本構造、物権と債権
- 2 契約の主体・・・人・能力・未成年
- 3 成年後見制度、住所、不在者
- 4 法律行為 1 契約の成立 意思表示 成立要件・有効要件
- 5 法律行為 2 錯誤・虚偽表示ほか
- 6 法律行為 3 詐欺・強迫
- 7 法律行為 4 契約の有効性
- 8 代理一般（任意代理・法定代理・代表）
- 9 無権代理
- 10 表見代理
- 11 時効総論
- 12 取得時効
- 13 消滅時効
- 14 法 人

〔事務管理・不当利得・不法行為（後期、久保野担当）〕

- 1 序論 (1)
 - (1) 履修分野の概要
 - (2) 不法行為法の構造
- 2 一般の不法行為の要件
 - (1) 故意・過失 (2)
 - (2) 権利侵害ないし違法性 (3)
 - (3) 因果関係・賠償範囲の確定 (4)
- 3 法益保護の諸類型 (5)
- 4 不法行為の効果
 - (1) 救済の方法
 - (2) 損害賠償請求権者 (6)
 - (3) 損害賠償額の算定及び調整
 - (4) 権利行使の期間制限 (7)

5 特殊の不法行為

- (1) 責任無能力者の監督者の責任・使用者責任 (8)
- (2) 共同不法行為 (9)
- (3) 工作物責任 (10)

6 不当利得 (11～13)

7 事務管理 (14)

<教科書・参考書>

1 教科書

〔民法総則〕 内田貴・民法Ⅰ総則・物権総論〔第4版〕

〔事務管理・不当利得・不法行為〕 教科書は指定しないので、参考書のうち自分に合ったものを選んで基本文献として使ってください。

2 判例教材 〔前後期共通〕 民法判例百選Ⅰ,Ⅱ〔第6版・出版予定〕(有斐閣)

3 参考書

〔前期：民法総則〕

河上正二・民法総則講義(日本評論社)

四宮和夫・能見善久・民法総則〔第7版〕(弘文堂)

大村敦志・基本民法Ⅰ総則・物権〔第3版〕(有斐閣)

河上正二・歴史の中の民法(日本評論社)、民法学入門(日本評論社)

＊各自、「法律学小辞典」を1冊用意して随時参照できるようにしておくことが望ましい。

〔後期：事務管理・不当利得・不法行為〕

窪田充見・不法行為法(有斐閣)

吉村良一・不法行為法〔第3版〕(有斐閣)

藤岡康宏他・民法Ⅳ〔第3版〕(有斐閣Sシリーズ)

内田貴・民法Ⅱ債権各論〔第2版〕(東大出版会)

大村敦志・基本民法Ⅱ債権各論〔第2版〕(有斐閣)

潮見佳男・債権各論Ⅰ(契約法・事務管理・不当利得)(新世社)

＊その他の参考書については、初回授業において案内します。

<成績評価の方法>

平常点および期末に行われる筆記試験の成績によって評価します。

評価の8割は、筆記試験(各学期末に行われるもの)の成績に基づき、残り2割は、授業時の応答・小テストや出欠の状況等を材料として平常点として考慮します。

評価方法の具体的内容、あるいはこれについて修正がある場合には、授業時に教員から説明します。なお、筆記試験の受験資格の有無は、学期ごとの出欠状況を基準に判断されるので、注意してください。

<その他>

オフィスアワーの日時は、別途案内をします。

科目群	第 1 年次科目						
授業科目	民法Ⅱ			単位	4	担当教員	渡辺 達徳
配当年次		L 1	開講学期	前期	週間授業回数		2 回

<目 的>

民法のうち講学上「契約法」および「債権総論」といわれる部分を学習する。次年度以降の授業に参加するためにも、当該領域の基礎知識を理解し、これを使って簡単な講壇事例を解決する応用力を身につけることを目標とする。

<授業内容・方法>

授業は、原則として担当教員からの説明と設例・問題についての応答とから成る。重要な事項を扱うように努めるが、すべての問題を扱うことは不可能であり、適切でもない。とくに教室における口頭での学習に適さない事項は、受講者の自習（教科書の熟読や問題演習）に委ねられる。

○進行予定

具体的なルール（各種の契約）から抽象的なルール（総論）へと進める。個別ルールのみならず、常に体系的視点・個別ルールの相互関係を意識することによって、債権法全体の構造ないし体系の理解をすすめるようにしたい。

1 序論 (1)

(1) 履修分野（契約法・債権総論）の概要

(2) 契約法の構造

2 各種の契約

(1) 権利移転型契約 贈与、売買、交換

・概要、贈与・交換 (2)

・売買の成立、売買の予約 (3)

・手付 (4)

・売主の義務 (5)

・売主の担保責任（その1） (6)

・売主の担保責任（その2） (7)

・買主の義務 (8)

・特殊の売買（特定商取引法、割賦販売法） (9)

(2) 貸借型契約 消費貸借、使用貸借、賃貸借

・消費貸借、使用貸借 (10)

・賃貸借の成立・存続期間 (11)

・賃貸人・賃借人の権利義務 (12)

・賃貸借の解除・終了 (13)

(3) 役務提供型契約 雇用、請負、委任、寄託

・概要、雇用（労働契約法）、寄託 (14)

・請負 (15)

・委任 (16)

(4) その他の契約 (17) 組合、終身定期金、和解

(5) 民法典に規定されていない契約 (18)

3 契約総論

- (1) 契約の成立 (19)
- (2) 契約の効力 (20)
- (3) 契約の解除 (21)

4 債権総論

- (1) 債権総論の構造 (22)
- (2) 債権の目的 (23)
- (3) 債権の効力
 - ・当事者間における債権の基本的効力 (24)
 - ・債権の対外的効力 (25)
- (4) 多数当事者の債権 (26)
- (5) 債権の譲渡 (27)
- (6) 債権の消滅 (28)

<教科書・教材>

○授業における教科書・参考書の扱い、自習における利用のしかたなどについては、開講時にお話します。

- 1 教科書 (契約法) : 大村敦志・基本民法Ⅱ [第2版] (債権各論) (有斐閣)
 - : 内田貴・民法Ⅱ [第2版] (債権各論) (東大出版会)
 - (債権総論) : 大村敦志・基本民法Ⅱ [第2版] (債権総論・担保物権) (有斐閣)
 - : 内田貴・民法Ⅲ (債権総論・担保物権) 第3版 (東大出版会)
- 2 判例教材 民法判例百選Ⅱ [第6版] (有斐閣) (2009年4月刊行予定)
- 3 参考書 (契約法) : 潮見佳男・債権各論Ⅰ (契約法・事務管理・不当利得) (新世社)
 - 鈴木禄弥・債権法講義四訂版 (創文社)
 - 広中俊雄・債権各論講義第6版 (有斐閣)
 - 山本敬三・民法講義Ⅳ-2 契約 (有斐閣)
 - (債権総論) : 平井宜雄・債権総論第2版 (弘文堂)
 - 奥田昌道・債権総論増補版 (悠々社)
 - 潮見佳男・債権総論Ⅰ第2版・Ⅱ第3版 (信山社)

<成績評価の方法>

平常点および期末に行われる筆記試験の成績によって評価する。評価の8割は、筆記試験(学期末に行われるもの)の成績に基づき、残りの2割は、授業時の応答内容、出席率、小テストの結果等を材料として、行う。これらに変更がある場合には、授業時に教員から説明する。

<その他>

オフィスアワーの日時は、別途案内をする。

科目群	第1年次科目				
授業科目	民法Ⅲ			単位	4
				担当教員	水野 紀子 早川 眞一郎
配当年次	L 1	開講学期	後期	週間授業回数	2回

<目 的>

本授業は、民法の物権法と家族法領域について基本的な思考方法と論理構造を理解し、自らそれらを用いて法的な議論ができる能力を培うことを目的とする。

<授業内容・方法>

受講者は民法の初心者を用意するが、短期間で広範な民法全領域を修得するには、受講者の積極的な予習が不可欠となる。毎回の講義は、あらかじめ教官から指示された範囲について文献を読了した上で受講することが前提とされる。

本授業の具体的内容は、以下のように物権法と家族法に分けられる。

物権法 (14 コマ)

物権変動、所有権及び抵当権を中心にして、物権法全般にわたって基礎的な力を養う。

- 1 序論(1)
 - (1) 履修分野の概要
 - (2) 物権の意義と性質
- 2 物権の変動
 - (1) 序説(2)
 - (2) 不動産の物権変動(3,4,5)
 - (3) 動産の物権変動(6)
- 3 所有権(7,8)
 - (1) 所有権の意義と効力
 - (2) 所有権の制限
 - (3) 共同所有
- 4 占有権、地上権など(9)
- 5 担保物権の基礎(10)
- 6 抵当権(11,12)
- 7 留置権・先取特権・質権(13)
- 8 非典型担保(14)

(教科書・参考書)

- 1 教科書 永田眞三郎ほか・物権〔エッセンシャル民法2〕(有斐閣、2005年)
- 2 判例教材 民法判例百選Ⅰ(最新版：第6版が近刊予定です)(有斐閣)

家族法 (14 コマ)

親族法・相続法の解釈学的理解を目指す。戸籍法・家事審判法などの特別法も含めて、家事紛争の実体法がいかに構成されているかを理解する。親族法では、夫婦や親子の法的要件とその法的効果を系統的に講義するとともに、白地規定の多い民法への批判的視点も持った深い理解をはかりたい。相続法は、財産法の応用問題といえる難しい解釈論が多い。学説的検討が不十分な領域であるが、判例を中心に、正確な修得をはかる。

- 1 序論
 - (1) 家族・家族法とは何か(1)
 - (2) 戸籍制度・家事事件処理手続き(2)

2 親族法

- (1) 親族 (2)
- (2) 婚姻・婚姻の解消 (3,4)
- (3) 実親子法・養子法 (5,6)
- (4) 親権法・後見法 (7,8)
- (5) 扶養法 (8)

3 相続法

- (1) 相続法の構造 (9)
- (2) 相続人・相続分・相続の要件など (10,11)
- (3) 相続の効力 (12,13)
- (4) 遺言・遺留分 (14)

(教科書・参考書)

1 教科書

高橋朋子他・民法7第二版・有斐閣アルマ (有斐閣)

とするが、ほとんど講義では用いない。予習として必ず該当部分を読んでおくこと。出版されているテキストのうち、自分で読みやすいと思うものがあれば、それを用いてもよい。

2 判例教材 家族法判例百選 [第7版] (有斐閣)

3 参考書 大村敦志・家族法 (有斐閣)

道垣内弘人＝大村敦志・民法解釈ゼミナール5 親族・相続 (有斐閣)

中川善之助＝泉久雄・相続法 (有斐閣)

<成績評価の方法>

各回の討論の内容および期末に行われる筆記試験の成績によって評価する。評価の9割は、筆記試験(学期末に行われるものに加えて、授業時間中に必要に応じて行われる小テストを含む)の成績に基づき、残りの1割は、授業時の応答内容や出席率等を材料として授業にどれくらい効果的に参加したかに基づき、行う。評価方法の具体的内容、あるいはこれについて修正がある場合には、授業時に教員から説明する。

<その他>

オフィスアワーについては、別途、案内する。

科目群	第1年次科目				
授業科目	刑 法		単位	4	担当教員 成瀬 幸典
配当年次	L 1	開講学期	通年	週間授業回数	1 回

<目 的>

この講義は、法曹になるために必要不可欠な刑法の基本的な枠組みを理解することを目的としています。刑法の理論的・体系的理解を目指しますが、受講生が、将来、法曹実務家になることを希望していることを踏まえ、実務を意識した実践的な問題にも触れる予定です。

<授業内容・方法>

講義は、第1部（前期）と第2部（後期）に分かれます。

第1部では、犯罪の成立に関する一般的な理論である「刑法総論」において論じられている問題を15のテーマに分けて、第2部では、個々の犯罪固有の問題を扱う「刑法各論」の諸問題を15のテーマに分けて扱います。

あらかじめ、「事例・設問」、「必読判例」、「必読文献」、「参考判例」、「参考文献」等が示された教材を配布しますので、それに基づいて予習をして、講義に出席してください。講義では、教員が設問についての解説を行います。その際、適宜、学生を指名して発言を求めます。その発言は、成績評価の対象となりますから、十分に予習をして講義に臨んでください。学生の皆さんは、法学未修者ですから、高度な内容の発言が期待されているわけではありません。読むべき文献・判例を読んできていれば、答えられるような質問が行われると考えてください。

具体的な講義の進行予定は以下のとおりです。

（第一部）

- 第1講 刑法の目的と罪刑法定主義
- 第2講 構成要件該当性1—実行行為と危険概念
- 第3講 構成要件該当性2—不作為犯
- 第4講 構成要件該当性3—因果関係
- 第5講 違法性1 —違法性の本質と違法性阻却事由
- 第6講 違法性2 —正当防衛と緊急避難1
- 第7講 違法性3 —正当防衛と緊急避難2
- 第8講 責任1 —責任の本質と責任能力
- 第9講 責任2 —故意
- 第10講 責任3 —過失
- 第11講 未遂犯
- 第12講 正犯と共犯
- 第13講 共同正犯
- 第14講 教唆犯と幫助犯
- 第15講 罪数

(第二部)

第1講	個人的法益に対する罪1	—生命・身体に対する罪1
第2講	個人的法益に対する罪2	—生命・身体に対する罪2
第3講	個人的法益に対する罪3	—自由に対する罪
第4講	個人的法益に対する罪4	—名誉・信用に対する罪など
第5講	個人的法益に対する罪5	—財産に対する罪1
第6講	個人的法益に対する罪6	—財産に対する罪2
第7講	個人的法益に対する罪7	—財産に対する罪3
第8講	個人的法益に対する罪8	—財産に対する罪4
第9講	個人的法益に対する罪9	—財産に対する罪5
第10講	個人的法益に対する罪10	—財産に対する罪6
第11講	社会的法益に対する罪1	—公共の平穩に対する罪
第12講	社会的法益に対する罪2	—偽造罪1
第13講	社会的法益に対する罪3	—偽造罪2
第14講	国家的法益に対する罪1	—国家の作用に対する罪1
第15講	国家的法益に対する罪2	—国家の作用に対する罪2

<教科書>

第1部について、特に指定しませんので、定評のある基本書を各自用意してください。

第2部については、西田典之『刑法各論（第4版）』（弘文堂）及び芝原邦爾＝西田典之＝山口厚『刑法判例百選Ⅱ各論（第6版）』（有斐閣）を指定します。

<教 材>

教材は、第1回目の講義のときにまとめてお配りします。講義は、この教材を中心に行いますので、学生の皆さんはこれをもとに予習をしてきてください。

<参考書>

第1部に関して、

- ・伊藤・小林・鎮目・成瀬・安田著『アクチュアル刑法総論』（弘文堂）。
- ・西田典之＝山口厚＝佐伯仁志『判例刑法総論（第5版）』（有斐閣）
- ・西田典之＝山口厚＝佐伯仁志『刑法判例百選Ⅰ総論（第6版）』（有斐閣）

第2部に関して、

- ・西田典之＝山口厚＝佐伯仁志『判例刑法各論（第5版）』（有斐閣）

第1部・第2部共通のものとして、

- ・西田典之＝山口厚＝佐伯仁志『刑法の争点』（有斐閣）

<成績評価の方法>

成績の評価は、学期末（前期及び後期の2回）に行う筆記試験と講義への出席状況、講義における発言・態度などを総合的に考慮して行います（筆記試験 85%程度、出席状況等の平常点 15%程度を予定しています）。

科目群	第1年次科目				
授業科目	商 法		単位	4	担当教員
配当年次	L 1	開講学期	後期	週間授業回数	2回

<目 的>

企業組織および企業取引に関する法領域である商法について、その基本的な概念や制度を理解した後、法律家としてその修得が不可欠な分野として特に会社法を中心に学習する。

概念や制度をなぜそれらが存在するのかという理論的根拠にまで踏み込んで理解させるとともに、変動著しい現代の経済社会において商法がどのように運用され また変容しつつあるかということ等をたえず意識し、2年次以降の実践的能力養成に必要な基礎的能力を身に付けさせることを目標とする。

<授業内容・方法>

受講者が教科書・教材に眼を通してきたことを前提として、重要な論点について、できるだけ具体例を用い、実際の運用に眼を向けながら、検討を加えていく。

商法と呼ばれる法分野には、会社法、商法総則、商取引法、手形法・小切手法、保険法・海商法が含まれるが、実務での重要性および時間の制約から、この授業では会社法に全体の4分の3以上の時間を割く予定である。

- [01] 商法の意義／商人と商行為
- [02] 会社法総論①——企業と会社／会社の種類
- [03] 会社法総論②——法人性
- [04] 会社法総則（商法総則）①——商号・使用人
- [05] 会社法総則（商法総則）②——事業譲渡・商業登記
- [06] 株式会社の運営機構——総論
- [07] 機関の構築／機関相互間における権限の分配
- [08] 株主の議決権／株主総会の招集・議事・決議／株主総会決議の瑕疵
- [09] 取締役会と代表取締役
- [10] 取締役と会社との利害調整①——競業取引の規制
- [11] 取締役と会社との利害調整②——利益相反取引の規制
- [12] 取締役の会社に対する責任／代表訴訟
- [13] 取締役の第三者に対する責任
- [14] 株式会社の監視・監督機構／監査役・会計監査人
- [15] 委員会設置会社
- [16] 株式会社の資金調達／株式の種類／募集株式の発行等
- [17] 違法な募集株式の発行等に対する救済
- [18] 新株予約権／社債
- [19] 株式譲渡の自由と制限／株式譲渡の法律関係
- [20] 企業会計をめぐる法規制
- [21] 会社の財務構成の変更
- [22] 会社の設立と解散・清算
- [23] 組織再編・企業結合・企業買収①——合併・事業譲渡・会社分割
- [24] 組織再編・企業結合・企業買収②——株式交換・株式移転／企業買収
- [25] 企業取引と民法・商法——商行為通則
- [26] 企業取引の補助者・仲介者
- [27] 物流取引／金融取引
- [28] 手形・小切手の意義と機能

＜教科書・教材＞

吉原和志ほか『会社法 1・2 [第 6 版]』（有斐閣 2009・後期開講までに刊行予定）

別冊ジュリスト『会社法判例百選』（有斐閣 2006）

その他必要に応じて、適宜参考文献を紹介し、教材を配布する。

＜成績評価の方法＞

学期末に実施する筆記試験の成績（70％程度）、授業中における質疑応答の状況や中間テストないし小テストの成績（30％程度）を勘案して、総合的に評価する。

＜その他＞

期末試験の際には、判例の記載および書込みのない六法を用意すること。

科目群	第 1 年次科目						
授業科目	民事訴訟法			単位	2	担当教員	菱田雄郷
配当年次		L 1	開講学期	後期	週間授業回数		1 回

<目 的>

民事訴訟法の基本的な仕組みを理解し、第三者に説明できるようになること。

<授業内容・方法>

1.授業内容

『中野貞一郎『民事裁判入門』（有斐閣）で扱われている事項をカバーする。ただし、少額訴訟と督促手続以下は、時間の都合上、直接は扱わない。

2.授業方法

授業は、原則として、講義形式によって進める。ただし、重要事項について理解を確実なものとするために適宜質疑応答を組み合わせる。

3.進行予定（計 14 回）

裁判の世界（1 回）

民事裁判における憲法・民法・訴訟法（1 回）

どんな訴えが起こせるか（1 回）

訴える人、訴えられる人（2 回）

訴訟審理の進め方（2 回）

民事訴訟の基本原則（2 回）

事実認定と証拠（2 回）

判決（2 回）

上訴と再審（1 回）

<教科書・教材>

中野貞一郎『民事裁判入門』（最新版，有斐閣）は購入してほしい。ただし，これは導入のための書物であり，将来のことを考えれば，より詳細な書物を 1 つは参考書として用意するのが望ましい。定評があるのは，新堂幸司『新民事訴訟法』（弘文堂），伊藤眞『民事訴訟法』（有斐閣），中野貞一郎ほか編『新民事訴訟法講義』（有斐閣），松本博之＝上野泰男『民事訴訟法』（弘文堂）等であるが，他の書物を排除する趣旨ではない。

また，個別論点についてさらに深く理解したい場合には，高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上）（下）』（有斐閣）にあたることを薦める。

判例集は特に指定しない。民事訴訟法判例百選（最新版，有斐閣）や上原ほか『基本判例民事訴訟法』（有斐閣）が便利であるが，購入しなくてもよい。

<成績評価の方法>

原則として，期末試験 90％，平常点 10％で行う。

<その他>

特になし。

科目群	第1年次科目				
授業科目	刑事訴訟法		単位	2	担当教員 佐藤 隆之
配当年次	L 1	開講学期	後期	週間授業回数	1 回

<目 的>

この講義では、犯罪の捜査、公訴の提起、事件の審理、判決へと至る手続の流れに即して、その過程で生じる法解釈論および制度論上の問題について検討を加える。我が国の刑事手続の概要・特徴を把握するとともに、様々な問題の検討を通じて、論理的な思考能力を養うことがその目的である。

我が国の憲法には、刑事手続に関する規定が豊富に盛り込まれていることから、個々の解釈論を展開するに際して、その内容、および、そこから導かれる指導理念・基本原理を踏まえることが前提となるが、そこから直ちに問題の解決が導かれるわけではない。むしろ、刑事訴訟法の条文の文言を出発点に、憲法および指導理念・基本原理に立ち返る一方で、関係当事者の諸利益、現行制度の歴史的背景、手続相互の有機的連関にも目配りしながら、論理を積み重ね、結論を基礎づける、という思考過程を経ることで、説得力のある主張を展開することが可能となるのである。本講義は、具体的には、このような思考方法の養成・体得を目指すものである。

なお、刑事手続の分野では、判例が実際の法の運用に大きな役割を果たしていることから、主に判例を素材として講義を進める。判例に触れることで、「活きた刑事訴訟法」の理解を図るとともに、その読み方を身につけ、早い時期に実務家の発想に親しませることもその狙いである。

<授業内容・方法>

講義および受講者との対話・討論によって授業を進める。

予習の要点となる事柄を指示するので、受講者はそれを手がかりにして、教科書および判例集の該当箇所・判例を精読し、そこに含まれる問題点を整理（さらに一応理解）したうえで、講義に臨むことが期待される。

講義では、前提となる知識について必要な説明をした後、判例に現れた問題点について、受講者との対話を通じて、検討を行う。

講義で重点的に検討する項目として、1. 強制捜査と任意捜査、2. 職務質問・所持品検査、3. 任意同行と取調べ、4. 搜索・差押え、5. 強制採尿・通信傍受、6. 接見交通、7. 公訴権の運用とその規制、8. 訴因の明示・特定、9. 訴因変更、10. 違法収集証拠の証拠能力、11. 自白法則、12. 伝聞証拠の意義と伝聞例外、13. 判決・裁判の効力、を予定している（なお、中間試験は、11月下旬から12月上旬に行う）。

<教科書・教材>

- ・教科書 長沼範良＝田中開＝寺崎嘉博『刑事訴訟法〔第3版〕』（有斐閣）
- ・判例集 井上正仁ほか『ケースブック刑事訴訟法〔第2版〕』（有斐閣）
- ・参考書 松尾浩也＝井上正仁『刑事訴訟法判例百選〔第八版〕』（有斐閣）
松尾浩也＝井上正仁『刑事訴訟法の争点〔第3版〕』（有斐閣）
長沼範良ほか『演習刑事訴訟法』（有斐閣）

このほか、法学教室（有斐閣、月刊）に連載された、酒巻匡「刑事手続法の諸問題」、「対話で学ぶ刑事判決判例」（各月掲載）、および現在連載中の「演習（刑事訴訟法）」も非常に有益である。

<成績評価の方法>

中間試験（30%）、期末試験（60%）、および講義時の発言内容等の平常点（10%）によることを予定している。

科目群	基幹科目				
授業科目	実務民事法		単位	1 4	担当教員 坂田・水野・石井・渡辺 久保野・吉原・森田
配当年次	L 2	開講学期	通年	週間授業回数	前期 3 回 後期 4 回

<目 的>

この授業では、L 1 ないし学部段階において得た、民法、商法、民事訴訟法に関する基本的な理解を前提とし、それらの法律の裁判実務等における具体的適用のあり方を立体的・複合的に学ぶことを目的とする。

<授業内容・方法>

1. 授業内容

本授業は、大きく二部構成を採る。第一部（6 単位相当）においては、民事裁判の具体的な進み方について講義する。すなわち、L 1 ないし学部段階において得た民事訴訟法に関する基本的な理解を前提とし、これを具体的な事例を題材にあてはめることによって、裁判実務に対応できる能力と深い理解力とを身につけ、紛争・訴訟の進行について、どのように考え、処理して行くのかを学ぶことになる。今年度は、まず、中野貞一郎『民事裁判入門』〔最新版、有斐閣〕、後に『ロースクール民事訴訟法』〔第 3 版、有斐閣〕の 2 冊の教科書を用いながら、双方向的授業で進めて行く。また、要件事実総論と事実認定総論に関しては、裁判官教員が担当する予定である。

なお、第一部での獲得目標は、民事訴訟法に関する本格的教科書・体系書を読み解き、実務的問題を解決することができるようになることである。

第二部（8 単位相当）においては、民商法の重要論点について、具体的に裁判等で適用されることを前提とした上で、更に理解を深め、実践的応用能力を養うことが目的とされる。具体的には、3. に掲げた題材に関する事例（各題材につき、カッコ内に記した論点を含む事例を用意する）を用い、各題材につき、問題点を洗い出して分析したうえで総合的かつ多角的な検討を行う（ただし、題材によっては事例を用いずに授業がなされることもありうる）。なお、現実には、既存の法準則を前提とした事前のプランニングが、法曹の活動において極めて重要な位置を占めるが、これについては、先端・展開科目群における企業法務演習に委ねられる。

2. 教育方法

裁判等の紛争処理過程において適用されることを念頭に各法を教える以上、設例問題もしくはある程度詳細な事実関係を教材として用意する。各回の授業は基本的に、この教材中の特定の事件をめぐる担当者と受講者との対話によって進行することとなる。したがって、受講者は、予め指定された文献を熟読し、与えられた設例又は事実関係を元に可能な法律構成を考えるという負担を毎回課されることになる。この過程を通じて、受講者は、従前の法律知識を、実践に应用可能な「生きた知識」へと変化させることになる。

3. 予定

1. イントロダクション

第一部 民事裁判

(1) オリエンテーション

(2) 民事訴訟の全体を捉える：その 1

(3) 民事訴訟の全体を捉える：その 2

(4) 訴えとは何か（訴訟物の視点から）

(5) だれが訴訟当事者となるか

(6) 訴訟の審理：形式的側面から

(7) 訴訟の審理原則：実質的側面から：処分権主義、弁論主義

(8) 証拠をめぐる：事実認定、証明責任・立証軽減

- (9) 判決が及ぼす影響
- (10) 第1審判決に対するチェック機構
- (11) 中間テストⅠ
- (12) 民事執行：最終の権利救済
- (13) 重複訴訟はなぜ禁止されるか
- (14) 中間テストⅠ・講評
- (15) 相殺の抗弁と重複訴訟の禁止
- (16) 当事者死亡の場合の訴訟の行方
- (17) 特別講義：要件事実論
- (18) 当事者を認識する手段、当事者を間違えた場合の処置
- (19) 確認の利益とは
- (20) 訴訟要件、訴訟判決
- (21) 法律上の争訟と宗教上の問題
- (22) 原告の申し立ての拘束力と不利益変更禁止原則
- (23) 弁論主義：自白とは
- (24) 特別講義：事実認定論
- (25) 求釈明とは
- (26) 争点証拠整理手続と時機に後れた攻撃防御方法の却下
- (27) 文書提出命令
- (28) 証拠調べにおける公務秘密
- (29) 一部請求
- (30) 判決効の客観的範囲
- (31) 判決効の基準時
- (32) 判決効の主観的範囲
- (33) 定期金賠償と鑑定
- (34) 中間テストⅡ
- (35) 複数請求と控訴
- (36) 補助参加と参加的効力
- (37) 中間テストⅡ・講評
- (38) 同時審判申出共同訴訟
- (39) 独立当事者参加と債権者代位訴訟
- (40) 訴訟承継
- (41) 医療関係訴訟
- (42) 離婚訴訟について
- (43) 限定承認
- (44) 総括
- (45) 前期試験

第二部

- (1) 銀行取引・債権回収・1
(強制履行、債権者代位権、詐害行為取消権、金融商品販売法)
- (2) 銀行取引・債権回収・2
(預金債権者の確定、準占有者への弁済、相殺、債権譲渡)
- (3) 金銭の貸借・消費者信用
(利息の制限に関する法令・判例の変遷、クレジット契約（抗弁の接続など）、所有権留保、保証法の問題点と平成16年改正の概要)
- (4) 動産の売買
(売買契約、錯誤・詐欺、瑕疵担保責任、消費者契約法)
- (5) 不動産取引・1
(不動産登記制度、登記簿の見方、登記請求権)

- (6) 不動産取引・2
(中間省略登記、仮登記、登記と対抗問題)
- (7) 不動産取引・3
(不動産売買に関する諸問題)
- (8) 不動産取引・4
(抵当権の担保機能の拡大、賃料に対する物上代位、抵当権者による抵当不動産の不法占有者の排除の方法)
- (9) 不動産取引・5
(賃貸借に関する諸問題)
- (10) 不動産取引・6
(建築請負に関する諸問題)
- (11) 取引的不法行為
(使用者責任、法人の責任、表見代理、説明義務違反ほか)
- (12) 夫婦関係
(離婚原因、離婚給付、離婚手続、親権、面接交渉の現実)
- (13) 親子関係
(親子関係の成立、親子関係の否定、養子縁組、里親、人工生殖)
- (14) 相続
(成年後見、遺言、遺産分割手続、遺留分、相続と登記、相続回復請求権)
- (15) 株式会社の機関設計
(株式会社の機関設計と機関相互間の権限分配)
- (16) 株主総会の議事運営と決議の瑕疵
(取消・無効・不存在の区別と具体例ほか)
- (17) 取締役と会社との利害の対立
(競業取引、利益相反取引、役員報酬ほか)
- (18) 取締役の対会社責任
(経営判断原則、法令違反行為、監視義務ほか)
- (19) 株主による監督是正
(株主代表訴訟、帳簿閲覧権ほか)
- (20) 対外的業務執行と取引の相手方の保護
(必要な決議を欠く行為、表見代表取締役、権限濫用ほか)
- (21) 会社の設立過程
(発起人の権限、設立中の会社と開業準備行為ほか)
- (22) 会社の倒産と民事責任
(取締役の対第三者責任、法人格の否認、商号の続用、倒産手続と責任追及ほか)
- (23) 違法な募集株式の発行等に対する救済
(新株の有利発行と不公正発行、新株発行の無効と不存在ほか)
- (24) 会社の資金調達手段の多様性
(種類株式、新株予約権、社債の発行と管理ほか)
- (25) 株式の譲渡と保有
(株式の流通と対会社関係、株式の譲渡制限、自己株式ほか)
- (26) 会社の計算
(剰余金の配当、資本金・準備金の増減ほか)
- (27) 組織再編・企業結合・企業買収
(合併と事業譲渡、各種組織再編手続、企業買収と企業防衛ほか)
- (28) 持分会社
(会社形態の選択、合名会社・合資会社・合同会社ほか)
- (29) 総則・商行為の重要論点
(商業登記、商号・名板貸、企業活動の補助者ほか)

※各項目につき2コマを割り当てるが、(15)～(29)については、各項目につき1コマまたは3コマを割り当てることもある。

＜教科書・教材＞

第一部については、中野貞一郎『民事裁判入門』〔最新版、有斐閣〕、三木浩一＝山本和彦編『ロースクールの民事訴訟法』（第3版、有斐閣）を教科書に、伊藤眞『民事訴訟法』（最新版、有斐閣）、高橋宏志『重点講義民事訴訟法』上・下（最新版、有斐閣）、松本博之＝上野泰男『民事訴訟法』（最新版、弘文堂）、民事訴訟法判例百選（第3版）を参考書として指定する。

第二部については、原則として、各回に事例を中心とする教材をコピーして配布する。

＜成績評価の方法＞

単位の認定は、第一部、第二部前半、第二部後半それぞれの成績から、原則として各 60 点以上を基準として、総合して判定する。成績評価は、授業における議論の内容と、定期的に行われる試験の結果とを総合して評価する。定期試験受験資格の認定は、全 14 単位を、第一部 6 単位、第二部前半 4 単位、第二部後半 4 単位に分割し、個別に行う。

なお、第一部の採点基準は、中間テストⅠ18%、中間テストⅡ27%、前期試験45%、主観的平常点10%で行う。

第二部前半の採点基準は、評価の80%は、筆記試験の成績に基づき、残りの20%は、授業時の応答内容や出席率等を材料として授業にどれくらい効果的に参加したかに基づき行う。評価方法の具体的内容、あるいはこれについて修正がある場合には、授業時に教員から説明する。

第二部後半の採点基準は、評価の70%は筆記試験の成績に、20%は期中の小テストないしレポートに基づき、残りの10%は授業時の応答内容や出席率等を材料として授業にどれくらい効果的に参加したかに基づき行う。以上の基準の修正や評価方法の詳細については、授業時に担当教員から説明する。

＜その他＞

第二部の授業は、平成17年度に制定された新会社法についての基本的な知識・理解があることを前提とするので、新会社法を体系的に学んだことのない者は、後期開講までに基本書を通読するなど一通り自習しておくこと。

連絡等には、TKCの教育支援システムを用いる予定である。オフィス・アワーについては別途案内する。

科目群	基幹科目				
授業科目	実務刑事法		単位	8	担当教員 岡本・宮田 成瀬・佐藤(隆)
配当年次	L 2	開講学期	通年	週間授業回数	2回

<目 的>

受講者が、刑事法に関する基本的事項について理解していることを前提として、その体系的な知識を具体的な事例に当てはめ、説得的な結論を自分の力で導き出すために必要な能力を高めることを目的とする。

講義では、判例や仮想事例を素材として用い、①複雑な事実関係を分析して論点を発見し、法的な争点を構成する、②類似した問題に関する判例を比較したり、事案中の事実を変化させたりすることによって判例理論の内容を明確にし、その射程を検討する、③その判例理論を前提に、自らの主張を的確な表現で、説得的に展開する、④判例の批判的検討によって、あるべき新たなルールを提示する、などの作業を通じて、より実践的な問題解決の訓練を行う。

これらの訓練は、刑事裁判実務との有機的なつながりを意識して行われる。理論が、現実の事件解決に当たって、どのように具体化され、機能するのか、研究者と実務家という複数の視点による議論に触れることによって、理解を深めることも、本講義の重要な目的である。

<授業の方法>

本講義は、受講者が、予めTKC上に示された予習課題について、十分に検討してくることを前提として、教員が受講者を指名して、その応答に基づいて議論する方式で進める（取り扱うテーマにより、グループ討論の形式を採用することもある）。

刑法については、いわゆる体系論上の順序を離れて、解釈論および実務上の重要問題を扱う判例を素材にして、理論的な側面からのみならず、実務的な側面からも立ち入った検討を行う。

刑事訴訟法については、まず、刑事手続の流れに沿って、解釈論および実務上の重要問題を扱う判例をとりあげ、検討を行うことによって、基本的事項に対する理解を確実にした後、さらに応用的・発展的な問題について、刑法と同様、実践的な側面を意識しながら、立ち入った分析・検討を加える。

実体法と手続法にまたがる、いくつかの問題については、双方の問題意識を明らかにしたうえで、両者の調整・融合の視点から、あるべき解決を検討する予定である。

本講義で取り扱う予定のテーマは、以下の通りである（前期・後期の開始時にそれぞれの予定を掲示する）。

刑法

〔前期〕

①罪数論、②因果関係、③不真正不作為犯、④故意・錯誤、⑤過失（管理・監督過失）、⑥未遂・中止未遂、⑦被害者の承諾、⑧正当防衛1、⑨正当防衛2、⑩共同正犯1、⑪共同正犯2、⑫共犯の諸問題

〔後期〕

①個人的法益に対する罪1、②個人的法益に対する罪2、③個人的法益に対する罪3、④個人的法益に対する罪4、⑤個人的法益に対する罪5、⑥社会的法益に対する罪1、⑦社会的法益に対する罪2、⑧社会的法益に対する罪3、⑨国家的法益に対する罪1、⑩国家的法益に対する罪2、⑪刑法総合1、⑫刑法総合2

*予習課題については、1週間程前にTKC上で示す。

*後期については、総論の問題と関連付けながら、講義を行う予定である。

刑事訴訟法

〔前期〕

①強制捜査と任意捜査との区別、②職務質問・所持品検査、③被疑者の身柄拘束をめぐる諸問題、④在宅被疑者の取調べ、⑤令状による捜索・差押え、⑥逮捕に伴う捜索・差押え、⑦体液の強制的採取、⑧検察官の訴追裁量、⑨訴因の特定、⑩訴因変更の可否、⑪違法収集証拠排除法則、⑫自白法則、⑬伝聞証拠の意義、⑭伝聞例外

〔後期〕

①おとり捜査、②通信傍受、③別件逮捕・勾留と余罪取調べ、④在宅被疑者の取調べと自白の証拠能力、⑤接見交通、⑥訴因変更の可否、⑦訴因変更命令、⑧伝聞証拠の意義（謀議メモ）、⑨伝聞例外をめぐる諸問題、⑩択一的認定、⑪裁判の効力、⑫上訴

＊予習課題については、1週間程前にTKC上で示す。

<教科書>

- ・ 教科書 特に指定しない。
- ・ 判例集 井上正仁ほか『ケースブック刑事訴訟法〔第2版〕』（有斐閣）
- ・ 参考書 西田典之＝山口厚＝佐伯仁志編『判例刑法総論〔第5版〕』（有斐閣）
西田典之＝山口厚＝佐伯仁志編『判例刑法各論〔第5版〕』（有斐閣）
長沼範良ほか『演習刑事訴訟法』（有斐閣）

刑事訴訟法に関しては、上記文献のほか、法学教室（有斐閣、月刊）に連載された、酒巻匡「刑事手続法の諸問題」、「対話で学ぶ刑訴法判例」（各月掲載）、および現在連載中の「演習（刑事訴訟法）」も有益である。

<成績評価の方法>

学年末試験（40%）、総合試験・レポート等（50%）、および平常点（10%）によることを予定している。

科目群	基幹科目				
授業科目	実務公法		単位	6	担当教員
					稲葉 馨 中林 暁生
配当年次	L 2	開講学期	通年	週間授業回数	前期 2 回 後期 1 回

<目 的>

この授業の目的は、第 1 年次に配当される「公法」で養われた知識を前提としつつ、憲法訴訟および行政関係訴訟に関する訴訟実務を対象とした憲法・行政法上の専門的諸問題について詳細に検討する。それを通じて、法曹実務家として有することの望まれる、憲法訴訟・行政関係訴訟についての知識・思考法・法技術を習得することが課題となる。

実務公法では、戦後の最高裁判例および下級審の重要裁判例を主として訴訟法的視座から再検討するケース・スタディが予定されている。

このうち、憲法編（実務憲法）では、まず、憲法訴訟の意義と限界を考察する。現行制度の下では、憲法訴訟は、独自の訴訟手続法がないため、行政、民事、刑事のそれぞれの訴訟手続法の下で遂行されることになる。そのような特色を踏まえつつ、憲法訴訟の意義と限界について考察する（第 1 回～第 6 回）。その上で、主要な最高裁判例および下級審の重要裁判例についての再検討を行う（第 7 回～第 14 回）。

また、行政法編（実務行政法）では、行政法の実務と理論の両面から見て重要な問題を網羅的にとりあげ、判例を素材に、あらかじめ用意された設題を解くことをも通じて、事案の多角的・実践的な分析・検討を行うことにより、行政をめぐる代表的な紛争事例が行政法的に見てどのような意味を有するか、また、裁判過程も含め、その合理的な解決のためにどのような手段と判断基準を用いることが適切かを学ぶ。第 1 回目に、「行政法基礎力判定テスト」（15 分程度）を行いますので、あらかじめ行政法の基礎知識を確認して授業に望んでください。

なお、今年度の新たな試みとして、行政法編の後期授業の中で、憲法と行政法のドッキングを図る「実務公法合同授業」を予定しています。

【憲法編（実務憲法）】

<授業内容・方法>

1. 実務憲法って……？
2. 憲法訴訟概観①
3. 憲法訴訟概観②
4. 憲法訴訟手続①
5. 憲法訴訟手続②
6. 憲法訴訟手続③
7. 憲法判例研究①——人権総論①
8. 憲法判例研究②——人権総論②
9. 憲法判例研究③——新しい権利
10. 憲法判例研究④——精神的自由①
11. 憲法判例研究⑤——精神的自由②
12. 憲法判例研究⑥——経済的自由①
13. 憲法判例研究⑦——経済的自由②
14. 憲法判例研究⑧——社会権

*限られた授業時間の中で、憲法全般を扱うことは不可能である（東北大学法科大学院において、L 2 以上の憲法に関連する授業は、この「実務公法（憲法編）」（2 単位）を除くと、「比較憲法発展」が開講されているのみである）。したがって、各自の自習に委ねられることが多いことに留意されたい。なお、授業開始までに、笹田栄司＝井上典之＝大沢秀介＝工藤達朗著『ケースで考える憲法入門』（有斐閣、2006 年）を一読しておくことが望ましい。

<教科書・教材>

長谷部恭男＝中島徹＝赤坂正浩＝阪口正二郎＝本秀紀編著『ケースブック憲法〔第2版〕』（弘文堂、2007年）

芦部信喜著・高橋和之補訂『憲法 第4版』（岩波書店、2007年）か、辻村みよ子『憲法〔第3版〕』（日本評論社、2008年）の何れか1冊

<参考書>

笹田栄司＝井上典之＝大沢秀介＝工藤達朗著『ケースで考える憲法入門』（有斐閣、2006年）

戸松秀典著『憲法訴訟〔第2版〕』（有斐閣、2008年）

藤井俊夫著『司法権と憲法訴訟』（成文堂、2007年）

高橋和之・長谷部恭男・石川健治編『憲法判例百選Ⅰ〔第5版〕』『憲法判例百選Ⅱ〔第5版〕』（有斐閣、2007年）

小山剛・山本龍彦・新井誠編『憲法のレシピ』（尚学社、2007年）

井上典之＝小山剛＝山元一編『憲法学説に聞く』（日本評論社、2004年）

井上典之著『憲法判例に聞く』（日本評論社、2008年）

<成績評価の方法>

期末試験の成績→90%

平常点→10%

【行政法編（実務行政法）】

<授業内容・方法>

1. 憲法原則と一般的法原則－その1／「第1回行政法基礎力判定テスト」
2. 憲法原則と一般的法原則－その2
3. 行政立法と条例－その1（行政立法）
4. 行政立法と条例－その2（条例）
5. 行政処分－その1（効力論）
6. 行政処分－その2（無効・取消・撤回等）
7. 行政手続－その1（手続原則論）
8. 行政手続－その2（手続瑕疵論）／「第2回行政法基礎力判例テスト」
9. 行政裁量－司法統制論
10. 余目町事件を素材とした事例検討
11. 行政指導
12. 行政調査
13. 実効性確保
14. 個別法の解釈と行政活動の違法性－その1
15. 個別法の解釈と行政活動の違法性－その2
16. 情報公開と個人情報保護／「第3回基礎力判定テスト」
17. 取消訴訟の対象－その1：一般的行為
18. 取消訴訟の対象－その2：法効果・権力性
19. 実務公法合同授業
20. 原告適格－その1：基本判例
21. 原告適格－その2：2004年改正後の展望
22. 訴えの客観的利益
23. その他の抗告訴訟
24. 抗告訴訟以外の行政訴訟
25. 仮の救済・判決／「第4回基礎力判定テスト」

26. 国家賠償法 1 条に基づく賠償責任－その 1：違法性論
27. 国家賠償法 1 条に基づく賠償責任－その 2：規制権限の不作为
28. 国家賠償法 2 条に基づく賠償責任－その 1：「瑕疵」総論
29. 国家賠償法 2 条に基づく賠償責任－その 2：河川管理責任・供用関連瑕疵など
30. 損失補償

＜教科書・教材＞

高木光＝稲葉馨編『ケースブック行政法〔第 3 版〕』（弘文堂、2007 年）をテキストとして用い、小早川光郎＝宇賀克也＝交告尚史編『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第 5 版〕』（有斐閣、2006 年）を適宜参照する。また、教材を適宜配布する。

＜参考書＞

塩野宏『行政法Ⅰ〔第 4 版〕』・『行政法Ⅱ〔第 4 版〕』（有斐閣）
芝池義一『行政法総論講義〔第 4 版・補訂版〕』・『行政救済法講義〔第 3 版〕』（有斐閣）
藤田宙靖『行政法Ⅰ（総論）〔第 4 版・改訂版〕』（青林書院）
宇賀克也『行政法概説Ⅰ〔第 3 版〕』・『行政法概説Ⅱ』（有斐閣）

＜成績評価の方法＞

前期・後期 1 回ずつの定期（期末）試験を中心に、実力判定テスト（合計 4 回予定）および課題レポート・授業中の質疑応答等による平常点を加味して評価する。定期試験の結果が 9 割、その他が 1 割を予定している。

【実務公法の総合成績について】

憲法（100 点満点）、行政法前期成績（100 点満点）、および行政法後期成績（100 点満点）を合計した点数（300 点満点）を 3 で除した点数をもって実務公法の総合成績（満点は 100 点）とし、総合成績が 60 点以上を合格とする。

科目群	実務基礎科目				
授業科目	法曹倫理		単位	2	担当教員
					官澤・谷村・宮田
配当年次	L2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1回

<目 的>

この講義の目的は、プロフェッションとしての法曹の役割と倫理について講義と事例研究により深く理解し、法曹としての責任感・倫理感を養うことに置かれている。裁判官・検察官・弁護士に共通する役割・倫理を検討するとともに、裁判官・検察官・弁護士に特有の役割・倫理についても検討する。単純には割り切れない事例を検討することにより、法曹の役割と倫理を深く考える機会を提供する。

<授業内容・方法>

基本的な事項について講義を行った上、事例問題について討議等を行い、法曹の役割と倫理について理解を深めるように講義を進める。

学生は、授業時間における討議等に備え、課外時間における予習復習等の周到な準備作業を行うことが要求される。なお、各回の事前準備事項等は、必要に応じて、書面等で周知する予定である。

具体的な授業の流れは以下の通りである。

- 1 弁護士倫理(1)―――弁護士の職責と倫理
- 2 弁護士倫理(2)―――事例研究：依頼者との関係…職務を行い得ない事件等
- 3 弁護士倫理(3)―――事例研究：依頼者との関係…守秘義務等
- 4 弁護士倫理(4)―――事例研究：依頼者との関係…金銭関係等
- 5 弁護士倫理(5)―――事例研究：真実義務、刑事弁護の倫理等
- 6 弁護士倫理(6)―――事例研究：他の弁護士や裁判所との倫理
- 7 弁護士倫理(7)―――事例研究：事務所の弁護士間等の諸問題等
- 8 弁護士倫理(8)―――事例研究：公益的活動、組織内弁護士の特殊問題等
- 9 裁判官倫理(1)―――裁判官職務論(1)
- 10 裁判官倫理(2)―――裁判官職務論(2)
- 11 裁判官倫理(3)―――裁判官職務論(3)
- 12 裁判官倫理(4)―――裁判官職務論(4)
- 13 検察官倫理(1)―――検察官職務論
- 14 検察官倫理(2)―――事例研究
- 15 起案または試験

<教科書・教材>

参考文献・資料は授業のなかで指定・配布する。

<成績評価の方法>

成績評価は、期末試験が7割、平常成績が3割の割合で実施する予定である。

<その他>

担当の教員の都合等によって、授業の曜限や順序が変わる可能性がある。

科目群	実務基礎科目				
授業科目	民事・行政裁判演習		単位	3	担当教員
					石井・藤田(紀) 三輪
配当年次	L 3	開講学期	通年	週間授業回数	前期 1 回 後期隔週 1 回

<目 的>

本講義の目的は、民事裁判及び行政裁判に当事者の代理人として臨むにあたって、最低限習得しておくべき能力を身につけることにある。

このために、①混沌とした紛争の中から、法的に意味のある事実を抽出して分析し、訴訟物をどのように構成するか、請求原因となる事実は何か、どの事実を抗弁、再抗弁として位置づけるか、重要な間接事実は何かを検討し、適切な法律構成を施すという法律構成能力、②自らの主張を訴状、答弁書及び準備書面にまで結実させる文章起案能力、③自らの主張を基礎づけるための適切な証拠を収集する証拠収集能力、④証拠に適切かつ説得的な評価を加える事実認定能力を獲得し、スキルアップすることを目指す。司法研修所で行っていた前期修習を一段階超えるレベルを目標とし、徹底した起案練習を根幹とした演習を行う。

<授業内容・方法>

本講義は、前期において、民事一般事件 2 単位分を石井彦壽教授及び藤田紀子教授が担当し、後期において、行政事件 1 単位分を三輪佳久講師が担当する。原則として、講義において、当事者の双方の言い分及び関連証拠の記載された事例問題を教材とし、学生との質疑応答、学生間での討論、起案を適宜取り入れて授業を進める。

<教材>

教材は、授業の前に配布する。

<教科書・参考書>

受講生は、次の書籍の内容を理解しておくことが望まれる。

10訂・民事判決起案の手引き（法曹会）（指定教科書）

（改訂）紛争類型別の要件事実（法曹会）（指定教科書）

改訂・行政事件訴訟の一般的問題に関する実務的研究（法曹会）（参考書）

<成績評価の方法>

成績評価は、期末試験の結果9割、平常成績1割として実施する。

科目群	実務基礎科目				
授業科目	刑事裁判演習		単位	3	担当教員 宮田・奥村・丹羽 伊藤・翠川
配当年次	L 3	開講学期	前期	週間授業回数	1. 5回

＜目 的＞

本授業は、刑事手続に携わる実務法曹として必要な基本的知識・技能を習得することを目的とする。ここでは、具体的事件を素材として、証拠の評価、事実の認定、判決書をはじめとする各種書面の作成などを実際に経験することを通じて、検察官、弁護士、裁判官が、どのような視点から事件をとらえ、手続の中で自らの責務をどのように果たしていくのか、を主体的に体得するとともに、①事案を丁寧に分析し、そこに含まれる事実上・法律上の問題点を発見する能力、②証拠の適正な評価に基づいて、適切な事実認定を行う能力、③自らの主張を的確かつ説得的に構成・表現する能力、④手続上必要な文書を適式に起案する能力、を涵養することが目指される。

＜授業方法・内容＞

本授業は、検察実務、刑事弁護実務、刑事裁判実務の3つの部分からなり、それぞれにつき、検事、弁護士、判事としての経験を持つ実務家教官が担当する。

受講者は、予め与えられた教材をもとに自ら事実認定上および法律上の問題について検討を行った上で講義にのぞむこと、適宜、レポートのほか、起訴状、判決書など一定の形式に則った書面を作成して提出することが求められる。担当教官は、その採点および講評を行い、起案後には受講者による討論も予定される。

具体的講義予定は、前期講義開始前に日程表をTKCに掲示する方法により開示する。

＜教科書・教材＞

実際の事件記録を基に作られた記録教材を数種使用するほか、以下の教材を適宜使用する予定である。

- ・司法研修所検察教官室編『検察講義案』（法曹会）
 - ・司法研修所監修『刑事第一審公判手続の概要―参考記録に基づいて―』（法曹会）
 - ・司法研修所編『刑事判決書起案の手引』（法曹会）
- （参考書）
- ・『第一審刑事判決書判例要旨集』（法曹会）
 - ・石井一正「刑事事実認定入門」（判例タイムズ社）
 - ・新関雅夫・佐々木史郎ほか『増補令状基本問題（上・下）』（一粒社）
 - ・山室恵編著『刑事尋問技術』（ぎょうせい）

＜成績評価の方法＞

期末試験（60％）、小テスト（20％）及び平常点（20％）により評価する。

科目群	実務基礎科目				
授業科目	民事要件事実基礎		単位	2	担当教員
					谷村 武則
配当年次	L 2、3	開講学期	通年	週間授業回数	概ね2週に1回

<目 的>

民事訴訟は、民事実体法上の権利の存否を国家が公権的に確定して宣言することにより私人間の紛争を解決する手続であるが、そこでは、実務上、要件事実が重要な機能を果たしている。すなわち、民事訴訟の最終段階では、裁判所は、判決において要件事実の存否（証明責任の所在）に基づき権利の存否を判断することになるので、それへ向けての証拠調べは、最終的な立証目標を要件事実の存否として実施されるし、その前提としての争点整理も、同様に要件事実との関係で何が証明を要する事実であるかを確定する作業となる。このように、裁判所は、常に要件事実を念頭において、審理判断をすることになるし、当事者（訴訟代理人）の訴訟活動及びその前提としての提訴準備活動、さらには、予防法学的見地に立った取引活動も、要件事実を踏まえて的確に遂行する必要があるから、法曹実務家として要件事実の理解は不可欠である。

本講義は、要件事実が具体的な民事訴訟の各段階においてどのような役割を果たすか、具体的な事例における要件事実はいかなる等につき基礎的な理解を深め、法曹実務家として必須の知識と思考能力を身に付けることを目的とする。併せて、訴訟運営、事実認定その他の民事裁判実務一般も視野におき、要件事実以外の事実、すなわち、間接事実等（いわゆる事情を含む。）の訴訟上の機能の理解も深める。

<授業内容・方法>

講義は、実務家（裁判官）教員により、主として判例・実務に基づき実施する。受講生の教科書及び教材に基づく予習を前提とした双方向性のものとし、適時に教材に基づくレポート提出と講評を実施する予定である。初回の講義は、4月16日を予定し、その後の具体的な講義日と講義内容は、学内インターネット等で掲示するが、受講状況等を踏まえ、機動的に変更することがある。

<教科書・教材>

教科書として、「改訂問題研究要件事実〔言い分方式による設例15題〕」（法曹会）、「改訂紛争類型別の要件事実」（法曹会）及び「4訂民事訴訟第一審手続の解説 別冊記録に基づいて」（法曹会）を用いるが、必要に応じて教材を配布する。

なお、基礎的な参考書として、「10訂民事判決起案の手引」（法曹会）があり、講義において直接利用しないが、手元において基本的な思考能力を養う一助とするのが望ましい。

<成績評価の方法>

試験（中間試験も実施する予定である。）の成績のほか、講義中の発言状況、課題に対するレポート等の平常成績を総合的に考慮するが、要件事実の基本的な知識と思考能力が身に付いているかに評価の重点をおき、また、期末試験の成績、中間試験の成績及びその余の平常成績の比重は、概ね3対1対1とする予定である。

科目群	実務基礎科目				
授業科目	刑事事実認定論	単位	2	担当教員	宮田 誠司
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1 回

<目 的>

本演習では、基礎的な水準の事件記録を教材として使用し、刑事事件について、これを取り巻く様々な事情を視野に入れつつ、適切に解決する実践的な能力を涵養するとともに、実務家に必要とされる、自らの頭で考え、判断する姿勢を養成することを目的とする。

実務では、まず、いかなる事実があったのかを確定し、それに対して法を適用し、法定の要件を具備しているか否かを判断することになる。そして、事実の確定の前提として、供述人の供述などの証拠の信用性など、証拠の評価を行うことが必要となる。このように、事実を確定し、それに対して法を適用する、という事実認定に関する理解を深めることが本演習の目的である。

さらに、刑事事件の処理について、具体的に議論することを通じて、刑事事件に携わることの魅力、そのやりがいを理解してもらうことも、刑事系演習科目の重要な目的である。

<授業内容・方法>

受講者は、与えられた問題について、事前に、関連する裁判例や文献を渉猟し、かつ、なぜそのような判断や処分を行うべきか、を十分考えてくること、および、積極的に議論に参加することが求められる。

受講者には、適宜、終局処分起案、冒頭陳述書、論告、弁論、判決書などの起案が求められる。

<教科書・教材>

参考すべき文献・判例は、適宜指示する。

<成績評価の方法>

期末試験（50％）、レポート（30％）及び平常点（20％）により評価する。

<その他>

本科目の授業進行の必要により、15名を上限とする履修者数の制限を行う。

履修希望者は、4月6日（月）午後4時45分までに事務室あて届け出ること。初回授業の前日までに履修許可者をTKCにより発表するので、履修を認められた者のみ履修登録を行い授業へ出席すること。定員を超えた場合の選抜は抽選により行う。

科目群	実務基礎科目				
授業科目	リーガル・リサーチ	単位	2	担当教員	芹澤・樺島・金谷
配当年次	L 1、2	開講学期	前期	週間授業回数	1 回

<目 的>

この授業の目的は、法曹実務家として活動するために不可欠な情報収集能力、情報処理能力及び文書作成能力を習得することである。実務においては、直面する問題について、最新のものも含めた的確な情報を収集し、それらを整理する能力が要求される。そうした能力を養うために、リサーチの技法や検索ツール等について全般的な解説をし、実際にそれらを使用して法情報を調査・分析する訓練を行う。

<授業内容・方法>

授業では、以下の内容について、それぞれ電子媒体（インターネット、データベース）と紙媒体（雑誌、書誌）を用いた検索・情報収集の方法について解説する。リサーチの結果を文書にまとめる訓練を行うために、数回のレポートを課す。

- 第1回 ガイダンス
 - ↳ 法科大学院教育研究支援システムの構成と使い方・注意事項
- 第2回 リーガル・リサーチ概論、インターネットを用いた検索の基礎
- 第3回 実務家教員による講演（リサーチ・文書作成方法）
- 第4回 法令・判例の解釈理論、学習方法（私法分野）
- 第5回 " （公法分野）
- 第6回 文献・学説の探し方
- 第7回 法令・立法資料の探し方
- 第8回 判例の探し方
- 第9回 CD/DVD 資料、オンライン・データベース資料の利用方法
 - ↳ 調査結果のまとめ方、文書化、書面の書き方の訓練
- 第10回 事例1（公法）
- 第11回 事例2（民事法）
- 第12回 事例3（刑事法）
- 第13回 補論（アメリカ法情報調査）
- 第14回 補論（国際法・ヨーロッパ法情報調査）
- 第15回 最終課題レポートの出題と解説

技能科目として、適宜実際に特定のテーマを与え、関連する裁判例や文献等の検索とその結果をレポートにまとめる作業を行う。特に技能修得度を評価するために、講義の最後には、実習として、実際の事件を素材にして、法令・判例調査、学説調査、外国法調査を行い、その結果を小論文として提出させ、これに対し講評を加える。こうした作業は、適切な検索ツールの選択、的確な検索キーワードや条件の設定、検索情報の取捨選択、情報の整理の訓練となり、実務法曹としての情報収集・処理能力の向上に資する。

<教科書・教材>

教材は、法科大学院教育研究支援システムを通じて適宜配付するとともに、専用のホームページを用いる。法科大学院図書室、その他の場所におけるリーガル・リサーチの実習を含む。以下に挙げる参考文献以外の文献については、授業のときに随時紹介する。

<参考文献>

いしかわまりこ，藤井康子，村井のり子『リーガル・リサーチ〔第3版〕』（日本評論社，2008年）
弥永真生『法律学習マニュアル〔第2版補訂版〕』（有斐閣，2007年）

<成績評価の方法>

授業における質疑応答、講義期間中に出される課題の評価（30%）及び最終レポート（70%）の総合評価による。

<その他>

模擬裁判、ローヤリング、クリニック等、他の実務基礎科目において、実際にリーガル・リサーチを行うことが前提とされている。

科目群	実務基礎科目				
授業科目	リーガル・クリニック		単位	2	担当教員
					藤田(紀) 坂田・官澤
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	毎月 1 回

<目 的>

この講義の目的は、実際に生起する民事の紛争に対して、担当教官の指導のもとに学生が法律相談業務に携わることによって、既習の法的知識を応用に移し、法の適用の在り方を体得するとともに、基礎的技能を磨き、将来の実務活動に対する理解と、問題調査能力、法的処理能力を涵養することにある。模擬相談に対するクリニックは、法的問題に対する学生の社会的意識の向上をもたらすのみならず、来談者に対する法律相談・法律情報の提供という形での社会貢献を疑似体験する機能をも果たす。

<授業内容・方法>

リーガル・クリニック一般に関する知識と理解を体得するために、弁護士教官・研究者教官の指導の下、模擬相談として、大学院生が来談者（教員等）からの法律相談を行うとともに、事案の確認作業、法的分析、問題解決策の検討、問題処理・問題解決案の提示を行うための基本的知識・ノウハウを体系的に学ぶ授業を行う。

毎月 1 回（6 月のみ 2 回）、原則として第 2 土曜日の午後（3 限乃至 5 限）にリーガル・クリニックの授業を行う。具体的には、第 3 限に、教員立ち会いの下で模擬相談を行う。第 4 限に、当日の模擬相談について学生の相互批評、教員の講評を行う。第 5 限に、教員の指導のもと、各学生あるいは各班が事件記録等を作成する。

2009 年度の予定は以下のとおりである。なお、内容は 2007 年度のものである。

2009 年 4 月 11 日：説明会

4 月 25 日：遺言についての相

5 月 23 日：離婚についての相談

6 月 6 日：多重債務と破産についての相談

6 月 13 日：不動産と対抗要件についての相談

<教科書・教材>

毎回の来談者（教員）の模擬法律相談が教材である。なお、適宜プリント等を配布する。

<成績評価の方法>

準備作業・模擬相談案件に対する取組み・成果、並びに各会の事件記録等のレポートを総合勘案して、これを評価する。

<その他>

科目群	実務基礎科目				
授業科目	ローヤリングA, B		単位	2	担当教員 佐藤 裕一
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	各1回

<目 的>

1. 弁護士として法律実務に携わるということは、幅広い法的知識を前提として、様々な立場の人とコミュニケーションをとりながら、より良い紛争の解決や権利の実現をめざすことを意味しています。そのためには依頼者からの法律相談・受任に始まり、相手方との交渉、裁判における権利主張・立証といった一連の事件処理の流れの中で、それぞれの時点における適切な実務的スキルを身につけていることが必要となります。また、ADRを含めて、いかなる紛争処理手続を選択するかといった判断も大切です。そうした意味では、ローヤリングは「これまでに学んできた実体法や訴訟法の法的知識を、現実の紛争解決の場においてどのように活かしていくのか」という手法を学ぶものです。
2. この科目においては、民事紛争の発生からその解決（権利実現）に至るプロセスにおける実務的スキルの養成を目的とします。一般民事事件を主としますが、多数の債権者を相手とする倒産事件処理をも取り扱います。ここで養われたスキルはリーガル・クリニック、模擬裁判、エクスターンシップといった他の実務基礎科目を学ぶための前提となるだけでなく、来るべき司法修習との橋渡しの意義を持つように努めたいと考えています。このような実務的スキルを身につけるためには、正確な法的知識・思考を有していることが前提となります。授業の中では民法や民事訴訟法等の法的知識・思考を絶えず確認しながら進めていくことにしたいと思います。
3. なお、ローヤリングAと同Bは基本的に同一内容ですので、どちらか一方の受講となります。

<授業の進め方>

単なる講義形式ではなく、予めTKC教育支援システムを利用してレジュメと共に具体的な資料から構成されるケースを掲載し、それを議論・検討するという「ケース研究」の形をとります。資料から紛争解決に必要な事実を読み取り、法的な当てはめを考えます。法律相談や交渉は学生に弁護士役になってもらい、教員とあるいは学生同士による「模擬法律相談演習」「模擬交渉演習」を行い、その結果について議論・検討します。弁護士にとってコミュニケーション能力がとても大きな素養であることを実感してもらいたいと思います。また内容証明郵便や和解案等の実務法文書作成のために、具体的な状況を設定して「ケース起案」を行ってもらいます。弁護士業務の中で文書起案能力が重要な意義を持つことは言うまでもありません。「ケース起案」は4回予定しています。

なお夏休み中に希望者10名程度を対象として、ローヤリングで学んだことが実務の中で現実によどのように活かされているのかを検証する目的で、私の法律事務所における1日弁護士体験を企画しています。希望者が多い場合には、抽選としています。

<授業内容>

1. 現代の弁護士業務
2. 各種の法律相談における面接技法
3. 一般法律相談の模擬演習
4. 顧問先（ないしは紹介事件）の模擬法律相談演習
5. 受任の決定と証拠収集
6. 相手方とのコンタクトとそれを踏まえた戦略
7. 法的手続によらない模擬交渉演習A（相手方が本人の事案）
8. 法的手続によらない模擬交渉演習B（当事者双方に弁護士が付いている事案）
9. 紛争処理手続の選択（各種ADRを含めて）
10. 倒産手続における利害関係者との模擬交渉演習
11. 裁判における訴え提起以降の主張
12. 裁判における立証活動
13. 裁判上の和解への対応
14. 紛争の解決における弁護士の役割

＜教科書＞

特に指定せずに、講義では予めTKCに掲載しておくレジюме及び具体的ケースを基にして議論・検討を行います。

＜参考書＞

名古屋ロイヤリング研究会編『実務ロイヤリング講義第2版』（民事法研究会）

加藤新太郎編『リーガル・コミュニケーション』（弘文堂）

加藤新太郎編『リーガル・ネゴシエーション』（弘文堂）

※必ずしも購入して通読する必要はありません。

＜成績評価の方法＞

「ケース研究」「模擬相談・交渉演習」及び「ケース起案」を通じての議論・検討の状況を基にします。具体的な配点は次のとおりです。

ケース研究の際の平常点60%、演習点10%、起案点15%、講義における積極点15%。

科目群	実務基礎科目				
授業科目	エクスターンシップ		単位	2	担当教員 官澤 里美 坂田 宏 ほか
配当年次	L 2、3	開講学期	集中講義	週間授業回数	

<目 的>

法律事務所等において法実務研修プログラムを行う。

この科目では、学生が、法律事務所等における実務の一端に触れて法実務の実態を研修することにより、基幹科目で学んだ「実務民事法」「実務刑事法」「実務公法」等が現実の社会の中で実際にどのように機能しているのか、各種法律知識等やローヤリングの必要性等を体験学習することを目的とする。その際、来訪者や事件の依頼人などのプライバシーや個人の秘密、あるいは企業が有する営業秘密などについて法令遵守義務や守秘義務を負うことについて、実地に体験することも重要な目的である。

実際の研修先については、各年度毎に協力機関と交渉し協定を結ぶこととし、その都度受講可能学生数を確定する。

<授業内容・方法>

夏季授業等の期間中に、法律事務所等において、課題を設定して研修を実施する。各授業年度毎に、実務家教官と研究者教官は共同して、法律事務所等と相互に連絡をとりつつ、それぞれの場所で、学生が法実務業務の実際に触れることができるように、具体的な研修プログラムを策定し実施する。このプログラムは、オリエンテーション、課題の設定、各研修場所における研修、レポート作成提出という流れに従うが、より具体的な研修方法については、各研修受け入れ機関との間の協議によって年度毎に策定される。

なお、研修を受ける学生は、履修登録にあたり、法令遵守義務・守秘義務についての保証人を付した誓約書を提出しなければならない。これは、法律事務所等を訪れる来訪者や事件の依頼人のプライバシーや個人の秘密、あるいは企業が有する営業秘密などにつき、学生ひとりひとりが守秘義務を負っていることを自覚させるための誓約書である。さらに、オリエンテーションや当該研修場所で研修を始めるにあたって、必要に応じて法令遵守義務や守秘義務を学習させることにより、法令遵守義務違反や守秘義務違反の行為の発生を未然に防止するよう教育を徹底する。

2009年度においては、仙台（数箇所）及び東京（2箇所）の法律事務所と協定を結び、16名の学生を選抜して各事務所で研修を行う予定である。具体的には、「オリエンテーション」「研修内容についての講義」（研修前指導）を行った後、夏休み期間中に1週間の集中的な研修期間を設け、その期間学生は2名1組で連日弁護士事務所に赴いて法律相談、依頼者との打合せ、法廷活動等の傍聴等を行い、弁護士業務全般の実際を研修することとする。その後、参加学生は、「傍聴した事件の内容と見通し」「良い弁護士になるための必要事項」といった課題についてレポートを作成・提出し、講評会（研修後指導）において弁護士教員・研究者教員の指導の下でディスカッションを行う。

授業・作業の流れは概略以下の通り。

1. オリエンテーション
2. 研修先の選択・課題の策定
3. 講義：法律事務所業務、企業法務等
4. 各研修先における研修（1）
5. 各研修先における研修（2）
6. 各研修先における研修（3）
7. 各研修先における研修（4）
8. 各研修先における研修（5）
9. 各研修先における研修（6）
10. 各研修先における研修（7）
11. レポート作成・提出
12. 研修結果・レポートについての討論・講評（1）

13. 研修結果・レポートについての討論・講評（2）

14. 研修結果・レポートについての討論・講評（3）

＜教科書・教材＞

特になし。参考資料は必要に応じて授業のなかで配付する。

＜成績評価の方法＞

授業や各研修プログラムにおける各学生の取り組み・提出レポートによって評価する。

＜その他＞

科目群	実務基礎科目						
授業科目	模擬裁判			単位	2	担当教員	宮田・廣瀬・翠川
配当年次		L 3	開講学期	集中講義 後期	週間授業回数		

<目 的>

本授業は、刑事手続に携わる実務法曹の役割を、具体的に体験することを通じて、実務法曹として必要な知識・技能を習得することを目的とする。

<授業方法・内容>

本授業は、公訴提起から判決に至るまでの模擬公判手続の中で、学生が、検察官、弁護人、裁判官の各役割を分担・実演し、これに対して、教員が理論および実務の観点から、適切な指導を行う形で進められる。学生には、模擬公判手続における実演に先立って行われる講義への参加、課外時間における通常の予習にとどまらない公判傍聴や判例の調査、模擬裁判実施当日に向けての準備・練習を自主的に行うこと及び公判における実演が求められる。模擬裁判の準備のため、役割ごとに演習室が割り当てられるので、役割ごとに議論しつつ、準備を行うこととする。

なお、科目の性質上、授業は、集中的連続的に実施する期間を設けて行う（授業日程は、履修予定者に対して後日TKCに掲示するか、予定表を配布することによって周知する。）。

なお、模擬裁判実演後、どのような準備を行ったか、模擬裁判を実演した上での反省点などについてのレポート提出が求められる。

<教科書・教材>

実際の事件記録を基に作られた記録教材を使用する予定である。

<参考書>

法曹会編「刑事訴訟規則逐条説明―第2編3章―公判」（法曹会）

- ・ 司法研修所監修『刑事第一審公判手続の概要―参考記録に基づいて―』（法曹会）
- ・ 山室恵編著『刑事尋問技術〔改訂版〕』（ぎょうせい）
- ・ 司法研修所編『刑事判決書起案の手引』（法曹会）
- ・ 司法研修所検察教官室編『検察講義案』（法曹会）

このほかの文献等は、授業時に具体的に指示する。

<成績評価の方法>

授業や準備作業・実演における取り組みの状況に、成果としての論告要旨、弁論要旨、判決書などの起案も加味して評価する。

科目群	基礎法・隣接科目						
授業科目	日本法曹史演習			単位	2	担当教員	吉田 正志
配当年次		L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数		1 回

<目 的>

この授業では、わが国の歴史の中にみられる法曹を対象として、その人物を研究することにより将来自分はどんな法曹になりたいかを探ることを目的とする。研究の対象とする法曹は参加者各自が自分で決める。自分の理想とする人物でもよいし、逆に反面教師的人物でも構わない。有名でも無名でもよい。原則として1人を選んでもらうが、必要ならば複数人でもよい。時代としては近現代の人物が望ましいが、前近代の法曹的人物でもよい。

<授業内容・方法>

1. 授業内容

各参加者が研究した人物につき報告してもらい、この報告を受けて全員で討論する。従って内容は各報告によって異なる。

2. 教育方法

- ① 参加者は7名以内とする。
- ② 各参加者に2回の授業時間を割り振る。1回目に研究報告をしてもらい、この報告に対する感想・質問を他の参加者に原則として報告後2日以内に文書で提出してもらう。報告者はその文書を見た上で必要な補足研究を行って2回目の時間に質問に簡単に答える。これらを踏まえて残る時間に全員で討論する。

3. 予定

- ① 履修登録期間中に参加者を募集する。その際、どのような人物を研究対象として取り上げたいかを含めた簡単な参加希望理由書を提出してもらう（参加申込先・理由書提出先専門職大学院事務室、参加申込締切4月15日（水）、参加許可者揭示発表4月16日（木））。参加希望者が7名を上回る場合には、i）純粋法学未修者、ii）社会人経験者を優先選抜するとともに、さらにこの理由書に基づいて選抜する。その上で夏休み前に参加者に集まってもらって打ち合わせを行い、発表の順番等を決める。
- ② 後期に入ってすぐに研究発表ができるよう、（特に初めの方の順番の参加者には）夏休み中に研究をしてもらう。
- ③ 後期に入ったら、各参加者が順番に従って2回ずつの時間を使い、上記の演習を行う。
- ④ 参加者が少数の場合は、余る時間を利用して、わが国近世～近代の司法制度の発展過程を内容とする概説を講義形式で行う。

<教科書・教材>

各参加者に、発表に必要なプリントを作成してもらう。

<成績評価の方法>

研究発表の内容（60％）と討論における発言等（40％）を総合的に判断して評価する。

<その他>

無断欠席は認められない。積極的に討論に参加する意欲が必要である。

科目群	基礎法・隣接科目				
授業科目	西洋法曹史		単位	2	担当教員
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1回
大内 孝					

<目 的>

授業題目：西洋法曹史

授業の目的と概要：英米を中心として、弁護士制度、法学教育、法曹職業規制などにかかわる歴史を検討する。法曹の歴史は、一面、実務と「法」にかかわる人々の叡智と努力の歴史であり、同時に他面、（彼らの生計問題でもあることから）綺麗事で済まない実に生臭い歴史でもある。本科目は、この事実を西洋の歴史の中から剔出するものであるが、同時にこの歴史を通して、同様の事柄が姿を変えた形で現代日本においても存在する可能性があることに各自が思いを致す視点となるかもしれない。

<授業内容・方法>

各回授業の後半において、大内が、指定する教材を聴講者各自が講読するにあたってのポイントを簡単に講義する。各聴講者は、最低限当該教材を講読したうえで次の授業に出席するものとし、その前半において、大内と聴講者との対話・問答によって理解を深める。次いで後半に大内が次回授業分の教材講読のポイントを講義し、このサイクルを繰り返して、下記のテーマに沿って検討していく。（なお当然のことであるが、事前に教材を講読せず・授業で問答に応じられないがごときは、（準備書面を読まず・口頭弁論で攻撃防御しないのと同様に）全く無価値であり、文字通り「不可」となる。）

テーマ及び割り当て授業回数のおおよそは以下の通りである。

- I. イギリスにおける「法曹」の誕生 （3回）
- II. イギリス法曹の法学教育と「法」との相関 （2回）
- III. アメリカ植民地時代における「法曹」 （2回）
- IV. アメリカ独立期における法曹制度 （2回）
- V. 「法曹一元」の二つの型 （1回）
- VI. ドイツにおける法律家層の形成と法学 （3回）

ほか、予備2回

なお、参加者の関心と実情を勘案し、参加者と相談のうえで、これとは大幅に異なる内容・方法に変更することがありうる（教材・成績評価の方法についても同様）。

<教 材>

ベーカー著・小山貞夫訳『イングランド法制史概説』第8章；田中英夫『英米の司法』第3，4，5，6章；大内孝『アメリカ法制史研究序説』第Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ篇；上山安敏『法社会史』第1部，第2部などを予定しているが、必要な教材はコピーして配付する。

<成績評価の方法>

各回の対話・問答の内容（上記<授業内容・方法>を参照）（30%），および期末に課す予定のレポート（70%）によって評価する。

<その他>

オフィスアワーその他については、教室で別途通知する。

次の開講は、平成23年度となる予定。

科目群	基礎法・隣接科目				
授業科目	実務法理学Ⅰ			単位	2
				担当教員	樺島 博志
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1回

<目 的>

授業題目：基本権をめぐる推論と判断—保護義務論の批判的検討

<授業内容・方法>

1. 授業内容：人権・基本権をめぐる問題では、わが国とドイツでは制度的背景を異にしながらも、推論方法において共通性が見られる一方、当然ながら判断形成では相違も見られる。本講義では、基本権をめぐる事件を題材として、法学方法の理解と習得を目的とする。その際、日本とドイツの公法学の比較を念頭において、方法論的な普遍性と制度的な差異を明らかにする。

2. 教育方法（「学習の到達目標」）：履修者は、法的三段論法の習得を学習の到達目標とする。その際、法的三段論法の枠内で保護義務論による判断形成をどのように構成するのか、講義ごとに与えられる課題を遂行することによって、自らの論理構成を習得することが求められる。

3. 予定

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 講義の概要・趣旨・試験 | 8 公法関係と私法関係 |
| 2 法学方法論：パターン認識・推論・判断 | 9 私法関係における基本権の保護 |
| 3 法的推論形式としての三段論法 | 10 基本権保護と私的自治・自己決定の関係 |
| 4 公法関係における推論形式 | 11 私法関係における憲法原理の衝突 |
| 5 保護義務論の推論形式の特徴 | 12 契約関係における基本権侵害 |
| 6 行政法における二面関係と三面関係 | 13 不法行為としての基本権侵害 |
| 7 三面関係における推論形式 | 14 問題の総括—質疑応答など |

<教科書・教材>

講義進行のためにスクリプト・課題プリントを配布する。

小山剛『基本権保護の法理』成文堂，1998.

山本敬三『公序良俗論の再構成』有斐閣，2000.

<成績評価の方法>

期末試験のみによる。

<その他>

担当者に対する質問：オフィス・アワー，およびそれ以外の時間については個別に相談に応じる。

科目群	基礎法・隣接科目				
授業科目	実務法理学Ⅱ			単位	2
				担当教員	樺島 博志
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1 回

<目 的>

授業題目：「現代型訴訟」の実証分析—水俣病事件の経緯と評価

<授業内容・方法>

1. 授業内容：「現代型訴訟」という一群の訴訟類型について，裁判所の科学的審査能力，訴訟の政治・社会的機能を明らかにすることにより，高度化した現代社会における法の機能，法と政治，法と道德といった法哲学本来の課題にアプローチする。実証的分析対象として水俣病事件を取り上げる。
2. 教育方法（「学習の到達目標」）：法哲学ないし法社会学で用いる概念枠組については，講義担当者による紹介を中心とする。取り上げられる環境訴訟については，受講者との討論を通じた事例分析を行う予定である。
3. 予定

1 講義の概要・趣旨・試験	8 熊本水俣病事件第 3 次訴訟
2 水俣病事件の概観	9 政治解決と関西訴訟
3 提訴に至る経緯	10 法の三類型と法の機能
4 新潟水俣病事件第 1 次訴訟	11 現代型訴訟とは何か
5 熊本水俣病事件第 1 次訴訟	12 法の失敗
6 水俣病認定不作為違法確認訴訟	13 現代型訴訟としての水俣病の評価
7 熊本水俣病事件第 2 次訴訟	14 問題の総括—質疑応答など

<教科書・教材>

講義進行のためにスクリプト・課題プリントを配布する。
 田中成明『現代日本法の構図』増補版，悠々社，1992.
 淡路，大塚，北村編『環境法判例百選』別冊ジュリスト No.171，2004.

<成績評価の方法>

期末試験のみによる。

<その他>

担当者に対する質問：オフィス・アワー，およびそれ以外の時間については個別に相談に応じる。

科目群	基礎法・隣接科目				
授業科目	実務外国法		単位	2	担当教員
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1 回

<目 的>

この授業の目的は、インターネット上で公開される実務的教材・資料（判例をもとにした問題群）を素材にソクラテス・メソッドによって対話・討論を行っていくことを通じて、実務アメリカ法の基本的枠組みを理解しつつ、法曹実務において必要となるアメリカ法の知識、思考方法、法技術を修得していくことにある。これによって実務アメリカ法について基本的知見をもった国際的な法曹人となるための基礎を築くとともに、渉外法務の主流である英米法系の諸外国との間に生じる複雑な国際法務の問題にも対応できる基礎的能力を養成する。

<授業内容・方法>

アメリカ契約法の判例教材を用いて、ケースメソッドによる授業を行う。学生は、予め指定されたインターネット上の教材の該当部分と基本判例（英文）を読み、自らの理解・問題認識を深めたうえで授業に臨むことが要求される。授業では教員と学生との対話・問答を基本としながら、アメリカ契約法の基本的な枠組みの理解を深めていく。受講者それぞれが法律英語の理解を深めることができるように、講義と演習の中間的な形態をとることにより、受講者のニーズに応じた工夫をする予定である。

受講者は、予め用意された事案（日本法の判例・学説の思考枠組みでは理解できない特徴的な争点を含んだ事案）の問題点を整理し、その解決手段について各自意見を準備したうえで授業に臨むことが要求される。授業は、任意に指名された学生による報告とこれに対する質疑応答・討論によって進められ、これによって新たに生起する日米間の法務摩擦に対処するための問題解決能力が養成される。さらに、この授業では、表面的な日米比較法ではなく、最先端のアメリカ法理論（法社会学・法と経済学等）に依拠した理論的なアプローチによって、日米両国間の法制度の相違を説明する手法を学ぶことが期待されている。

各回におけるテーマは以下の通りである。

アメリカ契約法

- 1 イントロダクションーアメリカ法における「契約」の意義：判例の読み方
- 2 救済法の原則
- 3 履行利益・信頼利益・原状回復利益
- 4 約因と約束的禁反言(1)
- 5 約因と約束的禁反言(2)
- 6 申込と承諾
- 7 書式の抵触・捺印契約・詐欺防止法
- 8 Parol Evidence Rule と契約の解釈
- 9 契約の解釈(続)と錯誤
- 10 強迫・不当威圧
- 11 不実表示・非良心性
- 12 リスクの負担
- 13 契約の履行・不履行(1)
- 14 契約の履行・不履行(2)
- 15 契約法理論の進展

<教科書・教材>

- ・インターネット教材(ケースブック) <http://www.law.tohoku.ac.jp/~serizawa/>
- ・樋口範雄『アメリカ契約法』(第2版 弘文堂 2008) .

参考書については、

- ・浅香吉幹『現代アメリカの司法』その他、授業の中で紹介する。

<成績評価の方法>

各回の対話・討論の内容(10%)および期末に行われる最終課題(レポート試験)の成績(90%)によって評価する。さらに、各回の授業で出される自由課題を提出した場合には、その内容を評価し、全成績100点の範囲の中で、5～20点の加点を行う。

<その他>

将来、国際法務の道に進むつもりであるなら、さらに「国際私法」の講義を受講することが望ましい。
2007年度以前に「実務外国法 I」の単位を修得した者は受講できない。

科目群	基礎法・隣接科目				
授業科目	ヨーロッパ法（EU法）		単位	2	担当教員 中村 民雄
配当年次	L 2、3	開講学期	集中講義	週間授業回数	

<目 的>

EU の機構、基本原則、主要な実体法について解説する。EU と構成国の法制度が複合して、全体として多元的で重層的な EU 法秩序をなすという視点から EU 法を講義する。ヨーロッパ外の我々にも EU の経験がどれほど結び付きうるかも（講義の時間があれば）議論する。

<授業内容・方法>

1. 授業内容

第 8 回まで EU の組織法、第 9 回以降は EU の主要政策分野の実体法を講義する。

2. 教育方法

教材および EU 法基本判例集に掲載した判例の討論を交えながら、双方向の授業を試みる。
なお第 9 回の前半は、第 8 回までの確認テストをする。この確認テストは平常点の一部となる。

3. 予定

- 第 1 回 EU の沿革と統治体制の変化（1）1980 年代まで
- 第 2 回 EU の沿革と統治体制の変化（2）1990 年代以降
- 第 3 回 EU の主要機関
- 第 4 回 EU の立法および政策の形成過程
- 第 5 回 EU の法および政策の実施過程
- 第 6 回 EU の司法制度
- 第 7 回 EU 法の基本原則
- 第 8 回 EU 法と各国法の関係
- 第 9 回 中間確認。 域内市場の法的形成（1）：商品の自由移動
- 第 10 回 域内市場の法的形成（2）：承前
- 第 11 回 市民社会の法的形成（1）：人の自由移動
- 第 12 回 市民社会の法的形成（2）：承前
- 第 13 回 対外関係の法的形成（1）：対外権限、通商政策
- 第 14 回 対外関係の法的形成（2）：共通外交・安全保障政策
- 第 15 回 総括 （時間があれば、アジアの地域主義との比較と示唆）

<教科書・教材>

- 中村民雄編『EU 法講義・教材』（2009）
- 中村民雄・須網隆夫編『EU 法基本判例集』（日本評論社、2007）
- 『ベーシック条約集（最新版）』（東信堂）

<成績評価の方法>

期末試験 80%、平常点 20% とする。

<その他>

2007 年度以前に「実務外国法 II」の単位を修得した者は履修できない。

科目群	基礎法・隣接科目					
授業科目	現代アメリカの法と社会		単位	2	担当教員	芹澤 英明
配当年次		L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1 回

<目 的>

不法行為法・商事法・経済法・知的財産法に関するアメリカ合衆国最高裁判所の代表的な判例をとりあげ、現代アメリカ社会における司法の役割の実態について学習する。最先端の現代アメリカ法の動態を学ぶことで、アメリカ法制度を概観するとともに、アメリカ社会で「法」が果たしている重要な機能について基礎的な理解を得ることを目的とする。

<授業内容・方法>

この授業は、すべて**日本語の教材**を用いて、**講義形式**で行う。

各回の授業では、その回のテーマにかかわる判例を解説し、その判例が、アメリカ法体系の中で持つ意義を考えるとともに、その法的問題がアメリカ社会の中でどのような意義を持っているか探求していく。

予習復習の便宜のために、インターネット上でケースブック形式の教材を使用する。

各回のテーマは次の通りである。

- 1 州裁判所管轄の限界 Long Arm Statute : Asahi Metal 判決(1987)
- 2 懲罰的損害賠償(Punitive Damages) : Honda Motor 判決(1994)
- 3 現代的不法行為 タバコ訴訟 : Philip Morris 判決(2007)
- 4 Trial 構造 (1) Evidence/Expert Witness
- 5 Trial 構造 (2) 憲法第7修正 : 民事陪審制度
- 6 不法行為法改革の動き
- 7 不法行為法の構造
- 8 準拠法選択問題 Choice of law
- 9 十分な信頼と信用 Full Faith and Credit
- 10 救済法 Injunction : e-Bay 判決(2006)
- 11 情報不法行為 : Bartnicki 判決(2001)
- 12 証券規制クラスアクション
- 13 経済法 3 倍賠償(Treble Damages)
- 14 特許権 : MedImmune 判決(2007)
- 15 著作権 : Grokster 判決(2005)

<教科書・教材>

- ・ インターネット教材（ケースブック） <http://www.law.tohoku.ac.jp/~serizawa/>

<参考文献>

- ・ 浅香吉幹『現代アメリカの司法』
- ・ 浅香吉幹『アメリカ民事手続法』
- ・ その他参考文献は、インターネット教材および授業の中で紹介する。

<成績評価>

各回の質疑応答・討論の内容(10%)および期末に行われる筆記試験の成績(90%)によって評価する。

<その他>

科目群	基礎法・隣接科目						
授業科目	法と経済学			単位	2	担当教員	森田 果
配当年次		L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数		1 回

<目 的>

この授業の目的は、法の経済分析（法と経済学）に関する基礎的な素養を習得することにある。伝統的な法学における利益衡量は、解釈論におけるにせよ、立法論におけるにせよ、しばしば直感的で曖昧な嫌いがあるのに対し、経済分析は、法ルールの設定に対応して人がどのように行動するのか（しないのか）について、現実を抽象化したモデルに基づいてより客観的な分析を行おうとするものである。複雑な現実をモデル化して分析する経済分析は、思考の整理のためには非常に有用なツールであるが、他方で、モデル化の際に抜け落ちてしまった現実世界との差違に注意を払わないと、経済分析を「誤用」してしまう危険もある。そこで、授業においては、経済分析の有用性と、その利用の際の注意点を習得し、法律家として説得的な主張をなすことができるようになることを目指す。

<授業内容・方法>

この授業では、関連する分野ごとに、経済分析を活用することによってどのような知見が得られるのかについて、有益なトピックを選んで解説していく。

各回の内容は、以下の予定である（ただし、担当教員の都合で変更となる可能性がある）：

- 第1回(4/13)：法と経済学入門
- 第2回(4/20)：刑法の経済分析 1
- 第3回(4/27)：刑法の経済分析 2
- 第4回(5/11)：不法行為の経済分析 1
- 第5回(5/18)：不法行為の経済分析 2
- 第6回(5/25)：所有権法の経済分析
- 第7回(6/1)：契約法の経済分析 1
- 第8回(6/8)：契約法の経済分析 2
- 第9回(6/15)：会社法の経済分析 1
- 第10回(6/22)：会社法の経済分析 2
- 第11回(6/29)：会社法の経済分析 3
- 第12回(7/6)：家族法の経済分析 1
- 第13回(7/13)：家族法の経済分析 2
- 第14回(7/20)：法と経済学のこれから（実証分析、行動経済学）

<参考書>

クーター＝ユーレン『法と経済学』（第2版，1997，商事法務）
三輪＝柳川＝神田『会社法の経済学』（1998，東大出版会）
レビット＝ダブナー『ヤバい経済学』（増補改訂版，2007，東洋経済新報社）
その他、担当教員が適宜参考文献を指定することがある。

<成績評価の方法>

期末レポート（80%），及び、授業への貢献度（20%）による。期末レポートにおいては、半期の授業を通じて、どれだけ「経済学的に自分で考えられるようになったか」が問われる。文献を調べることによって答えが分かるようなものではないので、注意すること

<その他>

各回で扱う分野それぞれについての基礎的な知識を受講者が持っていることは、当然の前提とされる。

科目群	基礎法・隣接科目				
授業科目	外国法文献研究Ⅰ（英米法）	単位	2	担当教員	芹澤 英明
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1回

<目 的>

最近出版され注目を集めている英米法文献（研究書・論文類）を精読することにより、英米法（アメリカ法・イギリス法等）に対する理論的・学問的理解を深めるための基礎的な訓練を行う。研究者志望の者だけでなく、実務法曹を目指す者が、将来、法律実務（国際法務を含むがそれに限らない）にたずさわりながら、大学等の研究機関で、より高度な法学研究を続けるための基礎力を養成する。

<授業内容・方法>

授業は、個人指導ないしグループ指導のためのテュートリアル(tutorial)方式で行う。

1. ガイダンス
2. 担当文献の解説・選択
3. テュートリアル（予習を前提にした文献読解・質疑応答・個別指導）
4. //
5. //
6. //
7. //
8. //
8. //
10. //
11. //
12. //
13. ゼミレポート作成指導・添削
14. //
15. ゼミレポートの提出および講評

<教科書・教材>

■Lawrence Lessig, Remix: Making Art and Commerce Thrive in the Hybrid Economy(2008).

■Richard H. Thaler & Cass R. Sunstein, Nudge (2008).

■Originalism:A Quarter-Century of Debate (Steven G.Calabresi ed. 2007).

その他、最近のアメリカ法理論の傾向を代表する文献から論文を抜粋したものをプリントして配布する。

<成績評価の方法>

最終ゼミレポートにより評価する。ゼミレポートは、脚注付きの小論文形式とし、内容については、リサーチ・リサーチを行った上で、授業で精読した文献の紹介を行うものとする。

<その他>

研究大学院修士課程と法科大学院課程との共通科目として開講される。片平キャンパスの法科大学院で開講される。

科目群	基礎法・隣接科目				
授業科目	外国法文献研究Ⅱ（ドイツ法）	単位	2	担当教員	樺島 博志 トーマス＝ベルンハルト・ シェーファー
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1回

<授業の目的と概要>

この演習の対象は、ドイツ法における事例の処理に関する方法論であり、その際特に分析の技術と分析の方法に着目する。ここでいう分析の技術とは、法的問題を解決するための固有のアプローチであり、事例の広い検討を目標とする。この手法はドイツにおいて、事例の検討と解決を学ぶうえで大きな役割を果たしている。分析の技術と分析の方法を学ぶことにより、参加者は事例解決の論理的な組立て方を習得し、個々の事案の本質的な問題を明確に見極められるようになるだろう。

<学習の到達目標>

この演習の目標は、参加者が分析の技術と分析の方法の本質的な基礎を身につけることである。法学の方法論は、それ自体を目的とするのではなく、事例の処理のために具体的に利用すべきである。参加者は、この方法論を、日本法を扱ううえでも用いることができるようになるだろう。

<授業内容・方法>

まず第一に、ドイツ法における分析の方法論に関するドイツ語のテキストを扱うことが中心となる。テキストの内容は、演習の予習として参加者が日本語に翻訳してくるものとし、演習においてそれを一緒に検討しあう。第二に、その検討によって得た方法論上の知識を実際の事案に当てはめるが、その際ドイツあるいは日本から事案を選択し、新しく習得した方法論を手本として事案を解決する。

<教科書・教材>

特に指定しない。ドイツ法律用語辞典等については、授業の初回に紹介をする。

<成績評価の方法>

平常点による。

<その他>

ドイツ法の方法論、特に分析の方法に関して言語の問題を扱うので、ドイツ語の知識があるとなお良い。

科目群	基礎法・隣接科目				
授業科目	外国法文献研究Ⅲ（フランス法）	単位	2	担当教員	嵩 さやか
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1回

<目 的>

本演習は、主に研究者志望の法科大学院の学生を対象に、フランス法学に関する文献読解能力を向上させることを通じて、フランス法文化やフランス社会に対する理解を深めることを目的としている。そして、こうした比較法的学习を通じて、日本法の構造と動態についての知見を深めることも、重要な目的である。

<授業内容・方法>

履修学生の興味・関心を聴取した上で適当なフランス法文献を選定し、輪読形式で文献研究を行う。受講者は、毎回、テキストの指定された部分を翻訳してくることが要求される。そのため、受講者には、フランス語についての必要最小限度の基礎知識が備わっていることが求められ、演習を通じてフランス法文献読解能力を向上させようとする意欲があることが望ましい。

<教科書・教材>

担当教員が、フランス法文献のコピーを配布する。

<成績評価の方法>

平常点による。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	消費者・家族と法		単位	2	担当教員
					藤田 紀子 水野 紀子
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1 回

1. 授業内容

身近な法律問題といえば、消費者法と家族法であろう。この授業では、法律家がアドバイスを求められることが多い、この身近な法律問題に多面的にアプローチする。実務の実際問題にいかに関与するかという手続的手法を学ぶことの他、それらの問題の背景について、具体的には、これらの問題をもたらす社会の構造的な分析、歴史や比較法にも視野を広げた内容とする。

2. 授業の方法

各回ごとに事前に TKC に予告した問題について、講義・質疑応答を行う。受講希望者の人数によって、講義を主とするか、受講生の報告をまじえるかを検討する。

3. 予定（授業の項目や順序等につき変更がある場合にはTKCの掲示板で案内します）

- (1) 4月17日（藤田）消費者契約法概論
- (2) 4月24日（藤田）消費者契約法の適用
- (3) 5月8日（藤田）自己破産と免責
- (4) 5月15日（藤田）任意整理の実態
- (5) 5月22日（藤田）過払い返還訴訟
- (6) 5月29日（藤田）欠陥住宅と消費者
- (7) 6月5日（藤田）クレジットと名義貸し
- (8) 6月12日（水野）戸籍法と氏
- (9) 6月19日（水野）事実婚をめぐる法社会学的考察
- (10) 6月26日（水野）離婚手続きの比較法的考察
- (11) 7月3日（水野）児童虐待防止法とDV防止法
- (12) 7月10日（水野）人工生殖の諸問題
- (13) 7月17日（水野）少子高齢化社会
- (14) 7月24日（水野）相続財産の取引安全と信託をめぐる比較法的考察

<教科書・教材>

この授業全体を通じての教科書・教材はない。
参考文献は、各回毎に必要なに応じて案内する。

<成績評価の方法>

成績評価は、試験による。
最終的な成績は、藤田担当分の成績と水野担当分の成績を平均した得点による。

<その他>

オフィスアワーについては、別途、案内する。

科目群	展開・先端科目					
授業科目	民事特別法		単位	2	担当教員	石井 彦壽 小粥 太郎
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1 回	
1. 授業内容 民事の法律問題を解決する際、基本となるのは民法であるが、具体的な問題については特別法の規律が存在することが多い。この授業では、実際上の重要性にもかかわらず特別法を学習する機会が必ずしも十分でないことをふまえ、民事関係の特別法の学習を通じて、具体的な法律問題の解決を、法分野をまたがる知識を総動員して解決する手法を学ぶ。 2. 授業の方法 事前に用意された問題（TKCの授業ライブラリ欄に掲示する予定）について質疑する形で行う。 3. 予定（授業の項目や順序等については変更があり得ます。変更等についてはTKCのお知らせ欄にて告知します） (1) イントロダクション (2) 銀行の債権回収に関する諸問題（倒産法上の否認権） (3) 境界の紛争に関する諸問題（不動産登記法） (4) 抵当権の担保機能の強化に関する諸問題（民事執行法） (5) 不動産登記に関する諸問題（不動産登記法） (6) マンションを巡る諸問題（建物区分所有法） (7) 農地に関する諸問題（農地法） (8) 換地処分に関する諸問題（土地区画整理法） (9) サービサーによる債権回収を巡る諸問題（サービサー法） (10) 不動産業者の責任に関する諸問題（宅建業法） (11) 節税と出資者の有限責任；組合を使った投資スキーム（LLP法） (12) 一括支払システムと国税債権（国税徴収法） (13) 債権譲渡等を利用した資金調達（電子記録債権法・動産債権譲渡特例法） (14) 動産抵当制度・動産担保化の諸方法（動産債権譲渡特例法、自動車・航空機抵当法、農業用動産担保等） (15) 通帳・カードの盗難（預貯金者保護法） (16) 債権者代位権制度の立法課題（民事訴訟法、民事執行法、非訟事件手続法） <教科書・教材> この授業全体を通じての教科書・教材はない。 参考文献は、各回毎に必要な応じて案内する。 <成績評価の方法> 昨年度は、学期末の筆記試験（9割）および授業時の応答その他の平常点（1割）に基づいて行った。本年度も同様の方法で評価を行う予定である。 <その他> オフィスアワーについては、別途、案内する。						

科目群	展開・先端科目				
授業科目	民事法発展演習		単位	2	担当教員
					石井 彦壽 谷村 武則
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1 回

<目 的>

具体的な事例を題材として、ソクラテス・メソッドによって討論することを通じて、法曹実務の基礎となる民事法の基本的な考え方、その実務的な適用の在り方等を習得することを目的とする。

<授業内容・方法>

実務家（裁判官）教員により、最高裁判例を教材として、理論上、実務上の問題点を検討したり、下級審の裁判例を基にした教材を利用して、（最高裁判例がある分野については、その判例を踏まえつつ）紛争の実態に合った適切妥当な解決を導くための法律構成、法律解釈、事実の見方、和解案等のほか、代理人弁護士としてどのような訴訟活動（民事保全、民事執行等も含む。）をすべきか、裁判官としてどのような訴訟指揮をすべきか、又はどのような判決をすべきか等を動的な視点を持って検討したりする。学生は、関連判例、文献等を調査、検討の上、授業に臨むことが求められる。

このほか、実務における争点整理等の実際を体験できる教材を利用した演習も予定している。

なお、初回（4月8日（水））に、教員2名によるイントロダクションを実施する以外は、2名の教員が前半7回と後半7回とを分担する予定であるが、具体的予定は別途発表する。

<教科書・教材>

教科書は、特に指定せず、教材を適宜配布する。

<成績評価の方法>

授業における各学生の取組姿勢、成果等を平常成績として評価する。また、夏期休暇期間中にレポートを課す。平常の評価と夏期休暇中のレポートの評価とは、同等に取り扱う。

<その他>

形式的な履修要件は定めないが、民法、商法及び民事訴訟法を中心とした基礎知識を習得していることが受講の前提となる。また、「民事要件事実基礎」を履修済みであるか、並行して履修中であることが望ましい。

なお、受講希望者が10名を超える場合には、履修制限を行うことがある。この場合、関連する法律科目の前年度の成績（本年度新入学者については入学試験の成績）を参考として演習への適性の有無を判断することとし、適性が同程度と見込まれる者については、教員の手元において抽選で選考する。

科目群	展開・先端科目					
授業科目	民事法発展演習		単位	2	担当教員	佐藤 裕一
配当年次		L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1 回

<目 的>

1. 不法行為法の中の交通事故損害賠償実務をテーマとした演習です。
2. 従来は、弁護士にとって交通事故損害賠償の依頼を受けて事件処理することはかなり日常なことであり、一般民事事件として認識されてきました。裁判例も数多く出されており、その積み重ねによって客観性を備えた損害賠償額算定の基準が形成されてきています。しかしながら近時の交通事故損害賠償実務は多岐にわたる法的論争を経て理論的にも深化しています。また事件処理にあたって、事故態様の分析には工学的な、医師の治療や素因減額の問題については医学的な問題点を含むことになり、法律以外の分野についても幅広い知識と理解が要求されています。また法律的にも民法の知識だけではなく、自動車損害賠償保障法、道路交通法、商法（保険代位）、民事訴訟法、労働者災害補償保険法、各種労働保障法等が関係してきており、それらを総合する形で「交通事故損害賠償法」といった1つの専門分野が形成されている状況です。
3. 演習の中では最近の判例を取りあげて、論争点を把握するとともに、訴訟、示談、ADRといった紛争解決手段の選択及び解決の手法についても検討します。判例を取り上げる際には、関連する民事訴訟法の論点についても意識的に検討対象に加えます。また不法行為の一分野ですので、不法行為法の基本的な理論を絶えず確認しながら発展的な思考へと進んでいきます。
4. この演習を通じて、交通事故損害賠償については実務に必要な基礎知識と紛争解決手法を学べることになると考えています。

<講義の進め方>

この分野は判例が数多く出されているため、毎回テーマごとに典型的な判例をいくつか取り上げます。予めTKC教育支援システム上に、レジュメと演習の素材とする判例を掲載します。レジュメはある程度詳細なものとし、その中に検討事項をQとして示し、予習してきてもらいます。判例も事前に検討してきてもらい、演習においては予習を前提にして、各論点について議論・検討していき理解を深めていきたいと思っています。なお演習に先立って適宜参照することになる交通事故損害賠償実務に特有な書式類や算定基準、平成11年11月22日の三庁共同提言等を含んだ資料集を配布します。

<授業内容>

1. 交通事故損害賠償の基礎（総論）
2. 積極損害の問題点
3. 消極損害総論
4. 休業損害の問題点
5. 後遺障害逸失利益の問題点（1）
6. 後遺障害逸失利益の問題点（2）
7. 死亡逸失利益の問題点
8. 慰謝料の算定
9. 物的損害の問題点
10. 過失相殺の問題点
11. 素因減額の問題点
12. 損益相殺及びその他の問題
13. 交通事故の紛争解決手段について
14. 交通事故損害請求訴訟

<教科書>

特に指定しません。講義では予めTKCにレジュメと検討してもらう判例を掲載します。

<参考書>

特に指定ませんが、各自が使用している不法行為法の基本書を常に確認して下さい。またTKCに掲載されている交通事故判例百選を必要に応じて参照して下さい。

<成績評価の方法>

期末試験（すべて持ち込み可）を70点、授業における発言内容を30点として評価します。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	民事法発展演習		単位	2	担当教員
					藤田 紀子 内田 正之
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1 回

<目 的>

最近の最高裁判例を題材として、ソクラテス・メソッドによって討論することを通じて、民法の考え方や最新の論点等を習得するとともに、法曹実務の基礎となる民事法の基本的考え方を習得し、その実務的な適用のあり方についての理解を深めることを目的とする。また、建築基準法、風俗営業法など関連法についても判例の解釈を検討し、学者の論評も参考にしながら、判例の見解、射程範囲など討議する。

<授業内容・方法>

最高裁判例を教材として、理論上、実務上の問題点を検討する。当該判例の活字になっている評釈の他、下級審の裁判例等を収集し検討する訓練も行う。最初の時間に文献探索の方法論は確認するが、学生は、自力で、関連判例、文献等を調査、検討の上、授業に臨むことが求められる。

なお、3名の教員は、交替で授業を担当する予定であり、開講日は原則として後期月曜6限に配当されているが、若干の変動があり得る。また担当教員により、授業の方法については、学生による報告を課すかどうかなど、それぞれ異なる手法が試みられることを予期されたい。

<教科書・教材>

教科書は、特に指定せず、教材を適宜配布する。

<成績評価の方法>

授業における各学生の取組姿勢、応答内容、出席率等によって評価する。評釈又は小論文を課すことがありうる。評釈などを課した場合は、評価の70%はそれに基づいて行う。評価方法の具体的内容、あるいはこれについて修正がある場合には、授業時に教員から説明する。

<その他>

形式的な履修要件は定めないが、民法を中心とした基礎知識を習得していることが受講の前提となる。なお、受講者は初回授業までに大村敦志他著『民法研究ハンドブック』（有斐閣、2002年）の補論部分（306頁以下）に目を通しておいってください。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	医事法			単位	2
				担当教員	水野・久保野 米村
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1 回

<目 的>

医事法は、医療に関するさまざまな法律問題に加え、胚・胎児、死体、ヒト由来組織・臓器の法的地位、さらには種々の医学・生命科学研究の法規制の問題など、きわめて広い範囲にわたる問題を扱う法領域である。これらの問題を考える際には、民刑事法、行政法などの一般的知識を前提としつつ、さらに医療政策や生命倫理なども考慮した複合的な問題解決能力が必要となる。本講義では、一般的な医事法の解釈問題に加えて種々のガイドラインや裁判例等の紹介・検討を行うことにより、医療を中心とする法的諸問題の問題解決能力を涵養するとともに、医療のあり方や法の役割についての理解を深めることを目的とする。

<授業内容・方法>

各回のテーマは、次のものを予定しているが、担当者の都合で順序・内容が変わる場合がある。なお、一部講義は外部の講師（実務家等）が担当する可能性がある。

- 1 序論・医事法の概要
- 2 医療過誤法 1：医療事故の現状、民・刑事責任と周縁的制度の概要
- 3 医療過誤法 2：医師の注意義務（医療水準論、説明義務、守秘義務等）
- 4 医療過誤法 3：被侵害利益に関する諸問題（自己決定権・可能性侵害等）
- 5 医療過誤訴訟実務 1
- 6 医療過誤訴訟実務 2
- 7 医事法制 1（医療従事者法）
- 8 医事法制 2（医療機関法・医療制度）
- 9 医業類似行為・公衆衛生諸法に関する問題
- 10 生殖補助医療
- 11 脳死と臓器移植
- 12 終末期医療（安楽死・尊厳死、治療中止等）
- 13 薬事に関する諸問題（医薬品規制、薬害・予防接種禍など）
- 14 医学研究規制

<教科書・教材>

教科書は特に指定しない。必要に応じ、予習用に「資料」を配布する。ただし、宇都木ほか・医事法判例百選（別冊ジュリスト 183 号、2006）は授業で使用するので、各自購入することが望ましい。

参考書として、手嶋豊『医事法入門』（有斐閣、2005）、加藤良夫編著『実務医事法講義』（民事法研究会、2005）、樋口範雄『医療と法を考える』（有斐閣、2007）、同『続・医療と法を考える』（有斐閣、2008）を挙げる。特に興味がある受講者はこれらの参考書にも目を通すと良い。

なお、医療関係法令集として、基本医療六法平成*年度版（中央法規出版）がある。

<成績評価の方法>

成績評価は、講義への取り組み及び最終試験の総合評価による（最終試験 80%、平常点 20%）。

<その他>

本講義は、次年度は開講せず、2011 年度に開講する予定である。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	環境法 I	単位	2	担当教員	苦瀬 雅仁
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1 回

<目 的>

この講義では、環境問題の基本的な事象を踏まえた上で、これに対処するための法制度について、公害問題の発生以来の発生した公害に対する対応・被害者救済等の問題から、予防的、計画的に環境保全が組み込まれた経済社会の構築を目指す現在の環境法政策に至る知識を習得する。

また、環境問題は地球規模の課題となっており、国際的な状況についての基本的な理解も不可欠であることから、地球温暖化に係る国際約束である気候変動枠組条約及び京都議定書など地球規模で顕在化しつつある環境問題に関する国際的な視野からの法的なアプローチについても学習する

<授業内容・方法>

1. 内容

以下のような内容について授業を行う。

- (1) 環境法の生成と展開の歴史を踏まえた環境法の全体像の概観。
- (2) 環境法の生成発展を導く理念・原則、環境基本法の理解を通じた環境法分野の基本的な考え方と構造の理解。
- (3) 内外の主要な環境問題についての理解とそれに対応する法政策及び個別法についての基礎的な理解。
(各分野の近年の環境法諸法令の内容に即して必要な知識を得るとともに、環境問題全体の中における各法政策の位置付けについても、理解を深める。)

2. 基本的には講義方式による。

- ・コメントシート（電子ネットワークも活用）等による受講者との対話も図る。
- ・幅広い環境法の分野の全体について必要な理解を得るためには自習による補足も必要となる。

3. 概ね以下の項目と日程で行う。多少の変更はあり得る。

第1部 総論的事項（第1週－第5週）

- (第1週)・導入（授業の趣旨の説明、授業の進め方、授業計画等の説明等）、・環境問題・環境法の特質
 (第2週－第3週)・環境問題の歴史と環境法の生成展開の概要
 (第4週)・環境法の理念・原則、・環境政策手法の多様化
 (第5週)・環境法及び環境政策の基本構造（環境基本法・環境基本計画）など
 （参考：21世紀環境立国戦略、平成21年度環境省重点施策）

第2部 各論的事項（主な分野等に係る法制度等）（第6週－第12週）

- (第6週)・環境汚染に係る問題と汚染の防止・削減に関する法政策1（大気汚染防止法、自動車NOx PM法等）
 (第7週)・環境汚染に係る問題と汚染の防止・削減に関する法政策2（水質土壌汚染防止法、土壌汚染対策法など） ・公害被害者救済に関する法政策
 (第8週)・廃棄物・物質循環に関する法政策
 (第9週)・自然環境・生物多様性保全に関する法政策
 (第10週)・地球環境問題に関する法政策1（全般、地球温暖化以外の諸問題）
 (第11週)・地球環境問題に関する法政策2（地球温暖化問題）
 (第12週)・有害化学物質の管理に関する法政策

第3部 試験等（第13－第15週）

（第13週）・環境影響評価に関する法政策 ・試験問題についての説明

（第14週）試験の実施

（第15週）試験についての講評、及びこれまでの講義の補充（費用負担、環境事件の司法・行政的解決、環境行政組織 等

<教科書・教材>

講義の進捗に応じて、講義資料（レジュメ及び参考資料）を作成・配付する。

【教科書】（ただし教科書にそのまま沿って進むものではない。）

- ・『環境法第2版』大塚直著（有斐閣）：講義において触れることが困難な部分を含め環境法の全貌を知るための網羅的な教科書である。

【重要参考書】

- ・『環境六法』環境法令研究会編集（中央法規）：主要な環境法令を網羅した六法である。環境法を十分に理解するためには、教科書や参考書だけでなく実際の条文に触れることが必要である。

【参考書】（以下以外の参考書類は以下のほか講義において必要に応じ追加紹介することがある。）

- ・ケースブック環境法（大塚直、北村喜宣編）、・環境白書平成20年版
- ・第三次環境基本計画(平成18年4月閣議決定)、21世紀環境立国戦略(平成19年6月閣議決定)
- ・環境省ホームページ、・安井至先生ホームページ
- ・確認環境法用語(成文堂) ・「環境リスク学 不安の海の羅針盤」中西準子著

<成績評価の方法>

期末試験（80％）及び平常点（20％）により評価する。

（平常点にはコメントシート等（小レポート含む。）及びこれらに関するやりとりに対する評価を含む。）

科目群	展開・先端科目						
授業科目	環境法Ⅱ			単位	2	担当教員	大塚 直
配当年次		L 2、3	開講学期	集中講義	週間授業回数		

<目 的>

これまでの奔放な経済活動のもたらした環境への負荷が、許容量をこえて蓄積し、環境を破壊し、人々の生活に重大な影響を与えつつある。今日では、地球規模で、環境を守り循環型社会への転換が求められていることは周知の通りである。この授業では、とくに、環境私法を中心として、現代の法がかかえる法的課題と、なすべき理論的・実践的取り組みを検討することを目的とする。

<授業内容・方法>

環境法の判例を扱うほか、環境法の総論的課題：理念・原則・手法と、個々の環境法の諸問題との連関について扱う。

講義は集中講義と演習の組み合わせの形で行われるので、受講者はあらかじめ、大塚直・環境法（第2版）（有斐閣,2006）を通読の上、参加すること。

- 第1回 環境法の理念・原則（1）
- 第2回 環境法の理念・原則（2）
- 第3回 環境政策の手法（1）
- 第4回 環境政策の手法（2）
- 第5回 損害賠償—過失
- 第6回 損害賠償—権利侵害・違法性・受忍限度、環境権
- 第7回 損害賠償—因果関係、損害・賠償範囲
- 第8回 損害賠償—共同不法行為
- 第9回 土壤汚染訴訟
- 第10回 差止（1）
- 第11回 差止（2）
- 第12回 差止（3）
- 第13回 差止（4）
- 第14回 差止（5）
- 第15回 廃棄物訴訟

<教科書・教材>

大塚直「(連載) 環境法の新展開」法学教室 283号以下（2004年4月号～）

環境法判例百選（別冊ジュリスト 171号）

大塚直・環境法（第2版）（有斐閣,2006）

大塚直＝北村喜宣編・環境法ケースブック（有斐閣・2006）

大塚直＝北村喜宣編・環境法学の挑戦（日本評論社,2002）

吉村良一・公害・環境私法の展開と今日的課題（法律文化社,2002）

畠山武道＝大塚直＝北村喜宣・環境法入門（第3版）（日本経済新聞社,2007）

など

環境法の判例については追加するので、掲示に注意されたい。

<成績評価の方法>

期末試験又はレポート、および講義への貢献度によって総合評価する（期末試験又はレポート 60%、平常点 40%）。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	金融法		単位	2	担当教員
配当年次	L 2、3	開講学期	集中講義	週間授業回数	本多 正樹

<目 的>

従来の法学部の講義システムでは金融取引や金融制度について十分に扱うことはできなかったが、この分野に関して一定の知識を有していることは、金融分野を専門とする場合のみならず一般の企業法務に携わるうえでも重要である。この授業では、金融制度法の大枠を理解するとともに、通常の民商法の講義ではカバーすることのできない金融取引法についての知識を得ることを目的とする。

<授業内容・方法>

基本的に講義形式によるが、担当教員から受講者に対し質問が投げかけられることはありうる。

受講者は、あらかじめ指定された参考書の該当部分や資料を読み、基礎的な知識を身につけた上で授業に参加することが望ましい。

内容としては以下を予定している。ただし、受講者の関心や授業の進行状況によって、順序、内容に変更がありうる。

1. 金融と金融法
2. 金融機関と金融制度
3. 金融取引と金融市場
 - (1) 銀行取引 預金と貸出
 - (2) 証券発行市場、証券流通市場
 - (3) 短期金融市場
 - (4) 外国為替市場
 - (5) その他 デリバティブ取引、証券化等
4. 金融規制とプルーデンス政策
 - (1) 金融機関規制の根拠と目的
 - (2) 金融機関の業務範囲規制
 - (3) 金融機関のグループ化
 - (4) 自己資本比率規制
 - (5) 金融機関の倒産とセーフティ・ネット
 - (6) 行為規制
5. 決済と決済システム
 - (1) 資金決済システム
 - (2) 証券決済システム
 - (3) 決済リスクの削減 ネットティング等
 - (4) 各種の支払方法
 - (5) 為替取引概念

<教科書・教材>

授業ではレジュメを配布する予定。

参考書：川口恭弘『現代の金融機関と法』第2版（中央経済社）のほか、適宜、紹介する。

<成績評価の方法>

レポート（概ね90%）および授業における発言等（概ね10%）により評価する。

<その他>

平成22年度は開講しない（隔年開講科目）。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	経済法Ⅰ		単位	2	担当教員 滝澤 紗矢子
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	2回 (前期を二分し、前半に行う)

<目 的>

日本における競争政策と法規制の概要を知るため、独占禁止法の基本的知識と思考方法を体系的に習得することを目的とする。必要に応じて審決・判決等の原資料の検討・分析を行なうことを通じ、具体的事案から法的問題を見出して解決に導きうる論理力及び専門用語による討論能力を養成することも目指す。

<授業内容・方法>

1 内容

独占禁止法の違反要件の基礎を体系的に講義する。授業の進度に応じて関連審決・判例等の原資料を検討・分析する。

2 方法

前半は講義が中心となる。後半以降は具体的事案について受講者と質疑応答を行なう。

3 予定

概ね、以下の予定に従って進める。

(1) 弊害要件総論

- ① 市場
- ② 反競争性
- ③ 不正手段
- ④ 正当化理由

(2) 各違反類型

- ① 不公正な取引方法
- ② 不当な取引制限
- ③ 私的独占

<教科書>

白石忠志『独禁法講義（第4版）』（有斐閣）：2009年3月出版予定 要購入

<教 材>

白石忠志『独禁法基本法令』（商事法務）要購入 ※ただし、版元品切の場合には資料を配布する。

公正取引委員会事務総局編「独占禁止法関係法令集」（公正取引協会）

公正取引委員会 HP(<http://www.jftc.go.jp/>)、審決データベース(<http://snk.jftc.go.jp>)

<参考書>

白石忠志著『独占禁止法』（有斐閣）

金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄編著『独占禁止法（第2版補正版）』（弘文堂）

川濱昇・瀬領真悟・泉水文雄・和久井理子著『ベーシック経済法（第2版）』（有斐閣）

<成績評価の方法>

期末に行う筆記試験による。

<その他>

「経済法Ⅱ」の受講を希望する者は、この講義を必ず受講しておくこと。

科目群	展開・先端科目					
授業科目	経済法Ⅱ		単位	2	担当教員	滝澤 紗矢子
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数		2回 (前期を二分し、後半に行う)

<目 的>

経済法Ⅰの既修者を対象として、独禁法違反要件の応用部分、及び独禁法違反行為に対するエンフォースメントを習得することを目的とする。同時に、実務的かつ発展した知識及び思考方法を獲得し、法曹として活動する場合に経済法を専門分野にできる基盤が形成されたといえるレベルへの到達を目指す。

<授業内容・方法>

1 内容

事業者団体規制、企業結合規制を始めとする独禁法違反要件の応用部分を押さえた後、独禁法違反行為に対する各種エンフォースメントを体系的に講義する。また、授業の進度に応じて審決・判例等の原資料を読解し、具体的な事例研究を行う。問題となる具体的実務的論点について、現実にとのように対応することになるのか、基本六法に立ち戻って論理的に思考し、討論できるような機会を設ける。なお、今国会に提出された改正法案についても適宜解説する。

2 方法

受講者との質疑応答を軸として進める。そのために、受講者は、示された予習範囲を十分準備する必要がある。

3 予定

(1) 独禁法違反要件の応用

- ① 事業者団体規制
- ② 企業結合規制
- ③ 例外的な違反類型
- ④ 応用的諸問題1 (知的財産権との交錯、国際事件等)
- ⑤ 応用的諸問題2 (主張立証責任等)

(2) 平成21年独禁法改正法案

(3) 独禁法のエンフォースメント

- ① 公正取引委員会
- ② 刑罰
- ③ 民事訴訟

<教科書>

白石忠志『独禁法講義(第4版)』(有斐閣)要購入

<教 材>

白石忠志『独禁法基本法令』(商事法務)要購入 ※ただし版元品切の場合には資料を配布する。

金井・川濱・泉水編『ケースブック独占禁止法』(弘文堂)

公正取引委員会事務総局編『独占禁止法関係法令集』(公正取引協会)

公正取引委員会 HP(<http://www.jftc.go.jp/>)、審決データベース(<http://snk.jftc.go.jp>)

<参考書>

白石忠志著『独占禁止法』(有斐閣)

金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄著『独占禁止法(第2版補正版)』(弘文堂)

川濱昇・瀬領真悟・泉水文雄・和久井理子著『ベーシック経済法(第2版)』(有斐閣)

<成績評価の方法>

主として、期末に行う筆記試験による。筆記試験の比重は成績全体の90%とし、出席点・授業に対する貢献度等を±10%の範囲で参酌する。

<その他>

この講義の受講を希望する者は、「経済法Ⅰ」を必ず受講しておくこと。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	企業法務演習Ⅰ		単位	2	担当教員
					森田 果
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1 回

<目 的>

具体的な設例・事例の検討を通じて、企業がある目的を達成しようとする際に、法的にどのような選択肢があり、それぞれの選択肢にどのような利害得失があるかを考え、当該状況の下で最も適切な企業の行動を計画する実践的な能力を養う。

<授業内容・方法>

法学部における従来の実定法の学習は、法律上の紛争になったらどうなるかという角度からの検討が多いが、実際の企業法務では、そのことを踏まえた上で、紛争を生じさせないためには事前にどのように企業の行動を組み立てればよいかという視点から考えることが求められる。

ビジネス・プランニングとは、企業がある目的を達成しようとする際に、法的にどのような選択肢があり、それぞれの選択肢にどのような利害得失があるかを考え、当該状況の下で最も適切な企業の行動を計画するという観点から法を研究する分野である。民商法だけでなく、関連する領域や分野の問題、特に税法上・会計上の問題を視野に入れて検討することが必要である。

この演習でも、具体的な仮設例や実際の裁判例を用い、企業が現実直面する法律上・実務上の諸問題の検討を通じて、企業法務において必要な幅広い視野や計画的・予防的な思考を少しでも身に付けられるようにしたい。演習では、あらかじめ分担を決め、報告者には事前にレジュメを作成・配布してもらい、演習当日は報告者の報告を受けて討論を行なうという形式で進めていく。

<教科書・教材>

適宜コピーを配布する

<成績評価の方法>

報告者としての報告内容および討論への参加状況（50%程度）および期末に課す筆記試験またはレポートの内容（50%程度）を勘案して総合的に評価する。

<その他>

会社法や契約法を既に履修していることが最低条件であるが、これにとどまらず、税法、金融商品取引法、労働法、企業会計など、企業法務に関連する領域や分野を広く取り上げるので、これらについて自主的に学習することが求められる。

演習形式で授業を進めるので、参加希望者が30名を超える場合には、試験またはレポートにより参加者の選考を行なう（詳細は追って連絡する）。

企業法務演習Ⅱとは違うテーマを取り上げるので、Ⅰ・Ⅱを重複履修してもかまわない。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	企業法務演習Ⅱ			単位	2	担当教員	藤田 浩
配当年次		L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数		隔週 2 回

<目 的>

本邦企業の経営にとって重要性を増しているM&Aを中心に据え、その周辺諸問題を含めて、実際の事案の検討を通じて分析し、特に法律実務家としての立場から問題解決の選択肢、方法を提言し、またその得失を比較、判断する実務能力を涵養することをめざす。

<授業内容・方法>

原則として、近時に公表または報道された実際の事案を検討対象とする。会社法（M&A）分野の取引事例を中心に上げる予定であるが、周辺分野等で注目される取引事例や、関連する紛争案件その他についても、適切なものがあれば対象としていきたい。

具体的には、担当教員により事前に検討対象たる事案が指定される。これも事前に配布又は伝達される検討の手がかり及び適宜指定される教材等に基づき、各回の報告担当者が事前に報告用のレジュメを作成・配布し、演習当日は報告者の報告に基づき討論を行うという形式で進めていく。

初回はイントロダクションとし、講師から以後の検討の基礎としてM&Aの法務の概要を解説し、以降は上記に従い報告者の報告を中心に検討をする。

<教科書・教材>

適宜、追って指定する。

<成績評価の方法>

報告者としての報告内容（おおよそ 50%）および討論への参加状況（おおよそ 50%）を勘案して総合的に評価する。

<その他>

会社法を既に履修していることが最低条件である。そのほか、金融商品取引法、独占禁止法など、事案に則して関連する法領域についても自主的に学習することが求められる。

企業法務演習Ⅰとは違うテーマを採り上げるので、Ⅰ・Ⅱを重複履修してもかまわない。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	商取引法演習		単位	2	担当教員 清水 真希子
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1 回

<目 的>

- 本演習の目的は以下の通りである。本演習では、(1)はもとより、(2)(3)を特に重視する。
- (1) さまざまな企業取引（国際取引を含む）の私法的側面について知識を養い、そこでの法的問題の理解を深める。
- (2) 与えられた時間が短時間であっても、未知の問題に対して一定の調査をし、他人にわかるようにプレゼンテーションをする練習をする。
- (3) 不案内なテーマについても、他の人のプレゼンテーションを聞いて、どのような点が法的に問題となるのかを把握し、さらに考察を深める練習をする。

<授業内容>

- 本演習で扱うテーマは以下の通りである。テーマについては多少の変更があり得る。
 - 契約の成立：定型取引条件（インコタームズ）
 - 販売網の構築：特約店契約
 - 販売網の構築：フランチャイズ契約
 - 物流：運送契約
 - 物流・代金支払の仕組み：船荷証券・荷為替手形
 - 決済の仕組み：荷為替信用状
 - 決済の仕組み：貿易決済の電子化
 - 決済の仕組み：電子記録債権法
 - 取引の電子化：電子商取引
 - 金融：ファイナンス・リース
 - リスクへの対応：保険
 - 消費者取引：製造物責任法

<授業の方法>

- 上記のテーマについて、それぞれの回ごとに、設問と基本となる文献を配布する。
- 報告者は、配布した文献以外のものも含め、資料を収集・検討し、設問に関して報告をする。報告者以外の者は、配布文献で当該テーマについて最低限の予習をする。
- 演習は、報告者とその他の者全員の間での質疑応答を中心に進める。議論のかわきりとなるように、それぞれの回ごとに質問責任者をおく。
- 報告は、各人、最低2回ずつ担当することになるものと思われる。質問責任者の割当も最低2回ずつとなる。
- 本演習では、報告はもちろんだが、それとともに参加者同士の議論が重要である。2008年度の演習では、各回とも大多数の参加者が自発的に発言し、議論に貢献した。2009年度の演習も同様であることを期待している。

<教科書・教材>

- 参考書として、江頭憲治郎『商取引法』第5版（2009年、弘文堂）、高桑昭『国際商取引法』第2版（2006年、有斐閣）、を薦める。
- その他の教材については授業で配布または指示する。

<成績評価の方法>

- 期末のレポート（50%）、授業における報告・発言（50%）により評価する。

<履修制限>

受講人数は16名に限定する。受講希望人数がそれを上回る場合、初回授業でガイダンスを行なった後、くじにより選抜する。受講を希望する者は初回授業に必ず出席すること。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	民事執行・保全法			単位	2	担当教員	坂田 宏
配当年次		L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数		1 回

<目 的>

この授業では、実務民事法で得た民事裁判に関する知識を、具体的な私権の実行場面である民事執行及び民事保全の法領域で生かすため、必要な知識及び判例を授業において修得することを目的とする。

<授業内容・方法>

1. 授業内容・方法

本授業で対象とする法領域は、民事執行法・規則、民事保全法・規則である。授業では、学生が予習してきた基礎的な知識のチェックし、かつ、その理論的展開を授業する。

2. 予定

第 1 回：オリエンテーション

第 2 回：民事執行概説

第 3 回：執行機関、執行抗告・執行異議

第 4 回：強制執行の要件、債務名義

第 5 回：執行文

第 6 回：請求異議訴訟

第 7 回：執行対象、第三者異議訴訟

第 8 回：金銭執行－不動産執行

第 9 回：金銭執行－債権執行

第 10 回：非金銭執行

第 11 回：担保権実行①

第 12 回：担保権実行②

第 13 回：民事保全①

第 14 回：民事保全②

第 15 回：後期試験

<教科書・教材>

教科書としては、上原＝長谷部＝山本『民事執行・保全法』（最新版、有斐閣アルマ）、民事執行・保全法判例百選（有斐閣・2005 年）を指定する。なお、中野貞一郎『民事執行法』（増補新訂 5 訂・2006 年・青林書院）、生熊長幸『わかりやすい民事執行法・民事保全法』（成文堂）が参考書である。

<成績評価の方法>

成績評価は、期末の試験を 90%、主観的平常点を 10%として、総合的に行う。

<その他>

オフィス・アワー等については、追って連絡する。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	倒産法	単位	2	担当教員	河崎 祐子
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1 回

<目 的>

この授業では、わが国の倒産法制の概略を学ぶ。その第一の目的は、各種倒産手続についての基礎的な知識及び理解の習得にある。これにより、後期に開講される「応用倒産法」の授業において事例問題に取り組むための「下地」をよく整えるとともに、より発展的学習の契機、並びに、現代社会における倒産法の意義について考える契機を提供したい。

<授業内容・方法>

上記の目的を達成するために、本授業では、一般清算法である破産法、一般再建法である民事再生法に特に重点を置き、それぞれの手続ごとにとりあげる。具体的には、以下の進行予定表に則して、学生への質疑応答を交えつつ進める。受講生には、最低限、毎回の講義の範囲について予め教科書をよく読んで、基本的な知識を得、用意された質問に対する解答を用意してくることが求められる。

- 第一回 倒産処理法制概論
- 第二回 破産手続 (1) 手続の開始①：開始要件
- 第三回 破産手続 (2) 手続の開始②：保全処分、開始の手続
- 第四回 破産手続 (3) 破産債権・財団債権、破産手続上の機関・利害関係人
- 第五回 破産手続 (4) 破産財団を巡る財産関係の整理①：総論
- 第六回 破産手続 (5) 破産財団を巡る財産関係の整理②：契約関係
- 第七回 破産手続 (6) 破産財団の法律的変動①：取戻権・別除権
- 第八回 破産手続 (7) 破産財団の法律的変動②：相殺権・否認権
- 第九回 民事再生 (1) 手続の選択・開始・手続機関・進行
- 第十回 民事再生 (2) 利害関係人の権利関係・事件管理
- 第十一回 民事再生 (3) 再生計画
- 第十二回 自然人の倒産処理：破産
- 第十三回 自然人の倒産処理：再生
- 第十四回 会社更生・特別清算
- 第十五回 試験

<教科書・教材>

山本和彦『倒産処理法入門』（有斐閣）
 青山善充・伊藤眞・松下淳一『倒産判例百選〔第四版〕』（有斐閣）
 参考書として、松下淳一『民事再生法入門』（有斐閣）、伊藤眞『破産法・民事再生法』（有斐閣）

<成績評価の方法>

期末試験（80％）及び平常点（20％）により評価する。

<その他>

科目群	展開・先端科目						
授業科目	応用倒産法			単位	2	担当教員	河崎 祐子
配当年次		L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数		1 回

<目 的>

この授業では、倒産法についての基本的な知識及び理解を前提に、それらを事例問題にあてはめる能力を養いつつ、より発展的・体系的な理解を習得することを目的とする。

<授業内容・方法>

以下の進行予定に示した各回のテーマにつき、後掲のテキストの該当 UNIT をとりあげて、検討する。授業は、予め指定された設問につき、その場で指名された学生が回答し、それに対して教官から重ねて質問する、あるいは学生同士で討論するという方式で進める。受講生には、最低限、設問に対する解答を準備し、また、派生する疑問や類似事案の処理法について見解を述べられる程度の知識と理解を得てくることが求められる。

- 第一回 授業の概要・倒産処理法制概論 (UNIT 1)
- 第二回 倒産手続の開始 (UNIT 2)
- 第三回 手続機関 (UNIT 3)
- 第四回 契約関係の取扱い (UNIT 4)
- 第五回 賃借権の取扱い (UNIT 5)
- 第六回 担保権者の取扱い (UNIT 6)
- 第七回 債権の優先順位 (UNIT 7)
- 第八回 否認権(1)―詐害行為の否認 (UNIT 8)
- 第九回 否認権(2)―偏頗行為の否認 (UNIT 9)
- 第十回 相殺権 (UNIT10)
- 第十一回 破産債権の届出・調査・確定 (UNIT11)
- 第十二回 破産財団の管理・換価・配当 (UNIT12)
- 第十三回 再生計画の成立・変更・履行確保 (UNIT13)
- 第十四回 自然人倒産 (UNIT14・UNIT15)
- 第十五回 試験

<教科書・教材>

三木浩一・山本和彦編『ロースクール倒産法』(有斐閣)

参考書として、山本和彦『倒産処理法入門』(有斐閣)、青山善充・伊藤眞・松下淳一『倒産判例百選〔第四版〕』(有斐閣)、伊藤眞『破産法・民事再生法』(有斐閣)

<成績評価の方法>

期末試験(80%)及び平常点(20%)により評価する。

<その他>

科目群	展開・先端科目				
授業科目	国際民事訴訟法発展		単位	2	担当教員 芳賀 雅顕
配当年次	L 2、3	開講学期	集中講義	週間授業回数	

<目 的>

涉外民事事件における手続法的問題の理解を目的とする。

<授業方法・内容>

1. 授業内容及び予定

(1) 総論的課題

涉外事件の法適用関係全般

「手続は法廷地法による」の原則の根拠・適用範囲

(2) 裁判権の免除

(3) 国際裁判管轄の決定基準（総論）

(4) 国際裁判管轄・各論（財産関係）

(5) 国際裁判管轄・各論（人事関係）

(6) 訴え提起の効果（時効中断・国際的訴訟競合）

(7) 当事者をめぐる諸問題（当事者能力、訴訟能力、当事者適格）

(8) 司法共助（送達、証拠収集）

(9) 外国法の適用

(10) 外国判決の承認・執行（承認制度の意義、承認システムなど総論）

(11) 外国判決の承認・執行（個別的承認要件）

(12) 国際民事保全

(13) 国際倒産

(14) 国際仲裁

(15) 試験

2. 教育方法

講義形式を中心とし、適宜、質疑応答を行う。レジュメ及び参考資料を配布する。

<教科書・教材>

教科書： 本間靖規ほか『国際民事手続法』（有斐閣、2005年）

参考書： 高桑昭＝道垣内正人編『新裁判実務体系（3）』（青林書院、2003年）

櫻田嘉章＝道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法〔第2版〕』

（有斐閣、2007年）

<成績評価の方法>

定期試験の結果を中心とするが、出席状況、質疑応答も加算する。

その際、定期試験の評価割合を80%とし、平常点を20%とする。

<その他>

国際民事訴訟法（国際民事手続法）は、民事訴訟法や国際私法の知識を前提として議論が進められるので、その点は留意して欲しい。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	実務労働法Ⅰ		単位	2	担当教員
配当年次	L 2、3	開講学期	集中講義	週間授業回数	原 昌登

<目 的>

労働法総論と雇用関係法の前半部分を授業する。この授業の目的は、労働法の枠組みを理解し、雇用関係法に関わる具体的な問題について思考・議論する能力を養うことにある。

<授業内容・方法>

各回の授業内容は、次の通りである。

- ・労働法総論
 - 1 労働法とは何か？－労働法の歴史と意義、基本体系、雇用システムとの関係など
 - 2 労働法上の「労働者」
 - 3 労働法上の「使用者」
 - 4 労働法規・労働契約
 - 5 労働協約
 - 6 就業規則
- ・雇用関係法
 - 7 労働憲章－労基法上の人権擁護規定、人格権・プライバシー保護・セクハラなど
 - 8 差別禁止－労基法3条・4条、雇用機会均等法、均等・均衡処遇、年齢差別など
 - 9 労働関係の成立－募集、採用、内定、試用、労働条件明示
 - 10 賃金
 - 11 労働時間
 - 12 休暇・休業
 - 13 安全衛生・労働災害
 - 14 人事－昇進・降格、配転、出向・転籍、退職など

各回の授業は、労働法上の重要判例を素材に、教員と学生または学生と学生が対話を行うという形式で進められる。この対話を通じて、労働法の理論的枠組みを正確に理解するとともに、論理的思考能力や問題解決能力を養うことを目指す。

<教科書・教材>

教材として、荒木・島田・土田・中窪・水町・村中・森戸『ケースブック労働法〔第2版〕』（有斐閣）、水町勇一郎『労働法〔第2版〕』（有斐閣）を用いる。

なお、労働法の初学者には参考書として森戸英幸『プレップ労働法〔第2版〕』（弘文堂）を薦めるので、開講前に読んでおくとよい。

<成績評価の方法>

平常点（出席および授業のなかでの各人の議論の内容）と期末の試験の成績をもとに評価する。評点の配分は平常点2割、試験8割を目処とする。

<その他>

各授業の終了後、個別の質問を受ける時間を設ける。また、e-mail で随時質問・相談に応じる

科目群	展開・先端科目				
授業科目	実務労働法Ⅱ		単位	2	担当教員
					桑村 裕美子 原 昌登
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	隔週 2 回

<目 的>

雇用関係法（後半部分）、労使関係法、労働法の新領域、労働法の総合的考察について授業する。この授業の目的は、労働法の基本的な枠組みを理解するとともに、労働法をめぐる新たな課題や複合的問題について思考・議論する能力を養うことにある。

<授業内容・方法>

各回の授業内容は、次の通りである。

- ・雇用関係法
 - 1 イントロダクション、企業秩序・懲戒 1
 - 2 企業秩序・懲戒 2
 - 3 労働関係の終了 1—解雇
 - 4 労働関係の終了 2—辞職、合意解約、定年、雇止めなど
- ・労使関係法
 - 5 労働組合と団体交渉
 - 6 団体行動
 - 7 不当労働行為
 - 8 労働紛争の処理
- ・労働法の新領域
 - 9 合併・事業譲渡・会社分割と労働関係
 - 10 知的財産と労働関係—企業秘密、競業禁止など
 - 11 労働市場と法規制—人材ビジネス業の規制、雇用政策など
- ・総合的考察
 - 12 労働条件の変更
 - 13 企業組織再編と労働関係
 - 14 使用者の権限と労働者の権利保護

各回の授業は、労働法上の重要判例を素材に、教員と学生または学生と学生が対話を行うという形式で進められる。雇用関係法は主に原が、労使関係法は主に桑村が担当する（分担の詳細は開講時に説明する）。総合的考察のところでは、複合的な事例をもとに議論を行い、具体的な問題解決能力を養う。このような方法を通して、労働法の理論的枠組みを正確に理解するとともに、論理的思考能力や問題解決能力を養うことを目指す。

<教科書・教材>

教材として、荒木・島田・土田・中窪・水町・村中・森戸『ケースブック労働法〔第2版〕』（有斐閣）、水町勇一郎『労働法〔第2版〕』（有斐閣）を用いる。

<成績評価の方法>

平常点（出席および授業のなかでの各人の議論の内容）と期末の試験の成績をもとに評価する。評点の配分は平常点 2 割、試験 8 割を目処とする。

<その他>

各授業の終了後、個別の質問を受ける時間を設ける。また、e-mail で随時質問・相談に応じる

科目群	展開・先端科目						
授業科目	社会保障法			単位	2	担当教員	嵩 さやか
配当年次		L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数		1 回

<目 的>

本授業では、少子高齢化の進展などにより法制度のあり方がますます注目されている社会保障について、制度の概要と主な法的問題について取り上げることにより、社会保障法についての基本的な知識を習得することを目的とする。また、社会保障についての法的問題は民法、行政法、憲法などとの交錯領域であることが多い。本授業では、民法、行政法、憲法などの応用問題としての意義を有する法的問題を中心的に取り上げることにより、これらの科目の基礎的知識の確認を行うことをも目的とする。

<授業内容・方法>

1. 授業内容

本授業では、社会保障法初学者でも授業内容を理解できるように、まず各社会保障制度の概要を講義し、そこでの理解を前提に特に重要と思われる法律問題をトピック的に取り上げる。

2. 教育方法

制度の概要については、参考書などを利用してあらかじめ理解しておくことが望ましいが、講義でも概要を解説する。

他方で、法律問題の検討については、あらかじめ指定した資料（主に、西村健一郎・岩村正彦・菊池馨実編『社会保障法 Cases and Materials』（有斐閣、2005 年）に掲載されている裁判例や論文）を予習してきたことを前提に授業を進める。

3. 予定

- 第1回 ガイダンス
- 第2回 医療1－公的医療制度の概要
- 第3回 医療2－公的医療制度をめぐる法律問題
- 第4回 年金1－年金制度の概要
- 第5回 年金2－年金制度をめぐる法律問題①
- 第6回 年金3－年金制度をめぐる法律問題②
- 第7回 労災保険－労災保険の概要と法律問題
- 第8回 社会福祉1－社会福祉制度の概要
- 第9回 社会福祉2－社会福祉制度をめぐる法律問題①
- 第10回 社会福祉3－社会福祉制度をめぐる法律問題②
- 第11回 生活保護1－生活保護制度の概要
- 第12回 生活保護2－生活保護制度をめぐる法律問題
- 第13回 憲法と社会保障
- 第14回 外国人と社会保障

<教科書・教材>

1. 教科書等

- ・西村健一郎・岩村正彦・菊池馨実編『社会保障法 Cases and Materials』（有斐閣、2005 年）の中の指定した資料（コピー配布）
- ・『社会保障判例百選〔第4版〕』（有斐閣、2008 年）
- ・社会保障関連法律の掲載されている六法

2. 参考書

加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子『社会保障法〔第3版〕』（有斐閣、2007年）
西村健一郎『社会保障法』（有斐閣、2003年）
岩村正彦『社会保障法Ⅰ』（弘文堂、2001年）

＜成績評価の方法＞

期末試験（90%）及び平常点（10%）により評価する。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	知的財産法Ⅰ			単位	2
				担当教員	蘆立 順美 杉江 渉
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1 回

<目 的>

この授業は、知的財産法に属する諸法のうち、主に特許法について、法制度の枠組みや基本概念等に関する知識の定着、理解を目指すとともに、実務上問題となっている重要論点を整理し、特許法の分野で生じる諸問題の解決の前提として必要となる基礎的知識および法的思考力を習得することを目的とする。

<授業内容・方法>

1. 授業方法

授業は、指定された文献や裁判例を素材として、基本的概念や制度についての確認、および、予め示された予習課題に関する質疑・応答により進められる。学生は、指定された文献・裁判例を十分に予習し、課題について検討した上で授業に参加することが要求される。

2. 授業の内容と順序（数字は予定回）。

1. 特許法の概要（1）
2. 発明の概念（2）
3. 特許要件・不特許事由（3－4）
4. 権利取得手続（出願・審査・審判・審決取消訴訟）（5）
5. 特許権の侵害（6－8）
 - 1) 特許権の効力
 - 2) 文言侵害（クレームの解釈）
 - 3) 均等論
 - 4) 間接侵害
6. 侵害の抗弁（9－11）
 - 1) 権利の制限
 - 2) 権利濫用（無効の抗弁）
 - 3) 先使用権
 - 4) 権利の消尽・並行輸入
7. 特許権の帰属（12）
8. 権利侵害の効果（13）
9. 特許権の経済的利用にかかわる問題（14）

<教科書・教材>（詳しくは、TKCの掲示を参照すること）

教科書： 大淵哲也他『知的財産法判例集』（有斐閣 2005）

参考文献：

高林龍『標準 特許法（第3版）』（有斐閣 2008）

中山信弘『工業所有権法（上）特許法〔第2版増補版〕』（弘文堂 2000）

特許庁編『工業所有権法（産業財産法）逐条解説〔第17版〕』（発明協会 2008）

田村善之＝増井和夫『特許判例ガイド〔第3版〕』（有斐閣 2005）

中山信弘他編『特許法判例百選〔第3版〕』（有斐閣 2004）

なお、最新の特許法の条文（抄録でないもの）を各自準備し、授業に持参すること。

<成績評価の方法>

期末試験（80%）、平常点（授業での発言の内容等）（20%）により評価する。

<その他>

新司法試験受験科目として知的財産法を選択することを予定している者は、「知的財産法Ⅱ」および「知的財産法発展」についても履修すること。

予習課題については、TKCに掲示するので、事前に確認の上、授業に参加すること。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	知的財産法Ⅱ		単位	2	担当教員
					蘆立 順美
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1 回

<目 的>

この授業は、知的財産法に属する諸法のうち、主に著作権法について、法制度の枠組みや基本概念等に関する知識の定着、理解を目指すとともに、実務上問題となっている重要論点を整理し、著作権法の分野で生じる諸問題の解決に必要な知識および法的思考力を習得することを目的とする。

<授業内容・方法>

1. 授業方法

授業は指定された文献や裁判例を素材として、基本的概念や制度についての確認、および、予め示された予習課題に関する質疑・応答により進められる。学生は、指定された文献・裁判例を十分に予習し、課題について検討した上で授業に参加することが要求される。

2. 授業の内容と順序（数字は予定回）。

1. 総論（1）
2. 著作物性
 - 1) 思想または感情の創作的表現（1－2）
 - 2) 文芸・学術・美術・音楽の範囲（3）
3. 著作権侵害の要件
 - 1) 依拠性（4）
 - 2) 類似性（4－5）
 - 3) 法定上の利用行為（6－7）
4. 著作権の制限（8－9）
5. 著作者の認定・権利の帰属（10－11）
 - 1) 著作者・共同著作者
 - 2) 職務著作
 - 3) 映画の著作物に関する特則
6. 著作者人格権侵害の要件（12）
7. 侵害の効果（13）
8. 侵害の主体・共同不法行為（13－14）

<教材・教科書>

教科書：中山信弘『著作権法』（有斐閣 2007）

大淵哲也他『知的財産法判例集』（有斐閣 2005）

参考文献：（詳しくは、初回の授業において説明する）

作花文雄『著作権法 制度と政策〔第3版〕』（発明協会 2008）

『詳解著作権法〔第3版〕』（ぎょうせい 2004）

田村善之『著作権法概説〔第2版〕』（有斐閣 2001）

斉藤博他編『著作権判例百選』（有斐閣 2003）

なお、最新の著作権法の条文（抄録でないもの）を準備し、授業に持参すること。

<成績評価の方法>

期末試験（80%）、平常点（授業での発言の内容等）（20%）により評価する。

<その他>

新司法試験受験科目として知的財産法を選択することを予定している者は、「知的財産法Ⅰ」および「知的財産法発展」についても履修すること。

予習課題等についてはTKCに掲示するので、事前に確認の上、授業に参加すること。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	知的財産法発展		単位	2	担当教員
					蘆立 順美 杉江 渉
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1 回

<目 的>

この授業では、「知的財産法Ⅰ」および「知的財産法Ⅱ」において習得された、特許法および著作権法の基礎的な知識を前提として、両法の重要概念や実務上問題となっている重要論点についての理解をさらに深め、応用事例の解決に必要な法的知識および法的思考力を習得することを目的とする。

<授業内容・方法>

1. 授業方法

授業は指定された文献等を素材として、質疑や討論等により教官と学生がインタラクティブに参加する形式で行う。学生は指定された文献等を予習し、関連する法的知識を確認し、論点および関連判例等を理解した上で授業に参加することが要求される。

2. 授業の内容と順序

取り扱う主要内容と順序は以下のとおりである。

- 1) クレームの解釈
- 2) 特許権侵害の応用事例 1
- 3) 特許権侵害の応用事例 2
- 4) 特許権侵害の応用事例 3
- 5) 審決取消訴訟と審判の関係
- 6) 侵害・冒認に対する救済
- 7) 中間試験
- 8) 著作物性
- 9) 著作権侵害の応用事例 1
- 10) 著作権侵害の応用事例 2
- 11) 著作権侵害の応用事例 3
- 12) 著作者人格権侵害の応用事例
- 13) 著作権侵害幫助者等の責任
- 14) 権利の帰属に関する問題
- 15) 定期試験

<教材・教科書>

使用する教材・資料については適宜指定・配布する。また、参考文献については授業において紹介する。
なお、最新の特許法及び著作権法の条文（抄録でないもの）を各自準備し、授業に持参すること。

<成績評価の方法>

期末試験（40%）、中間試験（40%）、平常点（授業での発言の内容等）（20%）により評価する。

<その他>

「知的財産法Ⅰ」および「知的財産法Ⅱ」を履修済みであること。
予習課題についてはTKCに掲示するので、事前に確認の上、授業に参加すること。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	租税法基礎		単位	2	担当教員
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1 回

<目 的>

この授業の目的は、所得課税および私法と租税法との関連性を理解することにある。これによって、法律実務家として最低限必要な租税法の基礎を学び、「課税のトラップ」に陥ることのない実務能力を身につける。

<授業内容・方法>

授業は、対話型の少人数講義により行う。教材として、金子宏ほか編『ケースブック租税法』（弘文堂、第2版、2007）を用いる。

学習の到達目標は、次の3点である。

1. 所得税の基礎を理解する。
2. 所得税について実務的な問題点を発見・検討する能力を身につける。
3. 租税法と私法、特に取引法との関係を認識し、個別事案において税法上の諸問題の前提となっている私法関係を読みとる能力を身につける。

各回のテーマは、次の通りである。なお、かつこ内のセクションは詳しくはとりあげない。また、★★のN&Qは、授業では扱わないが、課題レポートに出題する可能性はある。

1. イントロダクション
1－1 1 頁。
2. 所得の意義、所得税額計算の基本的な仕組み
§ 211. 01, § 211. 02, § 214. 01.
3. 納税義務者と課税単位、所得の帰属
§ 212. 02, § 212. 04, § 213. 01, § 213. 02.
4. 利子所得・配当所得、退職所得
§ 221. 02, § 221. 03, § 223. 05.
5. 譲渡所得
§ 222. 01, § 222. 02, § 222. 05.
6. 給与所得、事業所得
§ 223. 01, § 224. 01, § 224. 03.
7. 収入金額、年度帰属
§ 231. 01, § 232. 01, § 232. 03.
8. 必要経費の意義と範囲
§ 231. 02, § 233. 01, (§ 234. 01, § 234. 02.)
9. 所得税額の計算
§ 241. 01, § 242. 01, § 242. 02.
10. 法人税の基礎
§ 311. 01, § 321. 01, § 322. 01, § 323. 01.
11. 租税法の解釈のあり方、借用概念の解釈
§ 161. 02, § 162. 01, § 162. 02.
12. 私法取引と租税法
§ 163. 01, § 163. 02, § 163. 03.
13. 租税回避
§ 164. 01, § 164. 02, § 330. 02.

1 4. 租税法の適用と事実認定、租税法における信義則

§ 165. 01, § 166. 01, § 166. 02.

1 5. 試験

＜教科書・教材＞

授業では、上記の『ケースブック租税法』のほか、租税法規が掲載された六法（所得税法、法人税法、国税通則法など。租税特別措置法までは必要ない）を使用する。

また、予習・復習を十分に行うためには、租税法の教科書が必要である。初学者向けの教科書としては、金子宏ほか『税法入門』（有斐閣新書）、岡村忠生ほか『ベーシック税法』（有斐閣アルマ）、佐藤英明『スタンダード所得税法』（弘文堂）又は新井益太郎監修『現代税法の基礎知識』（ぎょうせい）を勧める。より詳細な体系書としては、金子宏『租税法』（弘文堂）又は水野忠恒『租税法』（有斐閣）を勧める。その他、演習書として、やや難易度が高いが、佐藤英明ほか『租税法演習ノート』（弘文堂）がある。実務的な学習のためには、『法人税精選重要判例詳解』（税務経理協会）を勧める。

参考書として、『租税判例百選（第4版）』（有斐閣）を指定する。

＜成績評価の方法＞

成績評価は、筆記試験 70%、課題レポート 10%、主観的平常点 10%、出席点 10%の割合で行う。

課題レポートは、第9回の授業終了後（所得税部分の終了後）に、ケースブックのNOTEの中から課す予定である。

主観的平常点の評価においては、事前準備、問題発見能力、議論への参加等を重視する。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	刑事実務演習Ⅰ			単位	2
				担当教員	田子 忠雄
配当年次	L2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1回

<目 的>

本演習では、実際に生じた基本的な事件記録を教材にして、現実の捜査がどのように進行し、起訴・不起訴の判断にはいかなる事情が考慮され、公判活動はどう遂行されるかなどを検討する。それによって刑事事件の流れの基礎的な理解を得るとともに、新司法試験問題に対応し得る問題点の把握とそれ进行处理する能力、起案力、及び事実認定能力を涵養することを目的としている。

また、具体的な事件に触れ、実務家の経験談に接することなどにより、刑事事件に携わることの魅力ややりがいを感じてもらおう。

<授業内容・方法>

受講者は、与えられた問題について、事前に、関連する裁判例や文献を渉猟し、かつ、どのような判断や処分をすべきかなどを十分検討し、これを自分のものとした上で授業に参加すること。そして、積極的に議論に加わること。なお、各種書類の起案をほぼ毎週行う予定である。詳細は以下のとおり。

第1回

- 1 授業内容紹介等
- 2 現住建造物等放火未遂事件
 - ① 任意捜査の限界
 - ② 身柄拘束までの捜査

第2回

- 1 逮捕とその後の手続
- 2 送検までの捜査
- 3 事件受理後の検察官の手続
- 4 勾留請求書起案指示

第3回

- 1 勾留請求書起案講評
- 2 勾留請求に対する裁判所の判断
- 3 勾留決定についての弁護人の対応
- 4 警察官と検察官の関係
- 5 勾留後の捜査
- 6 勾留延長請求

第4回

- 1 勾留延長についての裁判所、弁護人の対応
- 2 勾留延長後の捜査
- 3 自白について
- 4 起訴便宜主義と処分
- 5 公訴事実起案指示

第5回

- 1 起訴状起案講評
- 2 証拠整理
- 3 認否
- 4 冒頭陳述書起案指示

第6回

- 1 冒頭陳述書起案講評
- 2 証拠認否
- 3 公判手続①

第7回

- 1 公判手続②
- 2 322条1項書面について
- 3 論告起案指示

第8回

- 1 論告起案講評
- 2 恐喝未遂事件
 - ① 初動捜査
 - ② 成立罪名の擬律

第9回

- 1 送致前の捜査
- 2 事件受理後の検察官の手続
- 3 勾留後の捜査
- 4 勾留延長請求書起案指示

第10回

- 1 勾留延長請求書起案講評
- 2 勾留延長後の捜査
- 3 処分（司法取引との関係）
- 4 起訴状起案指示

第11回

- 1 起訴状起案講評
- 2 冒頭手続
- 3 証拠についての弁護人の意見書起案

第12回

- 1 前記意見書の起案講評
- 2 公判手続①
- 3 2号書面取調べ請求書起案指示

第13回

- 1 2号書面取調べ請求書起案講評
- 2 公判手続②

第14回

- 1 公判手続③
- 2 論告起案指示

第15回

- 1 論告起案講評
- 2 纏め

<教科書・教材>

求めているのは、受講者自身の見解、結論であり、判例や学説の紹介ではないから、教科書や判例集などの教室への持ち込みは禁止する。

<成績評価の方法>

試験は行わず、起案（70%）と教室での発言（30%）によって成績を採点する。

<その他>

刑事実務の基礎を学ぶことを目的としているので、その発展的な演習である刑事実務演習Ⅲとは異なった教材を使用する。

本科目の授業進行の必要により、12名を上限とする履修者数の制限を行う。

履修希望者は、4月6日（月）午後4時45分までに事務室あて届け出ること。初回授業の前日までに履修許可者をTKCにより発表するので、履修を認められた者のみ履修登録を行い授業へ出席すること。定員を超えた場合の選抜は抽選により行う。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	刑事実務演習Ⅱ			単位	2
				担当教員	宮田 誠司 奥村 淳一
配当年次	L2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1回

<目 的>

本演習では、発展的・応用的な水準の事件記録を素材として、問題抽出能力や事実認定能力、すなわち、いかなる事実を基礎として法を適用するかに関する判断や擬律判断の能力をさらに向上させるとともに、公判手続や証人尋問技術に関する理解を深めることを目的とする。

さらに、議論や起案を通じて、自己の思考過程を表現する文章力・起案力を養うことも本演習の目的である。

<授業内容・方法>

受講者は、与えられた問題について、事前に、関連する裁判例や文献を渉猟し、かつ、なぜそのような判断や処分を行うべきか、を十分考えてくることが、および、積極的に議論に参加することが求められる。

適宜、終局処分起案、冒頭陳述書、論告、弁論、判決書等を提出することが要求される。

<教科書・教材>

参考すべき文献・判例は、適宜指示する。

<成績評価の方法>

期末試験（50％）、レポート（30％）及び平常点（20％）により評価する。

<その他>

本科目の授業進行の必要により、15名を上限とする履修者数の制限を行う。

履修希望者は、4月6日（月）午後4時45分までに事務室あて届け出ること。初回授業の前日までに履修許可者をTKCにより発表するので、履修を認められた者のみ履修登録を行い授業へ出席すること。定員を超えた場合の選抜は抽選により行う。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	刑事実務演習Ⅲ			単位	2
				担当教員	田子 忠雄
配当年次	L2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1回

<目 的>

本演習では、実際に生じたやや難度の高い事件記録を教材にして、現実の捜査がどのように進行し、起訴・不起訴の判断にはいかなる事情が考慮され、公判活動はどう遂行されるかなどを検討する。それによって刑事事件の流れの理解を得るとともに、新司法試験に対応し得る問題点の把握とそれを処理する能力、起案力、及び事実認定能力を涵養することを目的としている。

<授業内容・方法>

受講者は、与えられた問題について、事前に、関連する裁判例や文献を渉猟し、かつ、どのような判断や処分をすべきかなどを十分検討し、これを自分のものとした上で授業に参加すること。そして、積極的に議論に加わること。なお、各種書類の起案をほぼ毎週行う予定である。詳細は以下のとおり。

第1回

- 1 授業内容紹介等
- 2 業務上横領事件
 - ① 捜査の端緒
 - ② 告訴に関する問題

第2回

- 1 警察の捜査
 - ① 人証、物証などの証拠の収集
 - ② 被疑者の取り調べ（身柄拘束か在宅か）
- 2 被疑事実起案指示

第3回

- 1 被疑事実起案講評
- 2 警察と検察官の関係
- 3 検察官の捜査
- 4 送致事実①及び②の検討

第4回

- 1 送致事実③及び④の検討
- 2 起訴便宜主義と処分について
- 3 公訴事実起案指示

第5回

- 1 公訴事実起案講評
- 2 冒頭手続
- 3 冒頭陳述書起案指示

第6回

- 1 冒頭陳述書起案講評
- 2 公判手続
- 3 弁論要旨起案指示

第7回

- 1 弁論要旨起案講評
- 2 傷害致死事件
 - ① 任意捜査の限界について
 - ② 逮捕について
- 3 勾留請求書起案指示

第8回

- 1 勾留請求書起案講評
- 2 勾留請求について裁判所の判断
- 3 勾留についての弁護人の対応
- 4 勾留後の捜査
- 5 勾留延長理由書起案指示

第9回

- 1 勾留延長理由書起案講評
- 2 勾留延長後の捜査
- 3 自白について
- 4 処分
- 5 起訴状起案指示

第10回

- 1 起訴状起案講評
- 2 冒頭手続
 - ① 釈明
 - ② 認否
 - ③ 証拠申請
- 3 弁護人の意見起案指示

第11回

- 1 前記起案講評
- 2 公判手続①（書証取調べ及び証人尋問）

第12回

- 1 公判手続②（敵対証人の尋問）
- 2 2号書面取調べ請求書起案指示

第13回

- 1 2号書面取調べ請求書起案講評
- 2 伝聞証拠について
- 3 322条1項書面取調べ請求書起案指示

第14回

- 1 322条1項書面取調べ請求書起案講評
- 2 公判手続③
- 3 論告又は弁論起案指示

第15回

- 1 論告又は弁論起案講評
- 2 纏め

<教科書・教材>

求めているのは、受講者自身の見解、結論であり、判例や学説の紹介ではないから、教科書や判例集などの教室への持ち込みは禁止する。

<成績評価の方法>

試験は行わず、起案（70%）と教室での発言（30%）によって成績を採点する。

<その他>

刑事実務の発展段階を学ぶことを目的としているので、その基礎的な演習である刑事実務演習Ⅰとは異なった教材を使用する。

本科目の授業進行の必要により、12名を上限とする履修者数の制限を行う。

履修希望者は、4月6日（月）午後4時45分までに事務室あて届け出ること。初回授業の前日までに履修許可者をTKCにより発表するので、履修を認められた者のみ履修登録を行い授業へ出席すること。定員を超えた場合の選抜は抽選により行う。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	少年法・刑事政策		単位	2	担当教員 廣瀬 健二
配当年次	L 2、3	開講学期	集中講義	週間授業回数	

<講義の目的・内容>

未成年者の規範逸脱行動の規制及びその育成は近代国家の大きな課題であり、その規制の中核となる法が少年法である。少年の非行も成人同様な犯罪被害を生み出すと共に、少年に対する方策には保護教育的な要素が不可欠である。それ故に、少年法は、犯罪対策のほかに保護教育という本質的に相矛盾しかねない二つの要請を内包しており、これらの要請の調和をどの水準において図るかが、その性格・在り方を左右することになる。このような少年法を正確に理解し、適切に運用するには、刑法、刑事訴訟法等の刑事法に関する知識のみならず、人間関係諸科学等の基礎知識、教育等に対する理解、さらには少年の育成に対する情熱や素養も要求される。このように少年法には、法的知識のほか、法曹の基本的資質ともいえるべき、人間存在及びその発達等に関する理解と洞察、弱者を守り、育む情熱と素養、複合的な諸要請の総合的調整等の能力などが要求される。したがって、これらを学ぶことによって、法曹として必要かつ有益な能力の開発に資するところは非常に大きいと思われる。とりわけ今日、少年による凶悪事件等が注目を集め、平成12年、平成19年、平成20年と相次いで改正少年法が成立、施行され、被害者の審判傍聴も認められるなどして、少年法に関する一般国民の関心も非常に高まっている。少年法を正當に理解し有効・適切に運用することができる法曹を育成することは国家的急務とすらいうべきである。

本講義では、まず前提となる刑事政策、刑罰制度等に触れたうえ、児童福祉法、更生保護法等の実質的な意義の少年法にも論及し、裁判例等実務運用の実情を踏まえるが、少年法の特別法としての性格から、前提となる刑事訴訟手続、刑法・刑事訴訟法の知識・理解が必要不可欠であるので、その実質的な復習をもさせながら、手続の流れに即して理解を深めさせていくので、授業では、以下の項目・スケジュール順に関わらず関連する事項を総合的・重点的に取り上げて説明する。

講義スケジュール

1. 刑事政策の基礎—犯罪の実情、刑罰制度とその運用
2. 少年法の課題、少年の意義・年齢、少年法の意義
3. 少年犯罪の現状、少年法の歴史と基本理念、比較法制
4. 少年の責任能力、保護者、少年の付添人、少年事件の原則
5. 少年事件の手続、少年事件の捜査
6. 事件の受理、身柄の保全（観護措置）
7. 虞犯・触法事件・福祉機関先議
8. 審判の対象—非行事実と要保護性
9. 調査および審判の運営
10. 非行事実の認定—証拠法則と証拠調べ
11. 要保護性の審理、保護処分と処遇の選択
12. 刑事処分の選択と少年に対する刑事手続
13. 不服申立手続・少年法改正問題等
14. 法改正を含む今後の展望

<指導方法>

講義を基本とした双方向授業とする。

<成績評価の方法>

定期試験（70％）及び平常点（30％）による。

<テキスト>

廣瀬健二『子どもの法律入門』（金剛出版）

<参考書>

田宮裕・廣瀬健二編『注釈少年法〔3訂版〕』（平成21年4月発刊予定・有斐閣）

<授業回数>

14回

科目群	展開・先端科目				
授業科目	国際法発展		単位	2	担当教員
					植木 俊哉
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1 回

<目 的>

1. 授業題目

国際法

2. 授業の目的と概要

国際法（国際公法）に関する専門知識を体系的に整理して理解し、これを具体的な紛争や事例に適用することを通じて、国際社会における国家や国際組織をめぐる国際法上の諸問題に適切に対処し得る専門的能力を修得することを目的とする。

<授業内容・方法>

1. 授業内容

受講者の国際法に関する具体的な理解及び知識の程度を把握した上で、国際法全般にわたる基礎的な専門知識を体系的に修得できるよう、その要点を可能な限りわかりやすく解説する。同時に、具体的な事例問題も取り上げながら国際法の実際の適用のあり方について分析と検討を行う。

2. 教育方法

事前に指定する教科書の関係部分や事例問題について受講者が事前に準備をしてきたことを前提に、適宜質疑応答や討論も織り交ぜながら可能な限り双方向型の授業を進めていきたい。受講者は、事前の予習等が不可欠である。

3. 予定（一部若干の変更等はある得る）

- (1) オリエンテーション
- (2) 国際法の基礎その1：国際法の法源と存在形態
- (3) 国際法の基礎その2：国際慣習法
- (4) 国際法の基礎その3：条約法その①
- (5) 国際法の基礎その4：条約法その②
- (6) 新司法試験事例問題解説・分析
- (7) 国際責任法
- (8) 外交関係法・領事関係法
- (9) 中間試験（小テスト）その1（事例問題）
- (10) 国家領域と海洋法
- (11) 紛争解決と国際裁判
- (12) 中間試験（小テスト）その2（事例問題）
- (13) 国際人権法
- (14) 国際経済法

<教科書・教材>

中谷和弘・植木俊哉・河野真理子・森田章夫・山本良『国際法』（有斐閣アルマシリーズ、2006年）を教科書とする。また、編集代表奥脇直也『国際条約集 2009年版』（有斐閣）も毎回授業の際に参照するので、必ず持参すること。

<成績評価の方法>

期末試験（50%）、中間試験（小テスト）（40%）及び平常点（10%）により評価する。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	国際法発展演習		単位	2	担当教員 植木 俊哉
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1 回

<目 的>

1. 授業題目

国際法演習

2. 授業の目的と概要

本演習は、国際法（国際公法）に関係する具体的事例を取り上げ、実際の国際紛争において国際法がどのように適用又は援用され、いかなる機能を果たしているかを理解し、具体的な国際的事件に対して国際法上適切に対応するために必要とされる法的専門能力を修得することを目的とする。

<授業内容・方法>

1. 授業内容

国際裁判所の下した代表的な国際判決、国際法上の論点が含まれる国内判決、さらに国際法上の重要な問題が争点とされた国際的事件等を取り上げ、国際法上の論点を整理してその分析・検討を行うことを通じて、具体的事案における国際法規範の適用のあり方についての専門的理解を深める。

2. 教育方法

国際司法裁判所（I C J）判決の中で国際法上重要な意義を持つもの、主要な国際仲裁判決、さらに我が国の国内判決の中で国際法の観点から重要なもの等を具体的に取り上げ、紛争当事国（紛争当事者）の法的主張、判決の論理展開等を整理し、具体的事案の中での国際法規範の適用のあり方に関する分析・検討を行う。

3. 予定

本演習の中で具体的に取り上げる判決や事件等については、演習参加者の希望等も踏まえながら決定していきたい。

<教科書・内容>

松井芳郎編集代表『判例国際法〔第2版〕』（東信堂、2006年）、山本草二・古川照美・松井芳郎編『国際法判例百選』（有斐閣、2001年）及び最近の『重要判例解説』（別冊ジュリスト）の「国際法」分野の関連部分などを教材として用いるが、具体的には演習の際に指示する。また、演習の際には国際条約集を参照することになるので、毎回必ず国際条約集（市販のもの）を持参すること。

<成績評価の方法>

期末試験（50%）、中間試験（小テスト）（40%）及び平常点（10%）により評価する。

<その他>

本演習の受講者は、前期に開講する「国際法発展」を受講していることが望ましい。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	国際人権・刑事法		単位	2	担当教員
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	隔週 2 回

<目 的>

授業科目：国際人権・刑事法

授業の目的と概要：国際関係が緊密化してきたことによって、国際法が国家の対外的事項だけでなく、対内的事項についても規律するようになってきた。この傾向は、個人の権利義務に直接または間接に関わる国際人権法・刑事法といった分野において顕著にみられる。それゆえ、これらの分野における国際法の展開が国内法の制定・適用に対して大きな影響を与えるようになっている。

こうした状況を念頭に置き、本授業においては、国際人権・刑事法の基本概念およびその諸制度についての理解を通して、これらの分野における知識の修得とともに、国際的な視点から人権・刑事法の問題を考える能力を涵養することを目的とする。

<授業内容・方法>

1. 授業内容

本授業は、国際人権・刑事法の基礎となる国際法の知識について確認した上で、2 部に分けて行うことにする。

第 1 部においては、国際人権法に関する諸文書の概要、国際人権法の実施のための諸制度、いくつかのテーマについて国際人権法の日本における実施・適用について検討する。

第 2 部においては、近年著しい展開がみられる国際刑事法分野の概要、犯罪人引渡等の国際刑事司法協力、犯罪の国際化に対する国際的な諸制度について検討する。

2. 教育方法

授業は適宜質疑応答や討論を交えつつ、講義を行うこととする。なお、必要に応じて予習のための資料を提示する。また、授業内容の理解を促すためにコメントシートの提出を求めることがある。

3. 予定

(1)イントロダクション（国際法の知識）

第 1 部

- (1)国際人権法の展開と課題
- (2)国際人権保障の基準①（国際人権規約）
- (3)国際人権保障の基準②（その他の国際人権条約）
- (4)国際人権法の国際的実施制度
- (5)国際人権法の国内的実施
- (6)外国人と国際人権法
- (7)刑事手続と国際人権法
- (8)難民認定と国際人権法

第 2 部

- (1)国際刑事法の展開と課題
- (2)国際刑事司法協力（犯罪人引渡制度）
- (3)犯罪の国際化に対する国際法の展開（テロ関連諸条約）
- (4)国際犯罪に対する国際的制度①（国際犯罪と国際刑事裁判）
- (5)国際犯罪に対する国際的制度②（国際刑事裁判の手続）

＜教科書＞

教科書については特に指定せず、講義の進捗状況に応じてレジュメ・資料を配布する。ただし、主要な条約が記載されている国際条約集を持参すること。

＜参考書＞

参考書として取りあえず以下のものを挙げておく。

山本草二『国際刑事法』（三省堂、1991 年）

阿部浩己・今井直・藤本俊明『テキストブック国際人権法』[第二版]（日本評論社、2002 年）

尾崎久仁子『国際人権・刑事法』（信山社、2004 年）

薬師寺公夫・小畑郁・村上正直・坂元茂樹『法科大学院ケースブック国際人権法』（日本評論社、2006 年）

東澤靖『国際刑事裁判所 法と実務』（明石書店、2007 年）

＜成績評価の方法＞

成績は学期末の試験またはレポート(70%)と授業における質疑応答・コメントシート（30%）を加味して評価する。

＜その他＞

なお、質問・相談は E メール にて受け付ける。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	トランスナショナル情報法		単位	2	担当教員 芹澤 英明 早川 眞一郎
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1 回

<目 的>

この授業の目的は、インターネットをはじめとする情報通信基盤において展開している、国境を越えた情報流通をめぐる法律問題を題材にして、電子取引社会が直面している情報法の最先端問題について理解を深めることを目的としている。国際条約やアメリカ法、EU 法の動向及び、我国における情報取引、電子商取引、電子マネー法制のあり方についての実践的な取り組みについて考察することにより、情報法政策の基本的な枠組みを理解し、法政策判断能力や分析能力を兼ね備え、先端的領域において活躍が期待できる実務法曹を養成することが目指されている。

<授業内容・方法>

学生は、予め指定されたインターネット上の教材の該当部分と基本判例（日本、アメリカ、EU 諸国等）を読み、自らの理解・問題認識を深めたうえで授業に臨むことが要求される。授業では、教員と学生との対話・問答を基本としながら、国際的な情報法政策問題について考察を深める。

とりあげるテーマは以下の通りである。

第1部 トランスナショナル情報法の基本問題

1. はじめに：サイバースペース上の情報法規制
2. 表現の自由と青少年の保護
3. 名誉毀損
4. プライバシー・個人情報の保護
5. 不正アクセス規制
6. 電子署名法
7. プロバイダ責任法
8. 電子マネー・電子決済・電子登録債権法
9. ネットワーク上の契約問題：電子商取引法
10. 情報ライセンス法

第2部 トランスナショナル情報法の課題

11. 裁判管轄及び準拠法選択
12. 契約による法廷地・準拠法選択
13. オンライン紛争解決手続
14. 情報法における国際協調
15. 情報法の理論：最終レポート課題の提出

<教科書・教材>

高橋和之・松井茂記編『インターネットと法』（第3版 有斐閣 2004）
堀部政男・長谷部恭男編『メディア判例百選』（別冊ジュリスト、有斐閣 2005）
インターネット教材（ケースブック）<http://www.law.tohoku.ac.jp/~serizawa/>

<成績評価の方法>

期末に行われる最終課題（レポート試験）の成績（100%）によって評価する。さらに、各回の授業で出される自由課題を提出した場合には、その内容を評価し、全成績 100 点の範囲の中で、0 点～20 点の加点を行う。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	実務国際私法Ⅰ			単位	2
				担当教員	竹下 啓介
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1 回

<目 的>

本授業は、財産法関係の渉外的な法律関係・法律紛争（国際取引に関する法律紛争等）の規律に関する基本的事項の講述・検討によって、受講者が自らそれらの分析を行うために必要となる基礎的知識及び思考能力を修得することを目的とする。

<授業内容・方法>

財産法関係の具体的な法律関係・法律紛争に関し、それが渉外的であるが故に発生する特殊性について、いかなる規律が与えられているかを順次検討する。

授業方法は、受講者の予習を前提として（各回の最後に、次回のために予習すべき範囲を指示する。）、重要点の講述・質疑応答に基づく検討を行うという方法によるものとする。

各回における授業内容は、基本的に、以下のとおりとする。

- 1 イントロダクション：渉外的法律関係の規律の全体像
- 2 財産法関係の国際裁判管轄
- 3 国際私法（準拠法選択）の基本1：国際私法の基礎、涉外実質法との関係
- 4 国際私法（準拠法選択）の基本2：準拠法決定のプロセス、基本概念の説明
- 5 国際私法（準拠法選択）の基本3：公序則、その他
- 6 契約債権に関する諸問題
- 7 法律行為に関する諸問題
- 8 物権に関する諸問題
- 9 法定債権に関する諸問題
- 10 債権譲渡に関する諸問題
- 11 外国判決の承認・執行
- 12 事例研究－国際売買
- 13 事例研究－国際運送
- 14 事例研究－国際決済

<教科書・教材>

以下の書籍を教科書として使用する。

- ・ 沢木敬郎＝道垣内正人『国際私法入門〔第6版〕』（有斐閣、2006年）
- ・ 櫻田嘉章＝道垣内正人編『国際私法判例百選（新法対応補正版）』（有斐閣、2007年）

その他の参考書については、授業中に適宜、紹介する。

<成績評価の方法>

期末試験（90%）及び平常点（10%）により評価する。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	実務国際私法Ⅱ		単位	2	担当教員
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1回
					竹下 啓介

<目 的>

この授業は、家族法関係の渉外的な法律関係・法律問題（国際的な婚姻に関する法律問題等）の規律に関する基本的事項の講述・検討によって、受講者が自らそれらの分析を行うために必要となる基礎的知識及び思考能力を修得することを目的とする。

<授業内容・方法>

家族法関係の具体的な法律関係・法律紛争に関し、それが渉外的であるが故に発生する特殊性について、いかなる規律が与えられているかを順次検討する。また、この授業では、狭義の国際私法（準拠法選択）の総論的問題に関する検討も、重点的に行うものとする。

授業方法は、受講者の予習を前提として（各回の最後に、次回のために予習すべき範囲を指示する。）、重要点の講述・質疑応答に基づく検討を行うという方法によるものとする。

各回における授業内容は、以下のとおり。

- 1 イントロダクション：渉外的家族関係の規律の全体像
- 2 家族法関係の国際裁判管轄
- 3 国際私法（準拠法選択）の基礎1：国際私法の基礎、準拠法決定のプロセス
- 4 国際私法（準拠法選択）の基礎2：法律関係の性質決定、属人法の決定
- 5 国際私法（準拠法選択）の基礎3：不統一法、反致
- 6 国際私法（準拠法選択）の基礎4：公序則、先決問題、適応問題
- 7 外国における家族関係事件裁判の承認
- 8 婚姻関係に関する諸問題1
- 9 婚姻関係に関する諸問題2
- 10 親子関係に関する諸問題1
- 11 親子関係に関する諸問題2
- 12 相続に関する諸問題1
- 13 相続に関する諸問題2
- 14 事例研究

<教科書・教材>

以下の書籍を教科書として使用する。

- ・ 沢木敬郎＝道垣内正人『国際私法入門〔第6版〕』（有斐閣、2006年）
- ・ 櫻田嘉章＝道垣内正人編『国際私法判例百選（新法対応補正版）』（有斐閣、2007年）

その他の参考書については、授業中に適宜、紹介する。

<成績評価の方法>

期末試験（90%）及び平常点（10%）により評価する。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	ジェンダーと法演習		単位	2	担当教員 辻村 みよ子
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1 回

<目 的>

男女共同参画社会基本法は、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会」（男女共同参画社会）の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として位置づけているが、実際には、性差についての固定観念（ステレオ・タイプ）や偏見（ジェンダー・バイアス）、性別役割分業に由来する不合理な差別が、日本社会の至る所に存在し、男女の平等な社会参画を阻んでいる。このことは、司法や法学の領域でも例外ではなく、判例・学説あるいは法曹実務家のなかにジェンダー・バイアスが現存する例が指摘されることも多い。

そこで本演習では、以上のような状況をふまえて種々のジェンダー（社会的・文化的に形成された性差）問題や既存の判例等を検討し、議論することで、法曹実務家に強く要求されるジェンダー・センシティブな問題意識を養い、ジェンダーの視点から法学研究を深めることを目的とする。

<授業内容・方法>

本演習では、女性と人権、平等原理とポジティブ・アクションなどの理論的課題のほか、雇用・政治・家庭内のジェンダー問題について、男女雇用機会均等法改正やDV防止法等の諸法律、判例などを題材とし、諸外国の例も参考にしつつ、下記のような項目にそって具体的に検討する。テーマごとに報告しあい、議論することで、ジェンダー法学の意義と課題を明らかにする。

- 1 総論：フェミニズム・ジェンダーと法
- 2 女性の権利の歴史と女性差別撤廃条約
- 3 各国の男女平等政策とポジティブ・アクション
- 4 日本の男女共同参画社会基本法と条例等の取り組み
- 5 日本国憲法の平等原理と性差別の違憲審査基準
- 6 政治参画とジェンダー
- 7 雇用とジェンダー
- 8 社会保障とジェンダー
- 9 家族とジェンダー
- 10 リプロダクティブ・ライツ
- 11 ドメスティック・ヴァイオレンス
- 12 セクシュアル・ハラスメント
- 13 セクシュアリティとポルノ・買売春
- 14 司法におけるジェンダー・バイアス、まとめ

<教科書・教材>

辻村みよ子著『ジェンダーと法』不磨書房(2005年)

辻村みよ子著『ジェンダーと人権』日本評論社（2008年）（参考）

<参考書等>

浅倉むつ子・角田由紀子編『比較判例ジェンダー法』不磨書房（2008年）

第二東京弁護士会司法改革推進二弁本部ジェンダー部会 司法におけるジェンダー問題諮問会議編『事例で学ぶ 司法におけるジェンダー・バイアス』明石書店ほか（適宜紹介する）。

<成績評価の方法>

期末試験（レポート）（60%）及び平常点（報告・討論参加状況）（40%）により評価する。

<その他>

公共政策大学院との併設とする。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	比較憲法発展		単位	2	担当教員 佐々木 弘通
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1 回

<目 的>

この授業の目的は、比較憲法研究から抽出された人権基礎理論を学ぶことにある。その過程で、テキストを精読する力と、テキストに即して問題を発見し提起する力を養うことをも目指す。

<授業内容・方法>

この授業は演習の形態ですすめる。毎回、レポーターが教材の指定部分の内容報告と論評を行い、コメンテーターが同部分の論評を行ったあと、教員が補足説明を行い、全員での議論を行う。

演習の形態であるので、履修者は最大 20 名までとする。履修希望者が 20 名を超える場合には、前年度の成績を基準として選考する。受講者の確定後の早い時期に、各回で扱う具体的な教材範囲指定とレポーターとコメンテーターの割当てを行う。

授業のスケジュールは以下の通り。

I. 人権の思想史と実定法へのその反映

1. 「人」権と人「権」
2. 歴史のなかの人権
3. 個人の解放
4. 個人の放出
5. 文化多元主義と批判的普遍主義

II. 比較法的考察

6. 権利の諸類型
7. 各国における基本権論の言説空間
8. 私的自治・対・憲法価値、市場・対・公序
9. 家族・対・公序、宗教・対・公共社会
10. マイノリティ・対・個人、制度・対・個人権
11. 自己決定・対・人間の尊厳、相対主義・対・相対主義の相対化
12. 「いかに」と「なぜ」の権利論
13. 違憲審査制の構造
14. 「法の支配」・対・「裁判官統治」
15. 基本権保障の「国際化」

<教科書・教材>

樋口陽一『国法学 人権原論〔補訂〕』（2007 年、有斐閣）

高橋和之編『新版・世界憲法集』（2007 年、岩波書店）

その他の教材は適宜コピーして配布する予定である。

<成績評価の方法>

各回の担当報告を中心とする平常点が 50%、期末の筆記試験が 50%。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	リサーチペーパー			単位	2	担当教員	各指導教員
配当年次		L 3	開講学期	前期	週間授業回数		

本授業科目は、将来、法学の研究者を志望する者に対して、高度な研究内容を含んだリサーチペーパーの作成を指導するものです。履修を希望する者は、専門職大学院係を通じて、担当教員と連絡を取り、履修の許可を受ける必要があります。

成績評価は、学期末に、指導教員を主査、それ以外の教員1名を副査として、口述試験を実施し、リサーチペーパーについての最終評価を行います。

なお、本授業科目においては、リサーチペーパーの作成の段階に応じて、教員による助言等が行われますので、授業日程は、担当教員と履修者の間の協議によって定められます。したがって、時間割には記載されていません。

平成21年度「リサーチペーパー」担当教員一覧

担当教員	専攻分野	受け入れ条件等
稲 葉 教 授	行政法	行政法専攻の研究者(大学教員)志望の者を若干名受け入れる。実務公法(行政法)の成績がA以上の者について、レポート及び面接によって、受け入れの可否を決定する。
岡 本 教 授	刑法	刑法研究者を志す者若干名を受け入れる。ただし、法科大学院における成績が極めて優秀であり、ドイツ刑法に関する原書を読む意欲のある者に限る。応募者がある場合は面接の上選考する。
樺 島 教 授	法理学(とくに法律学方法論、現代型訴訟)	法理学の諸問題に関心がある人の受講を希望します。
小 粥 教 授	民法	受入人数・・・若干名 受入条件・・・民法の研究に強い関心を持つこと。この点について判断するための資料として、以下の①から⑤についての回答を簡潔にまとめて、提出してください。①履修を希望する理由、②将来の進路予定、③目標とする法学関係の著書・論文(その理由を具体的に)、④リサーチペーパーのテーマ、⑤法学学習歴・法学関係文献読書歴。
坂 田 教 授	民事訴訟法(判決手続)	若干名。民事訴訟法学につき明確な問題意識をもち、将来、研究者として民事訴訟法を専攻したいと考えており、実務民事法の総合成績、あるいは、実務民事法の民事訴訟法領域の成績がA以上の者の中から、面談及びレポートの結果の基づき選抜する。
佐々木教授	憲法	憲法研究者志望の者を、若干名、受け入れる。
澁 谷 教 授	租税法	研究者志望・実務家志望を問わないが、租税法の分野で高度の研究活動を行う意思と資質を備えた学生に限る。
芹 澤 教 授	英米法	若干名。将来、法律実務に精通した実務法曹かつ研究者として、日本法との比較の観点から英米法の理論的研究に従事したいと考える者を求める。「外国法文献研究I(英米法)」を選択履修していることが望ましいが、この科目の履修要件とはしない。
辻 村 教 授	憲法・比較憲法・ジェンダー法学	3名以内。将来、研究者として左記の分野の研究に従事することを真摯に希求するもので、法科大学院での成績が優秀であること。応募多数のときはレポートを課して選抜する。
成 瀬 教 授	刑法	将来研究者として、刑法の理論的研究を行うことを希望する者を受け入れる。なお、選抜を行う場合がある。
水 野 教 授	家族法	1名のみとし、すでに明確な問題意識を持ち、研究者として家族法を専攻することを将来の視野に入れている者を求める。成績は上位20%以内であること。
吉 原 教 授	商法(特に会社法)	将来商法の研究者になろうとする強い意思と明確な問題意識をもった者を1名に限り受け入れる。L2実務民事法(およびL1商法)において「A」以上の成績を得たことを履修の条件とする(履修希望者は事前に相談すること)。
渡 辺 教 授	民法(財産法)	民法の研究者となることを志す者を1名受け入れる。希望者は、現段階における自己の研究関心をA4版2枚のレポートに要約して提出すること。このレポートに基づき面接を実施し、受入れの可否を決定する。
蘆 立 准 教 授	知的財産法	将来、知的財産法の研究者として研究を行うことを希望する者。面談を行ったうえで履修の可否を決定する。
井 上 准 教 授	刑事訴訟法	受け入れ人数は1名のみとする。将来的に、研究者として、刑事訴訟法の理論的研究を行うことを希望する者を受け入れる。履修希望者は、事前に簡単な研究計画もしくは学問的関心(2000字程度)を提出すること。これに基づいて面接を行ったうえで、履修の可否を決定する。
河 崎 准 教 授	民事訴訟法(倒産処理法)	1名のみとし、社会的・学問的な問題意識があり、将来研究者として倒産処理法の理論的研究に従事したいと考えている者を求める。希望者は事前に簡単な研究計画書を提出するものとし、これに基づいて面接を実施したうえで、履修の可否を決定する。
久保野准教授	民法	1名のみとし、すでに明確な学問的問題意識を持ち、将来研究者として民法の研究に従事したいと考える者を対象とする。受講希望者にはレポート及び面接を課し、受け入れの可否を決する。
桑 村 准 教 授	労働法	2名を限度とし、研究者志望の者を対象とする。労働法に関する基本的知識を有し、問題意識が明確な者に限る。志望者は研究テーマについてレポートを提出すること(A4用紙3枚以内)。それに基づいて受け入れを決定するので、許可者がでない場合もある。
佐 藤 准 教 授	刑事訴訟法	将来研究者として、刑事訴訟法の理論的研究を行うことを希望する者を受け入れる。なお、選抜を行う場合がある。
清 水 准 教 授	取引法	リサーチペーパー執筆ないし将来の進路について明確な目的を持ち、かつ取引法に関し十分な研究能力を有すると認められる者を、1名程度受け入れる。希望者は研究計画書を提出すること。その上で面談を行って受入の可否を判断する。
竹 下 准 教 授	国際私法	1名のみとし、国際私法学の理論研究に関心のある者を対象とする。履修希望者は、5000字以内の研究計画書及び国際私法学に関して講読した書籍のリストを提出すること。提出された書類に基づき審査の上、履修の可否を決定する。
嵩 准 教 授	社会保障法	2名を限度とし、社会保障法・政策についての明確な問題関心および基本的な知識を有しており、将来社会保障法の研究者となることを希望している者を求める。3名以上の学生から希望があった場合には、研究テーマについてのレポートを課し、それに基づいて選抜する。
中 林 准 教 授	憲法(特に人権)	将来憲法の研究者となる希望とそれに相応しい能力を有している学生のみ受け入れる。希望する学生は、現在関心のあるテーマについてレポートを提出すること。そのレポートにもとづいて面接を行い、最大1名受け入れる。
森 田 准 教 授	民事法(民法・会社法・商法の他、証取法や金融法も含む)、実証分析	将来研究者として活動したいという明確な意思および能力のある者で、法理論(howの部分)よりも理論(whyの部分)に関心を持っている者。人数制限は特にない。
米 村 准 教 授	民法(特に損害賠償法・医事法)	民法を専門とする法学研究者を志す者若干名を受け入れる。希望者は、①法学研究者を志望する理由・動機、②当該専攻分野を志望する理由・動機、③具体的な研究対象テーマ、をあわせてA4用紙3枚程度にまとめ、提出すること。審査内容により受け入れ許可者が出ない場合もあり得る。

法 科 大 学 院
授 業 日 程 等

平成21（2009）年度授業日程

（法科大学院）

授業等の区分	授業等の日程
オリエンテーション	4月6日(月)
履修相談	4月8日(水)～9日(木)
前期授業	4月13日(月)～7月29日(水)
試験準備期間	7月30日(木)～7月31日(金)
前期試験期間	8月3日(月)～8月7日(金)
夏季休業	8月8日(土)～8月16日(日)
夏季授業	8月17日(月)～9月30日(水)
後期授業Ⅰ	10月1日(木)～12月22日(火)
後期補講期間 (月曜日授業の補講日とする)	12月24日(木)
冬季休業	12月25日(金)～1月3日(日)
後期授業Ⅱ	1月4日(月)～1月25日(月)
試験準備期間	1月26日(火)～1月27日(水)
後期試験期間	1月28日(木)～2月3日(水)
学位記授与式	3月25日(木)

※ 4月7日(火)：東北大学入学式

授 業 時 間

第1講時	8：50	～	10：20
第2講時	10：30	～	12：00
第3講時	13：00	～	14：30
第4講時	14：40	～	16：10
第5講時	16：20	～	17：50
第6講時	18：00	～	19：30